

# 松江市 総合計画

---

平成 19 年度-平成 28 年度

2007-2016

水と緑、歴史と教育を大切にし  
伸びゆく国際文化観光都市・松江

松江市

## 市 民 憲 章

私たちは松江市民です。雄大な日本海、美しい中海と宍道湖、八雲立つ山々にいだかれた松江がだいすきです。

私たちはこのかけがえのない自然を守り、先人のつちかった歴史を誇りとし、住む人に希望と勇気を与えるまちにします。

私たちは訪れる人にもてなしの心で接し、新しい松江のまちを築くため、手を取りあって進みます。

- 一、 青い海と湖、緑あふれる美しい自然のめぐみを大切に、きれいなまちにします。
- 一、 人の立場を重んじ、すこやかで心にゆとりのある、明るく住みよいまちにします。
- 一、 礼をつくし勉学にいそしみ、未来にはばたく、希望にみちたまちにします。
- 一、 はるかな歴史のいとなみと、つちかわれた文化をうけつぎ、心ゆたかなまちにします。
- 一、 働くことによるこびと誇りをもち、活気がみなぎる、いきいきとしたまちにします。

## 目 次

<b>第 1 部 計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
<b>第 1 章 計画策定の趣旨</b> .....	2
<b>第 2 章 計画策定の基本姿勢</b> .....	2
<b>第 3 章 計画の構成と役割</b> .....	4
<b>第 4 章 計画の期間</b> .....	4
<b>第 5 章 時代の潮流</b> .....	5
1.人口減少と少子高齢化の進行	
2.循環型社会の到来	
3.安心安全な社会への希求	
4.経済のグローバル化の進展	
5.高度情報社会の進展	
6.雇用環境の変化	
7.男女共同参画社会の実現	
8.地方分権の姿	
9.新しい地域社会の創造	
<b>第 6 章 松江市の特色</b> .....	10
1.自然的特色	
2.歴史的特色	
3.社会的特色	
4.文化・伝統的特色	
<b>第 2 部 基本構想</b>	<b>15</b>
<b>第 1 章 基本構想の目的</b> .....	16
<b>第 2 章 基本構想の前提</b> .....	16
第 1 節 期間	16
第 2 節 人口	16
第 3 節 都市空間	18
<b>第 3 章 基本理念</b> .....	20
<b>第 4 章 将来都市像</b> .....	20
<b>第 5 章 将来都市像実現のための基本目標（施策大綱）</b> .....	21
<豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる>	
<歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる>	
<安心して安全に生活できるまちをつくる>	

<癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる>

<活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる>

<快適で交流が盛んな都市をつくる>

<ともに手をたずさえてすすめるまちづくり>

<b>第6章 計画推進のための基本姿勢</b> . . . . .	23
1. 市民と行政がまちづくりの目標を共有します	
2. 市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進します	
3. 協働と参画の意識の醸成と市民主役の新たな地域づくりを推進します	
<b>体系図</b> . . . . .	24

## 第3部 基本計画 27

<b>施策項目一覧</b> . . . . .	28
-------------------------	----

### 第1章 豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる 30

#### 第1節 自然をまもり共生する 30

1. 自然環境の保全・活用 . . . . . 30

2. 循環型社会の構築 . . . . . 32

3. 地球環境の保全 . . . . . 35

4. 市民参加 . . . . . 37

#### 第2節 風格があり、美しい都市をつくる 39

1. 景観形成 . . . . . 39

2. 公園緑地の整備 . . . . . 41

### 第2章 歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる 43

#### 第1節 教育環境が整う 43

1. 教育内容の充実 . . . . . 43

2. 教育環境の整備・充実 . . . . . 46

#### 第2節 豊かな心を育む 48

1. 生涯学習の推進と青少年の育成 . . . . . 48

2. 人権施策の推進 . . . . . 51

3. 国際交流の推進 . . . . . 53

4. 文化の振興 . . . . . 55

5. スポーツの振興 . . . . . 58

### 第3章 安心して安全に生活できるまちをつくる 60

#### 第1節 災害につよく安心できる 60

1. 河川・水辺の整備・保全 . . . . . 60

2. 危機管理体制の充実 . . . . . 62

3．消防・救急体制の充実	65
第2節 安心して安全に生活できる	67
1．防犯対策の充実	67
2．交通安全対策の充実	69
3．消費生活の向上	71
4．市民相談体制の充実	73
<b>第4章 癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる</b>	74
第1節 安心して子育てできる	74
1．子育て支援・児童福祉	74
第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる	77
1．地域福祉の推進	77
2．高齢者福祉の充実	79
3．障害者（児）福祉の充実	82
4．社会保障の充実	84
第3節 健康に生活できる	86
1．健康づくり	86
2．医療体制の充実	89
<b>第5章 活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる</b>	92
第1節 活力ある産業で躍動する	92
1．農業の振興	92
2．林業の振興	96
3．水産業の振興	98
4．工業の振興	101
5．商業の振興	104
6．雇用環境の整備	107
第2節 観光都市の魅力を高める	109
1．観光の振興	109
<b>第6章 快適で交流が盛んな都市をつくる</b>	113
第1節 人・物・情報が交流する	113
1．道路網の整備	113
2．交通体系の整備	117
3．市街地の整備	119
4．港湾の整備	121
5．情報環境の整備	122
第2節 快適な生活空間をつくる	124

1．住宅等の整備	124
2．上水道の整備	127
3．下水道の整備	129
4．墓地・斎場の整備	131
<b>第7章 ともに手をたずさえてすすめるまちづくり</b>	<b>133</b>
第1節 協働ですすめるまちづくり	133
1．市民と行政の協働	133
2．男女共同参画社会の実現	136
3．開かれた市政の取り組み	138
第2節 健全で効率的・効果的な行財政運営	141
1．効率的な行政運営	141
2．財政運営	144
3．広域連携・他圏域との交流	147
<b>第8章 重点プロジェクトと財政推計</b>	<b>149</b>
第1節 重点プロジェクト---定住の促進	149
第2節 重点プロジェクト---松江開府400年祭の取り組み	151
第3節 財政推計	153
<b>資料編</b>	<b>157</b>
目標指標一覧	158
基本目標と各種計画一覧	172
松江市総合計画審議会設置条例	174
松江市総合計画審議会委員名簿	175
松江市総合計画審議会等の経過	176
諮問・答申	180
松江国際文化観光都市建設法	182

# 第 1 部

## 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定の趣旨

平成17年(2005年)3月31日、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の合併により、新「松江市」が誕生しました。

新生「松江市」のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、行政はもとより、市民・企業・市民活動団体<sup>1</sup>など、あらゆるまちづくり<sup>2</sup>の主体が、新生「松江市」のまちづくりに取り組んでいくための指針として松江市総合計画を策定するものです。

# 第2章 計画策定の基本姿勢

今回の総合計画は、次の7つの基本姿勢をもとに策定しました。

## (1) 市民参加・市民との協働<sup>3</sup>

より多くの市民の皆さんがこの計画作りに参画できる手法を積極的に用いて、具体的な提案をいただく中で、市民手作りであることを市民が実感し、思いを共有できる計画としました。

## (2) 新市まちづくり計画の尊重

松江市のまちづくりを進めていくための指針として策定された「新市まちづくり計画<sup>4</sup>」を尊重しつつ、三位一体改革<sup>5</sup>の進展をはじめとする、合併後の本市を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた計画としました。

## (3) 数値目標の設定

施策体系ごとの目標を数値などの市民の皆さんにとって分かりやすい指標で示すとともに、新たに政策・施策評価制度<sup>6</sup>を導入、活用することなどにより、政策・施策の効果を検証しやすい計画としました。

---

<sup>1</sup> 市民活動団体：市民が自らの価値観・信念・関心に基づいて、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に自発的な活動を行う団体。町内会・自治会、NPO法人(営利を目的とせず、公益のために活動する民間の団体)、ボランティア団体など。

<sup>2</sup> まちづくり：ある地域が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのこと。

<sup>3</sup> 協働：複数の主体(ここでは、市民と行政など)が共通の目的や課題解決を目指して、役割と責任の分担のもとに協力して取り組むこと。

<sup>4</sup> 新市まちづくり計画：松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町の1市6町1村が市町村合併に際して、合併の適否の判断材料として、合併後10年間の市の将来ビジョンを示したもの。

<sup>5</sup> 三位一体改革：国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革「国庫補助金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直し」を同時に行おうとするもの。

<sup>6</sup> 政策・施策評価制度：一定の期間ごとに、政策・施策の実施状況や有効性などを把握し、評価する制度。

#### (4) 財政状況との整合

本市を取り巻く厳しい財政状況を十分認識した上で、政策・施策の必要性と効果を検討し、中期財政見通し<sup>1</sup>の実行と整合の取れた効果的・効率的な計画としました。

#### (5) 各分野における基本計画との整合

合併に伴い策定される分野別の基本計画の最上位計画として、総合計画の策定姿勢を各計画に反映させ、整合の取れた計画としました。

#### (6) 広域連携の推進

宍道湖・中海都市圏<sup>2</sup>の中心に位置する松江市が、この圏域の中核的な役割を積極的に果たすとともに、さらに広域的な都市間連携の中においても、きらりと光る存在感を示すことのできる、活力に満ちた都市像を実現していくための計画としました。

#### (7) 計画実効性の確保

行政が責任を持って計画の実現に向け努力することはもとより、市民・企業・市民活動団体<sup>3</sup>など、あらゆるまちづくりの主体がそれぞれの役割の中で、計画目標の達成に向けて取り組んでいける計画としました。

---

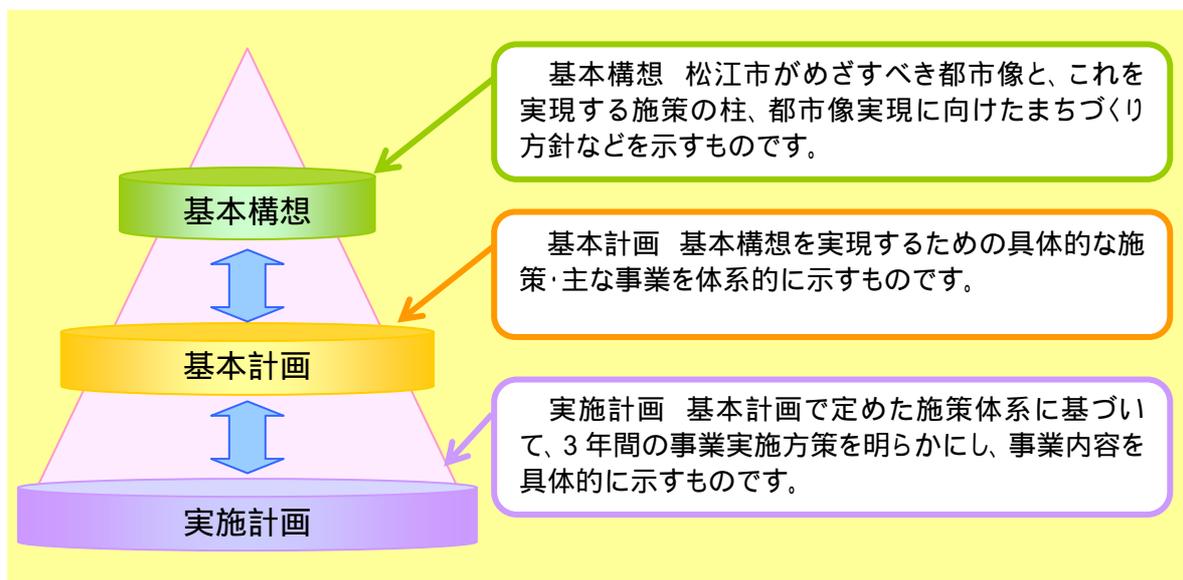
<sup>1</sup> 中期財政見通し：経済の動向の変化などを想定し、松江市の5年先までの収入と支出の見込みを年度ごとに推計し、適正な財政運営を行うために策定するもの。毎年度、決算から予算編成までの間に見直しを行い、見通しを1年ずつ延長していくもの。

<sup>2</sup> 宍道湖・中海都市圏：社会的・経済的に相互に関連し、地理的に近接している宍道湖・中海沿岸地域は、人口の集積や、あらゆる都市機能が備わっているまとまりのある地域であるとの考え方に基づいた圏域の呼称。出雲市・斐川町・松江市・東出雲町・安来市・境港市・米子市の区域を指す。人口規模は、614,318人(平成17年国勢調査)。

<sup>3</sup> 市民活動団体：P2参照。

### 第3章 計画の構成と役割

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画によって構成され、それぞれの内容は次のとおりです。



### 第4章 計画の期間

総合計画の期間は、それぞれ次のとおりです。



- 基本構想 10年間
- 基本計画 前期・後期の各5年間
- 実施計画 3年間とし、毎年度見直します。

後期基本計画は、平成23年度(2011年度)に策定します。

## 第5章 時代の潮流

私たちの日常生活を取り巻く社会環境の変化を踏まえて、時代の潮流の中で松江市が取り組むべき課題を的確に把握し、総合計画を策定することとします。

### 1. 人口減少と少子高齢化<sup>1</sup>の進行

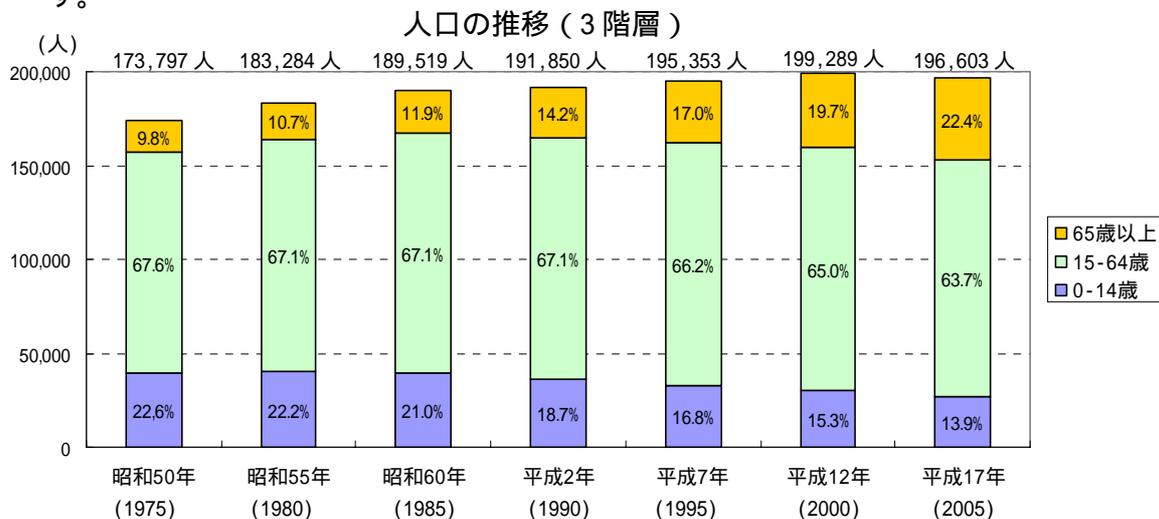
平成 17 年(2005 年)国勢調査<sup>2</sup>や人口動態調査<sup>3</sup>の結果、人口動向の基調となる自然動態<sup>4</sup>が漸減していることから日本の人口は減少局面に入ったと想定されています。

一方、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合は今後も高まっていくと推測され、核家族化<sup>5</sup>の進行にあわせて、高齢者世帯の増大が加速していきます。

また今回の結果から、地方都市の人口減少、大都市圏域の人口増加の傾向が顕著となり、今後とも大都市を中心とする都市部への人口集積はますます強まると予想され、地方都市からの人口流出に拍車がかかると見込まれています。

平成 19 年(2007 年)から始まる団塊の世代<sup>6</sup>の大量退職により、労働力人口<sup>7</sup>の減少、個人消費の低下、国力の衰退や福祉・医療などの社会保障制度への影響が引き起こされ、深刻な社会問題となることが想定されます。

松江市は、平成 17 年(2005 年)国勢調査により戦後初めての人口減少という結果となりました。老年人口の割合は、全国平均 20.1%より高い 22.4%という数値となり、現在の人口構成から推計するとさらに上昇を続け、少子高齢化が進行していくと見込まれます。



資料：国勢調査。各年 10 月 1 日現在。

<sup>1</sup> 少子高齢化：人口構造が高齢化することで、指標としては総人口に占める高齢人口(65 歳以上)の比率が高まる一方、年少人口の減少とが同時並行的に進んでおり、2 つの現象を合わせて少子高齢化と呼ぶ。

<sup>2</sup> 国勢調査：日本の国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにする統計を得るために行われる国の最も基本的な統計調査。大正 9 年(1920 年)に第 1 回の調査が行われ、以後 5 年に 1 度 10 月 1 日に行われている。

<sup>3</sup> 人口動態調査：厚生労働省の実施する出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口増減の事象を把握する調査。

<sup>4</sup> 自然動態：出生・死亡に伴う人口増減のこと。

<sup>5</sup> 核家族化：夫婦とその未婚の子だけで構成している家族が増加すること。

<sup>6</sup> 団塊の世代：昭和 22 年(1947 年)から昭和 24 年(1949 年)(昭和 27 年(1952 年)、または昭和 30 年(1955 年)生まれまで含まれる場合もあり)にかけて第一次ベビーブームで生まれた世代。

<sup>7</sup> 労働力人口：満 15 歳以上の生産年齢人口のうちで所得を得るために労働している者(就業者数)と、休業中の就業者、そして労働をしたいと希望しながら仕事についていない者(完全失業者数)の総数のこと。

## 2. 循環型社会<sup>1</sup>の到来

経済の発展に伴い環境への負荷が増大した結果、地球温暖化<sup>2</sup>や熱帯雨林の減少、砂漠化の進行など地球規模で環境問題が顕在化しています。自然環境保全への取り組みは世界各国共通の課題となっています。

今後とも、家庭や企業・職場の省エネルギーの取り組み<sup>3</sup>、資源の再生・再利用が進められていきます。

また、自然界に存在する新たな資源を活用する仕組みがつくられ、新エネルギー<sup>4</sup>の開発や、環境保全のためのサービスを提供する商品や技術開発が進展していくものと予想されます。

松江市でも、廃棄物の増加、自然環境の悪化など様々な環境問題の影響が現れ、その解決が大きな課題となっていたことから「リサイクル都市日本一」をスローガンに掲げ環境意識の高いまちの実現に向けた取り組みを進めてきました。今後も、宍道湖・中海などの美しい環境を守り育てていくためには、これまでの取り組みをさらに充実し、環境に対する意識を共有し、具体的行動を実践していくことが求められています。

## 3. 安心安全な社会への希求

日本の各地で地震や台風、豪雨などによる自然災害が、これまでの災害規模を上回る規模で発生し、大きな被害をもたらしています。また、犯罪が凶悪化、低年齢化し、無差別テロ<sup>5</sup>が発生するなど、従来では考えられなかった犯罪が多発しています。新型肺炎<sup>6</sup>(SARS)・鳥インフルエンザ<sup>7</sup>などの新しい感染症<sup>8</sup>の世界的な大流行の危険性も高まっています。

さらに、牛海綿状脳症<sup>9</sup>(BSE)などにみられるように、食品の安全性についての対策がますます重要なものとなってきます。

松江市は、昭和47年(1972年)、平成18年(2006年)の豪雨災害により市街地が浸水し、甚大な被害を受けたことから、中小河川等を含む河川環境の改善は緊急の課題となっています。特に、安心して暮らすことのできる地域をつくるために、大橋川改修事業とそれに伴うまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、松江市は原子力発電所が立地する唯一の県庁所在市であることから、市民の安心安全を確保する取り組みが重要です。

<sup>1</sup> 循環型社会：大量生産、大量廃棄型の社会に変わるものとして、廃棄より再利用・再資源化を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや生態系に戻す排出物の量を最小限にすることにより、環境への影響を少なくする社会のこと。

<sup>2</sup> 地球温暖化：二酸化炭素等の温室効果ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して増加することにより、地球が温室のようになり大気温度を上昇させること。

<sup>3</sup> 省エネルギーの取り組み：水・石油・ガス・電力などエネルギー資源の無駄を省き、効率的利用を図ること。

<sup>4</sup> 新エネルギー：石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギー。太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーのほか、廃棄物利用などによるリサイクルエネルギー、燃料電池などの従来型エネルギーの新利用形態などからなる新しいエネルギーの総称。

<sup>5</sup> テロ：政治目的を達成するために、暗殺・暴行・肅清・破壊活動など直接的な暴力やその脅威に訴える主義。

<sup>6</sup> 新型肺炎：重症急性呼吸器症候群(Severe Acute Respiratory Syndrome, SARS)は、新型肺炎とも呼ばれる新種の感染症であり、SARS ウイルスにより引き起こされると考えられている。

<sup>7</sup> 鳥インフルエンザ：鶏や七面鳥など、家禽(かきん)を含む鳥類に感染するインフルエンザの総称。近年、鳥から人への感染例が報告されている。

<sup>8</sup> 感染症：病原体が人や動物の体内に侵入し、発育または増殖しておこる病気。

<sup>9</sup> 牛海綿状脳症：牛の感染症疾患の一つで脳に障害をきたし、行動異常や運動失調などの後、死に至る。狂牛病。

#### 4. 経済のグローバル化の進展

経済活動のグローバル化<sup>1</sup>は急速に進展し、人や財、資本などの移動が多様化し活発になっています。特に中国をはじめとするアジア市場の経済成長に伴い、世界各国はアジアとの経済交流や連携強化を図ろうとしています。日本においても中国をはじめとする東アジア諸国との経済や文化の交流拡大に伴い、環日本海地域<sup>2</sup>の重要性は高まっていくと推測されます。

さらに、国内企業が安価な労働力の確保のために海外へ資本を移転する一方で移入労働者の増加が進んでいくことが想定されます。

また、海外との幅広い交流の推進により、外国人居住者の増加や観光をはじめとする交流人口の増大も見込まれます。

松江市でも、外国からの観光客受け入れによる交流人口の拡大をめざすとともに、日本一の生産量を誇る「ぼたん」や、「雲州人参<sup>3</sup>」、「和菓子」などの輸出製品の開発を促進し、境港の有効活用による環日本海諸国との経済交流を図り、経済活動の国際化に取り組むことが重要になってきます。

#### 5. 高度情報社会の進展

情報通信技術の急速な進歩は、ユビキタスネットワーク社会<sup>4</sup>の到来をもたらす情報通信ネットワークが市民生活や企業活動にとってますます重要な社会基盤となります。時間や地理的距離の制約がなくなり、知的価値の生産や活用という新たな産業の創出が進み、地域からの起業による全国規模の事業展開も可能となっていきます。

国や地方自治体において、今後、電子自治体<sup>5</sup>の推進による行政サービスの提供が進展することから、プライバシーの侵害や個人情報の流出、コンピュータ犯罪の発生などに適切に対応する社会システムの構築が求められています。

松江市は、ケーブルテレビ網を中心とした情報通信ネットワーク環境を全市域に整備するとともに、IT<sup>6</sup>産業を新たな地域産業に発展させ、地域経済の活性化に取り組んでいくことが求められています。

---

<sup>1</sup> グローバル化：資金やサービス、情報等が、これまで存在した国家や地域などの境界を越えて流通することにより、地球規模での一体化を生み出し、地理的距離や領土的国境が意義を失うこと。

<sup>2</sup> 環日本海地域：日本海に面する諸国の都市間の政治・経済・文化交流を深め、一つの地域としての一体性を出そうとする構想から生まれた、日本海を取り囲む地域を指す名称。

<sup>3</sup> 雲州人参：八束町(大根島)特産の薬用人参のブランド名称。

<sup>4</sup> ユビキタスネットワーク社会：身のまわりの家電や携帯電話、車などが、インターネットをはじめとする情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境の整った社会。

<sup>5</sup> 電子自治体：地方自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組み。

<sup>6</sup> IT：Information Technologyの略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。通信技術。

## 6. 雇用環境の変化

日本社会は、都市と地方の格差、個人所得の格差などが拡大しつつあるといわれています。雇用形態でみるとパート・アルバイト、派遣労働など非正規雇用が増大するなど、社会保障制度の根幹に関わる問題の対策が迫られています。

一方、団塊の世代<sup>1</sup>の大量退職による「2007年問題<sup>2</sup>」は、技術力の消失や深刻な人手不足をもたらすと想定されることから、都市部への労働力人口<sup>3</sup>の求心力が高まっていくことも想定されます。

松江市では、平成11年(1999年)から平成16年(2004年)の間に事業所数が7.8%減少し、従業者数も減少している中、パート・アルバイト、派遣従業者の割合が高まっています。また、有効求人倍率<sup>4</sup>は改善傾向が見られるものの、全国と比較すると厳しい環境にあります。

平成18年度(2006年度)の新卒者(高校)の就職内定状況は、内定者の30%以上が県外に流出すると見込まれることから、市内での雇用の場の確保や受け皿となる企業誘致、さらには関係機関と連携した就業支援の充実が求められています。

## 7. 男女共同参画社会の実現

少子高齢化<sup>5</sup>が進行する中、将来にわたり活力ある経済・社会を維持していくためには、多様な能力をもつ男女がともに対等なパートナーとして、社会を支えていく必要があります。そのためには、今まで十分に生かされていない女性の潜在能力を引き出し、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現が、わが国全体の重要課題です。

松江市でも、男女共同参画社会基本法、松江市男女共同参画推進条例に沿って、男女の人権の尊重、ドメスティック・バイオレンス<sup>6</sup>などの根絶、政策・方針決定過程への男女共同参画、家庭生活と社会生活の両立などに取り組み、男女共同参画社会を実現することが求められています。

---

<sup>1</sup> 団塊の世代：P5参照。

<sup>2</sup> 2007年問題：団塊世代の一斉退職により生じると考えられる問題の総称。

<sup>3</sup> 労働力人口：P5参照。

<sup>4</sup> 有効求人倍率：有効求人者数 / 有効求職者数。新規学卒者を除く公共職業安定所における求人数を求職者数で除した比率。

<sup>5</sup> 少子高齢化：P5参照。

<sup>6</sup> ドメスティック・バイオレンス：DVと略す。配偶者や恋人などからふるわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。直訳すると「家庭内暴力」となるが、女性の人権を特に侵害しているもので、独自の対策が必要なことから、一般の家庭内暴力とは区別してこの言葉が使われる。

## 8. 地方分権の姿

国の構造改革や、国と地方の役割を見直す地方自治制度の改革が進められていきます。

地方自治体は国から権限や税源の移譲を受け、新しい地方分権社会<sup>1</sup>を自らの力で作り上げる必要があります。これからの地方自治体は、住民にもっとも身近な行政主体として、多様化するニーズにスピードや柔軟性をもって対応できる質の高いサービスを提供するとともに、地域の特色を生かした創造的な政策形成能力や事業遂行能力を高めていくことが求められます。

松江市は、日本海沿岸地域の中でも新潟市や金沢市圏域に並ぶ60万人余の人口規模を有する宍道湖・中海圏域の中心に位置することから、将来の道州制<sup>2</sup>への移行を見据えて、さらに基礎自治体<sup>3</sup>としての機能を高めるとともに、広域連携の取り組みを展開していくことが求められています。

## 9. 新しい地域社会の創造

松江市は、今後とも続くであろう厳しい財政状況にあって、一層の行財政改革の推進と、自立した自治体経営に取り組んでいかなければなりません。

簡素で効率的な行政運営を行い、限りある財源を効果的に活用して、まちづくりを進めていくためには、産学官の連携にとどまらず、市民や市民活動団体<sup>4</sup>とともに手を携えて知恵を出し合い、それぞれの役割に基づいて主体的にまちづくりに取り組んでいくことが必要になります。地域を良くしたいという思いを皆で共有し、地域や暮らしの中で個別の課題を掘り起こし、主体的に解決する姿勢をもって、協働<sup>5</sup>によるまちづくりを進めていくことが求められています。

---

<sup>1</sup> 地方分権社会：政治や行政において国と地方が分担すべき役割を明確にし、国の権限を地方自治体に移して分散させ、地方自治体の自主性・自立性が高まる地域社会のこと。中央集権に対して地方分権という。

<sup>2</sup> 道州制：都府県よりも広域な単位で行政を行う制度の一つとして、現在様々な議論がなされている。

<sup>3</sup> 基礎自治体：国の地方行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるものを指す。

<sup>4</sup> 市民活動団体：P2 参照。

<sup>5</sup> 協働：P2 参照。

## 第6章 松江市の特色

### 1. 自然的特色

市の北部には、宍道湖北山県立自然公園を形成する 200m から 500m 前後の山地が連なるほか、日本海に面したリアス式海岸<sup>1</sup>など、大山隠岐国立公園に指定された美しい海岸景観を誇っています。

市の中央部には、全国 5 番目・7 番目の規模を有し、ラムサール条約<sup>2</sup>登録湿地の指定を受けた汽水湖<sup>3</sup>である中海・宍道湖があり、両湖を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れています。

また、南部には、中国山地に至る 200m から 600m 前後の緑豊かな山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を展開しているほか、玉造温泉・松江しんじ湖温泉をはじめとする温泉資源にも恵まれています。

特に、夕景をはじめ、四季折々に表情を変える宍道湖の情景は、住む人、訪れる人を魅了してやまない松江市固有の風景であり、水郷松江の象徴となっています。

これらの豊かな自然は、都市空間と近接して存在し、市民にいつでも自然を体感できる良好な住環境を提供してきました。

また、日本一の生産量を誇る宍道湖のしじみや、日本海沿岸の魚介・海藻類をはじめとする豊富な水産資源を有しています。

#### 【キーワード】

宍道湖、中海、日本海、大橋川、加賀の潜戸（かかのくけど）、地蔵崎、熔岩隧道  
玉造温泉、松江しんじ湖温泉、大スダジイ

<sup>1</sup> リアス式海岸：谷が沈降してできた入り江を溺れ谷という。もともと海岸線に対して垂直方向に伸び、河川により浸食されてできた開析谷が溺れ谷になり、それが連続して鋸の歯のようにギザギザに連なっているような地形をリアス式海岸という。

<sup>2</sup> ラムサール条約：正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」国際的な協力のもと湿地の賢明な利用と保全を進め、次世代に伝えていくことを目的とする国際条約。日本では、33箇所が登録されている。

<sup>3</sup> 汽水湖：海水と淡水が入り混じった湖

## 2.歴史的特色

松江市とその周辺は、「古事記<sup>1</sup>」「日本書紀<sup>2</sup>」「出雲国風土記<sup>3</sup>」が記す出雲神話の舞台であり、国指定史跡の出雲国庁跡や出雲国分寺跡など数々の史跡が存在します。そして、「出雲国風土記」の「国引き」の詞章に登場する「狭田（佐太）」、三穂の埼、素盞鳴尊（すさのおのみこと）を主祭神とする熊野大社、神湯と記載される玉造温泉、その他、神話や伝承と結びついた史跡や神社などが多数存在します。

古墳時代には、全国的に有名な史跡である大庭・山代の古墳群などに見られるように農耕を中心とした豪族が台頭し、それまでの集落から大きな村落の形成が行われました。

7世紀の半ばの大化の改新以降、この地域は出雲地方の中心として栄え、国府（庁）が置かれました。また、碧玉やめのうの産地であり、玉作りの遺跡も多く残っています。

松江城は、5年の歳月をかけ、1611年に堀尾吉晴によって築かれました。この城地は、吉晴、忠氏父子が床几山から展望して定めたとされています。松江は、堀尾氏3代、京極氏1代、松平氏10代の城下町として発展してきました。現在も、当時のたたずまいを残す武家屋敷などが、伝統美観保存区域<sup>4</sup>として保全されています。また、現在の宍道地区の周辺は交通の要衝として宿場町が形成されていました。島根半島の美保関は日本海沿岸航路の主要な港として繁栄し、加賀は松江藩の積出港として、また日本海の西廻り航路の風待ち港として賑わいました。

### 【キーワード】

出雲国風土記、出雲国府跡、国宝神魂神社本殿、松江城、城下町、青石畳通り  
古墳群、神社仏閣、史跡出雲玉作跡、加賀浦  
清原太兵衛と佐陀川、周藤弥兵衛と日吉の切通し

<sup>1</sup> 古事記：現存する最古の歴史書。712年、太安万侶（おおのやすまろ）によって献上された日本最古の歴史書とされている。

<sup>2</sup> 日本書紀：720年、舎人親王（とねりしんのう）らの撰による日本最古の勅撰の正史。

<sup>3</sup> 出雲国風土記：唯一完本として残る風土記。風土記は、713年の詔によって諸国から撰進されたもので、地名、風土、産物、伝承などを記したもの。

<sup>4</sup> 伝統美観保存区域：松江市の往時の政治・経済及び文化の中心として歴史上の意義を有する建造物、遺跡等で形成された町並み景観や、周囲の自然的環境と一体をなして伝統と文化を具現、形成している歴史的・自然的景観の残る地区。

### 3.社会的特色

松江市は山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学や専門学校などの高等教育機関、病院、商業施設などが集積しています。

本市と他圏域を結ぶ交通機能は、国道、高速道路、空港、鉄道、航路が整備され、道路網については、山陰地方を東西に結ぶ国道9号と、山陽・四国方面につながる国道54号が交わる、交通の結節点となっています。また、山陰自動車道、中国横断自動車道尾道松江線の高速道路整備が進みつつあります。

また、空路については、出雲空港・米子空港の2つの空港が利用できるという利便性の高い地域です。鉄道については、山陰地方を東西に結ぶJR山陰本線があり、山陽方面につながるJR伯備線に接続しています。航路では、本市と隠岐を結ぶ隠岐航路、外国との物流港である境港に隣接しています。

これらの利便性の高い交通網や、地理的条件を背景に、宍道湖・中海の沿岸では県境を越えた圏域が形成されています。また、江島大橋の開通により、中海圏域の交通利便性が高まり、連携が進んでいます。

#### 【キーワード】

県庁所在地、山陰の中心都市、良好な教育環境、山陰自動車道、中国横断自動車道尾道松江線、江島大橋、JR山陰本線、JR伯備線、一畑電車、出雲空港と米子空港、境港、隠岐航路

## 4.文化・伝統的特色

江戸時代に城下町として栄えるなかで、現在に連なる伝統的な産業、美術工芸、文化、民間行事、祭りなどの基礎が形成されました。

特に、松平家第7代藩主松平治郷<sup>1</sup>（不昧）は、茶道を極め、今日に至る茶の湯の文化を愛する市民性に大きな影響を与えました。茶の湯の文化とともに、もてなしの心などが大切にされてきました。

また、明治時代には、文豪ラフカディオ・ハーン<sup>2</sup>（小泉八雲）が松江に滞在し、松江の風情や伝統に強く惹かれ、その文筆で松江を広く世界中に紹介しました。

このような文化的な魅力を守り発展させていくため、昭和26年(1951年)に松江国際文化観光都市建設法<sup>3</sup>が制定され、松江市は京都、奈良と並ぶ国際文化観光都市となりました。

現在でも、伝統的な文化が大切に受け継がれるとともに、八雲国際演劇祭や玉造アートフェスティバルなど新たな取り組みも盛んに行われる文化の薫り高い都市です。

### 【キーワード】

- 祭 り ホーランエンヤ、青柴垣(あおふしがき)神事、諸手船(もろたぶね)神事、佐陀神能、どう行列、墨付祭、大餅さん
- 文 化 茶の湯文化、和菓子、八雲国際演劇祭、玉造アートフェスティバル
- 伝 統 工 芸 松江姉さま人形、松江和紙てまり、出雲めのう細工、布志名焼、  
楽山焼、袖師焼、出雲民芸紙、来待石灯ろう、松江筆、八雲塗り
- 特 産 品 宍道湖七珍、ぼたん、雲州人参(薬用人参)、西条あんぼ柿、あご野焼、出雲そば、津田かぶ、板わかめ、銘酒

<sup>1</sup> 松平治郷：生 1751-没 1818。松江藩松平家第7代藩主。号として、不昧などと称した。

<sup>2</sup> ラフカディオ・ハーン：1850年ギリシャ生まれ。父はアイルランド人、母はギリシャ人。20歳でアメリカに渡り、新聞記者となった。明治23年(1890年)39歳のとき、来日し、島根県尋常中学校の英語教師として松江に赴任した。西田千太郎の紹介で松江藩士の娘小泉セツと結婚し、塩見縄手の武家屋敷に住んだ。1年3か月滞在した後、明治24年(1891年)11月に熊本の第五高等学校の教師となり松江を去っていった。

<sup>3</sup> 松江国際文化観光都市建設法：昭和26年(1951年)に国会で可決され、住民投票が行われ多数の賛成を得て成立した。この法律により、松江市は、京都、奈良に次いで全国3番目の国際文化観光都市となった。



# 第 2 部

## 基 本 構 想

## 第1章 基本構想の目的

松江市がめざすべき都市像を示し、これを実現するための基本目標とその実現のための総合的かつ計画的な施策の方向を定めることを目的とします。

## 第2章 基本構想の前提

### 第1節 期間

基本構想の期間は、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)までの10年間を期間として定めるものです。

### 第2節 人口

#### 目標人口

計画期間の最終年度である平成28年度(2016年度)の目標人口の設定を20万人とします。

#### 目標人口設定の考え方

平成17年(2005年)国勢調査<sup>1</sup>の結果、本市の総人口は、前回の平成12年(2000年)国勢調査人口から2,686人減少し、196,603人となりました。

この5年間の人口の減少は、出生数が毎年漸減し、死亡数が漸増したことによる自然動態の減少と、就職、就学、新築転居による転出によって、社会動態<sup>2</sup>の減少が続いたことによるものです。

平成17年(2005年)の1年間では、出生数から死亡者数を引いた自然動態が270人の減、転入者数から転出者数を引いた社会動態が140人の減少となり、ともに減少しています。

全国的に、人口の減少傾向が予測される中であっても、本市は宍道湖・中海圏域の中核都市<sup>3</sup>にふさわしい都市機能を担い、住みやすく暮らしやすい魅力と活力あふれる都市をめざします。そのためには概ね20万人ある現在の人口規模を維持し継続していくことをまちづくりの目標にします。

目標人口を達成するためには、雇用の場の創出や、住宅の供給、安心して子どもを生き育てていくことのできる環境の整備など定住施策の推進が重要です。

そのため、都市としての活力を維持していくための施策をこの計画の中で展開していきます。特に定住の促進に直接つながる施策は、重点プロジェクトに位置づけ推進していきます。

<sup>1</sup> 国勢調査：P5参照。

<sup>2</sup> 社会動態：転入、転出に伴う人口の増減のこと。

<sup>3</sup> 中核都市：地域連携の核となる都市の意。なお、地方自治法上の中核市とは異なる。

### (参考) 将来人口の推計

本市の将来人口を、平成 12 年（2000 年）と平成 17 年（2005 年）の国勢調査時点の人口の動きをもとにコーホート変化率法<sup>1</sup>によって推計したのが人口推計です。それによると、計画期間の最終年の平成 28 年（2016 年）の本市の人口は、183,742 人と推測されます。

また、20 万人の目標人口を達成するための人口の動きを推計したのが目標推計です。人口推計と目標推計は、下のグラフのようになります。

人口推計にあたっては、合計特殊出生率<sup>2</sup>が平成 16 年（2004 年）の旧松江市の値である 1.36 のまま推移するものとしました。

目標推計にあたっての人口の動きは次のとおりです。

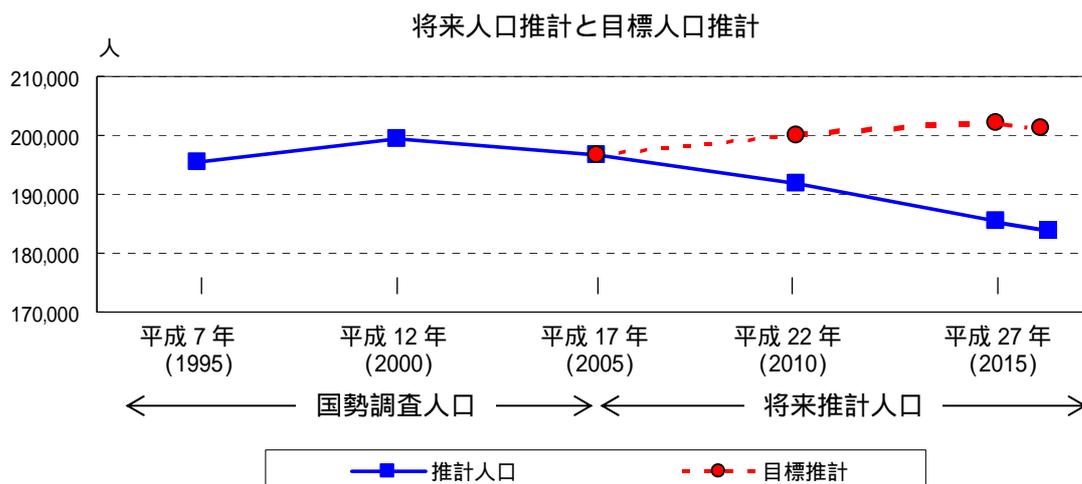
- ・ 0-4 歳人口・・・合計特殊出生率が 1.5～1.6 程度に回復したと推計
- ・ 5-9 歳人口～10-14 歳人口・・・子育て世代の人口増があったと推計
- ・ 15-19 歳人口～55-59 歳人口・・・大学卒業後の市内就職・定住者の増、子育て世代の人口増、40～50 代の人口増があったと推計
- ・ 65-69 歳人口・・・団塊の世代の人口増があったと推計

将来人口推計と目標人口を達成する人口の動きの一例

単位：人

	国勢調査人口			将来推計人口		
	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)
<b>人口推計</b>	195,353	199,289	196,603	191,897	185,355	183,742
<b>目標推計</b>				200,002	201,979	200,895

平成 7 年、12 年は合併前市町村の合算



<sup>1</sup> コーホート変化率法：コーホートとは、同様の性質を持つ集団のことであり、人口推計では通常、同年に出生した集団のことをいい、各コーホートについて過去の実績人口の動勢から男女別年齢階層別に変化率を求めて推計する方法。

<sup>2</sup> 合計特殊出生率：出産可能年齢と仮定される 15 歳から 49 歳までの各年齢階層ごとに、子どもの出生数を女性人口で割った出生率を合計したもの。便宜上、1 人の女性が一生の間に出産する子どもの平均数としてとらえる。

## 第3節 都市空間

本市は、島根県の東部、山陰地方の中央に位置し、宍道湖・中海・日本海・中国山地などをはじめとする、水と緑に恵まれた豊かな自然環境と都市機能が共存するまちです。

東は安来市・東出雲町・鳥取県境港市、西は出雲市・斐川町、南は雲南市に接しており、宍道湖・中海圏域の中核都市<sup>1</sup>としての役割を果たしています。

市域は東西約41km、南北約31kmにわたり、面積は530.26km<sup>2</sup>（平成19年3月末現在）となっており、約52%が山林で、約10%が農地として開け、宍道湖と中海を結ぶ大橋川を中心として沖積平野<sup>2</sup>が広がり、この中心部に市街地を形成し、その周辺には水田地帯が続き、さらに郊外には旧7町村各地域の居住拠点が広がっています。

本市は、一層、魅力的な都市となるよう、以下の方針に基づき、他都市には見られない自然豊かな都市空間を有効に活用し、恵まれた景観と都市機能との共存を図っていきます。

### 自然空間の保全

本市には、緑豊かな中国山地や島根半島の山々、美しい海岸線を誇る日本海、ラムサール条約<sup>3</sup>に登録された宍道湖・中海、古代出雲文化を伝える歴史的・文化的資産などがあります。

国内外から注目されているこうした豊かな自然歴史環境を市民参加により保全し、賢明な利用<sup>4</sup>を図りつつ、後世に引き継いでいきます。

### 優良農地の活用・保全

農地は、食糧生産の場としての機能はもとより、水源涵養<sup>5</sup>や水害防止の機能、田園景観の形成など多面的な機能を担っています。

これらの機能を維持・保全していくためにも、農業振興地域<sup>6</sup>における優良農用地は、市の重点作物を中心とした生産を行うための地域として確保し、都市化の進展と調和の取れた有効利用を図っていきます。

---

<sup>1</sup> 中核都市：P16 参照。

<sup>2</sup> 沖積平野：流水によって積み重なった土により形成された平野のこと。

<sup>3</sup> ラムサール条約：P10 参照。

<sup>4</sup> 賢明な利用：(Wise Use) 生態系の自然特性を変化させないような方法で、人間のために湿地を持続的に利用すること。

<sup>5</sup> 水源涵養：森林の土壌が、降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して、洪水を緩和するとともに、水質を浄化し良質な水を供給する機能。

<sup>6</sup> 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域において、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、将来、農業経営の近代化等の見込みがあるなどの要件を備える地域について、県知事が指定する地域。

## 中心市街地の整備

市の中心部は、松江城を中心として、観光施設や市役所・県庁をはじめとする官公庁や事業所が集積し、宍道湖・中海圏域の中核機能を担う役割を果たしていますが、店舗や住宅が郊外に流出し、空洞化<sup>1</sup>による人口の減少と高齢化が進んでいます。

今後は、「まちなか居住」「近隣からの集客拠点」「観光・交流」という3つの視点により、歴史的な町並みを守りながら、中心市街地の活性化を図っていきます。

## 拠点地区の整備

市内各地区の地域特性を生かしつつ、一定程度生活基盤が整備されている旧7町村各地域のまちづくりの中心となる拠点整備を新市まちづくり計画<sup>2</sup>の地域別整備方針に基づきさらに進めていきます。

市街地周辺の地域については、道路ネットワークの構築や定住につながる住環境の整備などにより生活利便性の向上を図っていきます。

## 連携・交流の基盤整備

市の中心部と各拠点地区を結ぶ放射道路<sup>3</sup>、並びに各拠点地区の間を結ぶ環状道路<sup>4</sup>、市内を回る循環道路<sup>5</sup>を改良整備し、生活の利便性の向上を図り、市内の人・ものの交流を活発にしていきます。

また、高速自動車道（山陰自動車道、中国横断自動車道尾道松江線、米子自動車道）の整備を促進し、鉄道（JR 山陰本線、伯備線、木次線）航空路（出雲空港、米子空港）の利便性を生かして、交流人口の拡大を図っていきます。

さらには、境港を活用し、環日本海諸国との経済交流に取り組みます。

---

<sup>1</sup> 空洞化：からという語源から、人口や経済活動の主体となる企業や店舗、住宅が抜けてなくなる状態のこと。

<sup>2</sup> 新市まちづくり計画：P2 参照。

<sup>3</sup> 放射道路：松江市の中心部と合併前町村の中心部を概ね 20 分以内で結ぶ幹線道路のこと。

<sup>4</sup> 環状道路：合併前町村間を結ぶ幹線道路のこと。

<sup>5</sup> 循環道路：松江市の中心部をぐるりとつなぐ幹線道路のこと。

## 第3章 基本理念

基本理念を次のとおり定めます。

### 『はるかな歴史・水と緑を大切にすまちづくり』

はるかな歴史を経て引き継がれてきた伝統や文化と、美しい湖と海、緑の山並みに囲まれた豊かな自然環境は、松江市に住む私たちの貴重な財産です。この伝統や文化に、磨きをかけながら、豊かな自然環境を後世に引き継いでいくことができるまちづくりをめざします。

### 『人・心・ゆとりを大切にすまちづくり』

思いやりの心とゆとりの心を大切にし、市民の誰もがお互いに助け合い、幸せに暮らしていけるまちづくりをめざします。

### 『人がいきいきと活気あふれるまちづくり』

産業の振興を図り、雇用の場の創出や定住を促進して、中心市街地やそれぞれの地域に賑わいや活気あふれるまちづくりをめざします。

## 第4章 将来都市像

将来都市像を次のとおり定めます。

### 『水と緑、歴史と教育を大切にし 伸びゆく国際文化観光都市・松江』

松江市は、豊かな自然環境と共生した都市景観を大切にし、はるかな歴史を経て伝統や文化を守り育ててきました。また、人材育成に力を注ぎ、充実した教育環境をつくりあげてきました。この松江の特色に磨きをかけることにより、まちの魅力をさらに高め、観光産業をはじめとする地域産業を振興して新たな魅力を加え、世界に誇れる伸びゆく国際文化観光都市をめざします。

## 第5章 将来都市像実現のための基本目標（施策大綱）

計画の基本理念、将来都市像を実現するため基本目標を次のように定めます。

### <豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる>

本市は、大山隠岐国立公園に指定されている島根半島部やラムサール条約<sup>1</sup>の登録湿地となった宍道湖・中海、緑豊かな山並み・田園など、恵まれた自然環境を保全します。また、古代出雲文化発祥の地である風土記の丘周辺、近世江戸時代のたたずまいを色濃く残す松江城周辺など、歴史的・文化的景観も数多く有しています。この、自然と共生した美しい都市景観など景観資源を保全し、後世に継承していきます。

さらに、きれいなまちづくりを実現するために、市民・事業者・行政が一体となつてごみの減量化・分別に取り組み、資源の有効利用を行い、環境保全に配慮した循環型社会<sup>2</sup>の構築に努めリサイクル都市日本一をめざします。

### <歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる>

次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、たくましく生きる力を身につけることができるよう、教育内容の充実と教育環境の整備を図っていきます。

また、市民が松江の歴史や文化、多くの先人の功績を大切にし、人をおもいやり、ゆとりや潤いのある豊かな生活を送ることができるよう、質の高い社会・文化・学習活動を行う生涯学習活動や、スポーツ・レクリエーション活動の盛んなまちをつくります。

さらに、国際文化観光都市として、世界に誇れる明媚な風光と歴史・文化を守り育み、文化の薫り高いまちづくりを進め、諸外国との交流を促進し、国際理解を推進します。

### <安心して安全に生活できるまちをつくる>

地震や水害などの自然災害から地域を守るため、災害防止対策を実施するとともに、自主防災組織<sup>3</sup>の育成に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

特に、大橋川をはじめとする市内河川の増水による浸水被害を防除するために、大橋川改修事業の促進と関連するまちづくりや、その他の河川改修事業に取り組みます。

また、犯罪から市民を守る防犯対策や交通安全対策を関係機関・地域と一体となつて推進するとともに、消防救急体制の充実を図り、安心安全な地域社会の実現に取り組みます。

さらに、全国で唯一の原子力発電所の立地する県庁所在市である本市は、市民の安心安全の確保を図るため、人的基盤の強化を図り、多様な媒体を利用した原子力広報を実施するとともに、事業者に対して安全協定の厳正な運用を求めていきます。

<sup>1</sup> ラムサール条約：P10 参照。

<sup>2</sup> 循環型社会：P6 参照。

<sup>3</sup> 自主防災組織：風水害や地震などの災害から、生命、財産、わが家、わが町を守るため、地域の住民同士が協力して自発的につくる組織のことで、災害時の救援活動や防災知識の普及などを地域で行うもの。

## <癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる>

少子化の進行と女性の社会進出の拡大などに対応し、安心して子育てができるよう保育サービスや子育て支援の充実を図ります。

誰もが住みなれた地域で、心豊かに安心して暮らしていけるよう人を大切にするまちづくりを進め、地域福祉の推進を図ります。また、高齢者や障害者が生きがいを持って社会に参加できる環境づくりや、安心して生活するためのサービスを受けられる環境を整えます。

そして、子どもから高齢者まで全ての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちをつくれます。

## <活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる>

地域に魅力ある雇用の場を増やし、中心市街地を活性化し、賑わいや活力をもたらす産業の振興を図ります。本市の特性や地域の資源を生かしながら、経済のグローバル化<sup>1</sup>の進展にあわせ、伝統産業や観光産業、農林水産業などに磨きをかけ、「ぼたん」をはじめとする輸出製品の育成や、国内外への情報発信に取り組みます。さらに、農林水産業と観光産業との連携による体験型観光の促進や、第一次産業・第二次産業・第三次産業分野の複合化により、地域資源の付加価値を高める取り組みを推進します。

特に時間や距離の制約のない情報産業分野では、R u b y<sup>2</sup>を核として、ソフトウェア等に関する研究・開発・交流活動を支援し、地域産業の振興を図ります。

また、平成 19 年(2007 年)から 5 年間にわたり実施する「松江開府 400 年祭」事業を重点プロジェクトに位置づけ、国際文化観光都市松江を国内外に P R し、観光入込客 1000 万人の実現に取り組みます。

さらに、産学官の連携により新産業の創出に取り組み、企業活動を支援していきます。

## <快適で交流が盛んな都市をつくる>

人や物、情報の交流を促進する道路網や交通体系の整備、情報環境の整備を計画的に実施することにより、地域を活性化し、市民生活の利便性が高まり、安心して地域で暮らすことのできる都市基盤の整備を進めます。

さらに、中心市街地や地域生活拠点の定住化・活性化を促進するために、ニーズにあわせた住宅を確保し、上下水道などの生活基盤の整備を推進し、快適な生活環境をつくれます。

また、中国横断自動車道尾道松江線等の整備促進や宍道湖・中海圏域内の出雲空港・米子空港、海外貿易の拠点港湾として境港の利用促進を図りながら、環日本海諸国との経済・文化交流を促進していきます。

<sup>1</sup> グローバル化：P7 参照。

<sup>2</sup> Ruby：松江市在住の、まつもとゆきひろ氏が開発したオープンソースソフトウェア(自由な利用・修正・複製・再配布を認めたうえで、プログラムの設計図を公開しているソフトウェアのこと)プログラミング言語のこと。

## <ともに手をたずさえてすすめるまちづくり>

行政活動をはじめとする広報や広聴活動の充実を図り、市民と行政が情報を共有し、計画の目標の達成度を評価するシステムを構築します。

また、町内会・自治会、ボランティア団体、NPO法人<sup>1</sup>の活動を支援し、ともに手をたずさえて松江のまちづくりを推進します。

今後の、少子高齢化<sup>2</sup>の進展や社会環境の変化に対応するため、男女が性別に関わりなく、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、厳しい財政状況が続くと予想されることから、行財政運営にあたっては、行財政改革の一層の推進を行い、行政と民間の役割を明らかにしながら、重要度の高い施策を優先的に実施するなど、効果的・効率的な行財政運営に努めます。

社会経済の広域化の進展に合わせ、将来的な道州制<sup>3</sup>も見据えたなかで、宍道湖・中海圏域の連携を推進し、この圏域の経済活性化や一体感の醸成に寄与するためにリーダーシップを發揮していきます。

## 第6章 計画推進のための基本姿勢

### 1.市民と行政がまちづくりの目標を共有します

市民と行政がともに考え、力を合わせて行動する協働<sup>4</sup>のまちづくりを展開するため、それぞれの施策別に目標とする数値指標を設定し、進捗状況をわかりやすく示します。

### 2.市民の視点に立った成果重視の行政経営を推進します

将来都市像の実現のために効率的で効果的な行財政運営を行い、求められる政策を重点的に実施し成果重視の行政経営を推進します。

### 3.協働と参画の意識の醸成と市民主役の新たな地域づくりを推進します

市民・企業・市民活動団体<sup>5</sup>・大学等教育機関・行政が協働と参画の意識を常に持ち、市民生活や地域の課題の解決をめざすため、新しい自立した地域づくりに取り組みます。

---

<sup>1</sup> NPO法人：NPOは、民間の非営利組織（non-profit organization、略してNPO）のこと。営利を目的とせず、公益のために活動する民間の団体。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）の規定により法人格を取得したものをNPO法人という。

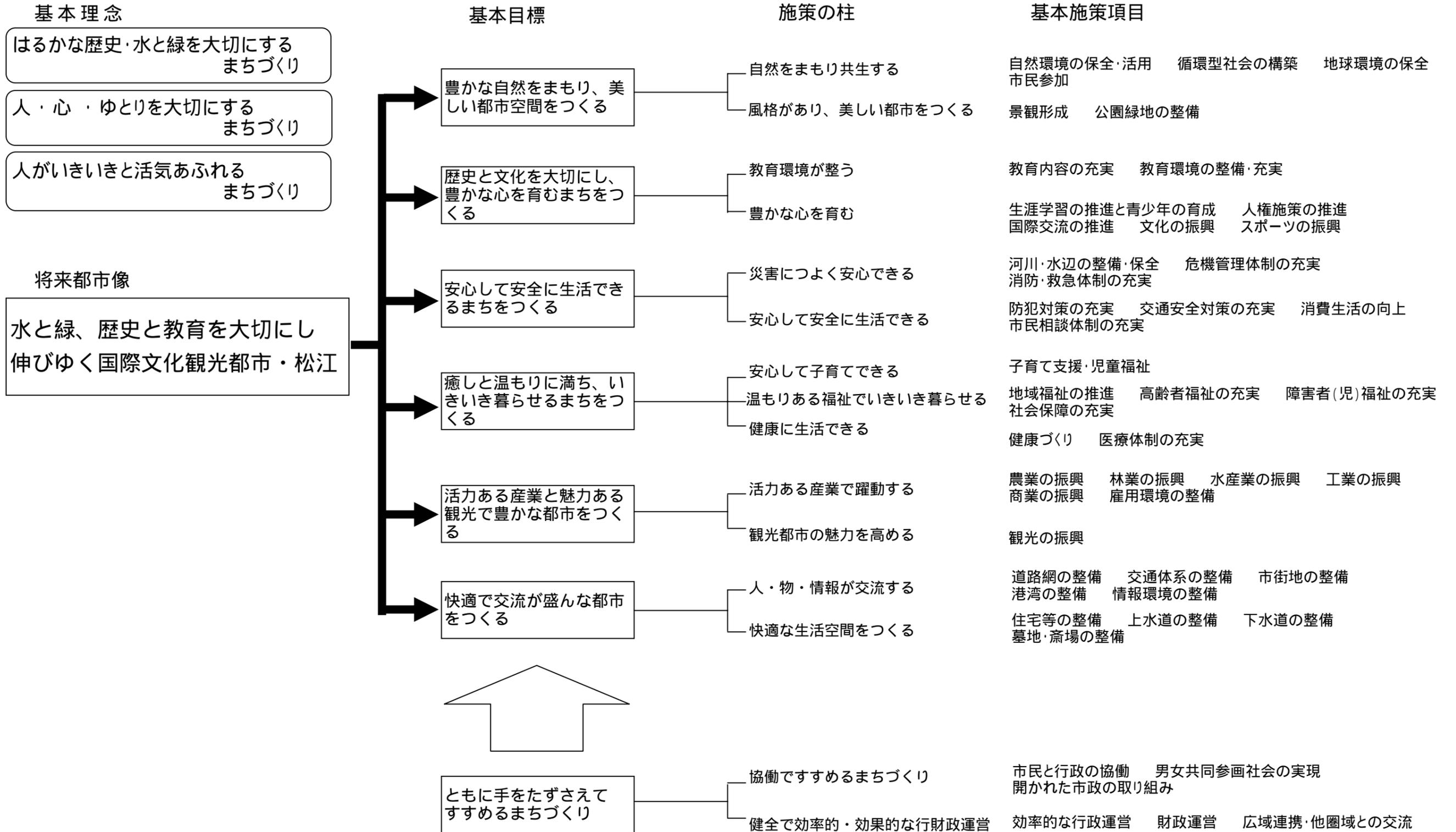
<sup>2</sup> 少子高齢化：P5参照。

<sup>3</sup> 道州制：P9参照。

<sup>4</sup> 協働：P2参照。

<sup>5</sup> 市民活動団体：P2参照。

# 体系図 松江市総合計画施策体系図



# 第3部

## 基本計画

平成19年度-平成23年度

2007-2011

## 施策項目一覧

豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる

### 自然環境・都市景観

#### 自然をまもり共生する

##### 1 自然環境の保全・活用

- 1 自然環境の保全と復元
- 2 自然環境の活用

##### 2 循環型社会の構築

- 1 環境美化の推進
- 2 ごみの減量化・分別の推進
- 3 資源の有効利用の推進

##### 3 地球環境の保全

- 1 二酸化炭素の排出抑制
- 2 環境と経済の両立

##### 4 市民参加

- 1 環境意識の高い人づくり
- 2 行動できる体制づくり

#### 風格があり、美しい都市をつくる

##### 1 景観形成

- 1 良好な景観の保全・創造・継承

##### 2 公園緑地の整備

- 1 公園緑地の整備
- 2 緑化の推進

歴史と文化を大切に、豊かな心を育むまちをつくる

### 教育文化

#### 教育環境が整う

##### 1 教育内容の充実

- 1 小中学校教育の充実
- 2 特別支援教育の充実
- 3 高等学校教育の充実

##### 2 教育環境の整備・充実

- 1 学習環境・学校施設の整備
- 2 学校給食事業の充実と食育の推進
- 3 私学教育の充実・振興
- 4 高等教育機関との連携

#### 豊かな心を育む

##### 1 生涯学習の推進と青少年の育成

- 1 生涯学習の推進
- 2 公民館の整備と機能充実
- 3 図書館をはじめとする生涯学習関連施設の機能充実
- 4 青少年の育成

##### 2 人権施策の推進

- 1 人権施策の推進

##### 3 国際交流の推進

- 1 諸外国との交流の推進
- 2 国際理解の推進
- 3 国際化に対応したまちづくり

##### 4 文化の振興

- 1 指定文化財の保存・活用
- 2 埋蔵文化財の保存・整備
- 3 文化・芸術の振興

##### 5 スポーツの振興

- 1 スポーツ振興
- 2 スポーツ施設の充実

安心して安全に生活できるまちをつくる

### 安心安全

#### 災害につよく安心できる

##### 1 河川・水辺の整備・保全

- 1 治水事業の推進
- 2 河川改修
- 3 浸水防止対策の実施
- 4 土砂災害対策の実施
- 5 河川環境の保全

##### 2 危機管理体制の充実

- 1 防災体制の整備
- 2 原子力安全対策
- 3 原子力防災体制の整備
- 4 国民保護計画の整備

##### 3 消防・救急体制の充実

- 1 消防力の強化
- 2 救急・救助体制の充実

#### 安心して安全に生活できる

##### 1 防犯対策の充実

- 1 防犯対策の充実

##### 2 交通安全対策の充実

- 1 交通安全環境の整備
- 2 交通安全施策の推進

##### 3 消費生活の向上

- 1 消費者の自立支援
- 2 消費生活相談

##### 4 市民相談体制の充実

- 1 市民相談

癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる

### 保健福祉

#### 安心して子育てできる

##### 1 子育て支援・児童福祉

- 1 在家庭児童への対応
- 2 保育サービス等の充実
- 3 就学前児童の教育・保育環境の充実

#### 温もりある福祉でいきいき暮らせる

##### 1 地域福祉の推進

- 1 地域包括ケア体制の確立
- 2 地域福祉の推進

##### 2 高齢者福祉の充実

- 1 社会参加と生きがいづくり
- 2 介護予防の推進
- 3 介護サービス

##### 3 障害者(児)福祉の充実

- 1 自立支援
- 2 地域生活支援

##### 4 社会保障の充実

- 1 国民健康保険
- 2 国民年金
- 3 老人医療
- 4 生活保護

#### 健康に生活できる

##### 1 健康づくり

- 1 母子の健康
- 2 成人・高齢者の健康
- 3 市民参加による地域の取り組み
- 4 感染症対策

##### 2 医療体制の充実

- 1 地域医療体制の充実
- 2 救急医療体制の充実
- 3 松江市立病院との連携
- 4 医療費助成の継続

活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる

### 産業振興

#### 活力ある産業で躍動する

##### 1 農業の振興

- 1 多様な担い手の育成
- 2 地域の特徴ある生産構造の構築と地産地消
- 3 優良農地の確保と生産基盤の整備
- 4 鳥獣被害対策

##### 2 林業の振興

- 1 担い手の育成と確保
- 2 森林資源の保全と活用
- 3 林道の整備

##### 3 水産業の振興

- 1 海面漁業の基盤整備
- 2 漁業担い手の育成及び確保
- 3 つくり育てる漁業の推進
- 4 内水面漁業の振興

##### 4 工業の振興

- 1 地場産業の振興
- 2 新産業創出、起業化の支援
- 3 企業活動の支援
- 4 企業誘致の推進

##### 5 商業の振興

- 1 地域商業拠点の振興
- 2 中心商店街の振興
- 3 事業者の育成

##### 6 雇用環境の整備

- 1 安定した雇用の維持・創出
- 2 勤労者福祉の充実

#### 観光都市の魅力高める

##### 1 観光の振興

- 1 観光資源の活用
- 2 テーマ性をもつ観光ルートの造成
- 3 情報発信の充実
- 4 外国人観光客の誘致
- 5 滞在型観光の推進
- 6 産業と連携した観光の推進
- 7 広域連携による観光の推進

快適で交流が盛んな都市をつくる

### 都市基盤・生活基盤

#### 人・物・情報が交流する

##### 1 道路網の整備

- 1 生活道路の整備
- 2 歩道の整備
- 3 生活道路の維持管理
- 4 幹線道路の整備
- 5 広域幹線道路の整備促進
- 6 高速道路の整備促進

##### 2 交通体系の整備

- 1 バス交通の維持・充実
- 2 航空路の維持・充実
- 3 鉄道の維持・充実
- 4 航路の充実

##### 3 市街地の整備

- 1 中心市街地の整備
- 2 拠点地区の整備

##### 4 港湾の整備

- 1 港湾の整備

##### 5 情報環境の整備

- 1 地域情報基盤の整備

#### 快適な生活空間をつくる

##### 1 住宅等の整備

- 1 住宅宅地の供給
- 2 市営住宅の整備
- 3 定住促進住宅の供給
- 4 安心ハウスの整備促進
- 5 空き家対策の推進

##### 2 上水道の整備

- 1 上水道の整備
- 2 簡易水道の整備

##### 3 下水道の整備

- 1 公共下水道の整備
- 2 集落排水施設の整備
- 3 公設浄化槽等の整備

##### 4 墓地・斎場の整備

- 1 墓地の管理運営
- 2 斎場の整備

ともに手をたずさえてすすめるまちづくり

### 協働のまちづくり・行財政運営

#### 協働ですすめるまちづくり

##### 1 市民と行政の協働

- 1 市民と行政の協働
- 2 町内会・自治会との連携
- 3 ボランティア団体・NPO法人との連携
- 4 市民活動の支援

##### 2 男女共同参画社会の実現

- 1 男女共同参画施策の推進

##### 3 開かれた市政の取り組み

- 1 広報活動の推進
- 2 広聴活動の推進
- 3 情報公開の推進

#### 健全で効率的・効果的な行財政運営

##### 1 効率的な行政運営

- 1 行政の多元化・効率的な組織
- 2 人事管理、人材育成
- 3 電子市役所
- 4 行政評価

##### 2 財政運営

- 1 持続可能な財政運営

##### 3 広域連携・他圏域との交流

- 1 広域連携の推進
- 2 他圏域との交流の促進

# 第1章 豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる

## 第1節 自然をまもり共生する

### 1. 自然環境の保全・活用

#### 現況と課題

- ・下水道の普及率が高まっているにもかかわらず、宍道湖・中海や市内河川の水質は、5年前に比べ大きく改善していない状況にあることから、家庭や農林業、畜産業、事業所などから直接流出する排水などに配慮し水質を保全する取り組みを進める必要があります。
- ・農林業における従事者の高齢化や後継者不足により田畑や里山<sup>1</sup>、森林の荒廃が進んでいます。景観対策や資源確保はもとより災害等の安全対策の観点からもそれらの保全が必要です。
- ・生態系など自然の仕組みや自然環境の大切さを理解するためには、宍道湖・中海など水辺を活用し、水や自然と触れ合うことのできる機会の創出が必要となります。
- ・本市の恵まれた自然環境を観光分野にも生かすために、観光客が市民との交流や環境活動などへ参加することのできる「参加型観光振興」の実践が必要です。
- ・自然環境の活用は開発との調和を図り、生活者の立場に立ち、環境に配慮した開発・整備が必要です。

#### めざす市民生活の状態

- ・宍道湖・中海の水質が改善されています。
- ・市民・事業者・行政が一体となって自然を守るという意識が高まり、自然環境の復元が図られています。
- ・観光客や市民の交流、環境活動などへ参加することのできる「参加型観光振興」が展開されています。

#### 主要施策項目

- 1 自然環境の保全と復元
- 2 自然環境の活用

#### 施策の展開方針

- 1 自然環境の保全と復元
  - ・市民、事業者、行政が一体となって水質の改善を図ります。
  - ・市民が「緑を守る」という意識を高め、緑を守る制度の充実を図ります。
  - ・ラムサール条約<sup>2</sup>登録に基づき、宍道湖・中海の賢明な利用（ワイズユース）に努めます。
  - ・自然に親しむ環境の整備に努め、環境復元への意識の向上を図ります。

<sup>1</sup> 里山：人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地等が一体となった土地。

<sup>2</sup> ラムサール条約：P10 参照。

目標指標	現状値	目標値
宍道湖の水質(COD <sup>1</sup> :mg/l)	平成 17 年	平成 23 年
	4.9	4.5
中海の水質(COD:mg/l)	平成 17 年	平成 23 年
	5.3	4.6
堀川の水質(BOD <sup>2</sup> :mg/l)	平成 18 年	平成 23 年
	2.4	2.0

## 2 自然環境の活用

- ・市民が自然とふれあうことのできる機会の創出に努めます。
- ・観光客が、市民との交流や環境活動などへ参加することのできる「参加型観光振興」の実現に努めます。
- ・自然環境を壊すような開発行為は行わないように努めます。

### 市民参加による取り組み

- ・ヨシ等、水生植物を植える活動への参加
- ・水辺環境の清掃活動への参加

### 市民の意見・提言

- ・自然と調和したまちづくりを進める
- ・豊かな自然環境への取り組みを重点的にしてほしい
- ・宍道湖、大橋川、天神川、中海などを生かした水の都づくりを図る
- ・自然や景観、また文化遺産をそのままに生かす

## 主要事業

- ・ラムサール条約登録湿地の賢明な利用推進事業
- ・自然利用公園管理運営事業

<sup>1</sup> COD: Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略。水中の被酸化性物質を酸化するために要した酸素の量で示した水質の指標。水質が悪いほど COD は高くなる。

<sup>2</sup> BOD: Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量で示した水質の指標。水質が悪いほど BOD は高くなる。一般に河川の水質は BOD を、湖や海の水質は COD を用いる。

## 2. 循環型社会<sup>1</sup>の構築

### 現況と課題

- ・きれいなまちづくりを進めるためには、市民・事業者・行政が協力して清掃活動を実践するとともに、ポイ捨て防止の指導などの対策を推進していくことが必要です。
- ・依然として、不法投棄が発生しており、一人一人の環境美化意識を高めるとともに、不法投棄の起きやすい場所の監視など、適正な管理が必要です。
- ・市民、事業者へ4R<sup>2</sup>実践の啓発を進め、更にごみの減量・分別を進めることが必要です。
- ・市民が資源を循環させて利用する取り組みを実践していくためには、リサイクルステーション<sup>3</sup>の整備や、購入時の意識改革など、市民が参加・協力しやすい環境を整えていくことが必要です。
- ・私たちの暮らしに欠かすことのできない水は、自然界を循環している大切な資源です。市民・事業者に水資源に関する理解を深めてもらえるよう、情報提供をしていくことが必要です。

### めざす市民生活の状態

- ・市民・事業者・行政が一体となった“ごみを減らそう運動”が進められ、市民・事業者の環境に対する意識が高く、環境への負荷の少ない「循環型のまち」「きれいなまち」になっています。

### 主要施策項目

- 1 環境美化の推進
- 2 ごみの減量化・分別の推進
- 3 資源の有効利用の推進

### 施策の展開方針

#### 1 環境美化の推進

- ・環境美化活動に協力支援するほか、地域の巡回指導や啓発活動を実施します。
- ・巡回パトロールの実施や、美観に配慮する啓発看板の設置を行います。

目標指標	現状値	目標値
清掃活動への参加者数(人)	平成17年	平成23年
	15,000	30,000
不法投棄の回収量(kg)	平成17年	平成23年
	26,765	20,000

<sup>1</sup> 循環型社会：P6 参照。

<sup>2</sup> 4R：Refuse（リフューズ）ごみを出さない、Reduce（リデュース）ごみの量を減らす、Reuse（リユース）繰り返し利用する、Recycle（リサイクル）再資源化する4つの取り組みの頭文字をとって4Rという。

<sup>3</sup> リサイクルステーション：リサイクルセンターへ搬送される前に分別保管する資源回収のための一時保管庫のことで、民間の店頭や駐車場などを利用して設置されている。

## 2 ごみの減量化・分別の推進

- ・率先して取り組む市民（リーダー）を育成します。
- ・広報誌及び住民説明会等を通して、啓発を行います。
- ・事業所のごみ減量化のための啓発を行います。

目標指標	現状値	目標値
ごみの排出量（t）	平成 17 年	平成 23 年
	74,840	70,600
エコショップ認定店 <sup>1</sup> 数 （店舗）	平成 18 年	平成 23 年
	66	80
マイバッグ運動 <sup>2</sup> の実施事業 所数（店舗）	平成 18 年	平成 23 年
	56	80

対象となる店舗の数：  
2,214 店舗  
（H18年6月現在）

対象となる店舗の数：  
2,214 店舗  
（H18年6月現在）

## 3 資源の有効利用の推進

- ・市民・事業者・行政が協働<sup>3</sup>し、4Rに取り組めます。
- ・排出者である市民への分別徹底の啓発を行うとともに、リサイクルステーションの整備を進めます。
- ・水資源の確保とその情報提供に努めます。

目標指標	現状値	目標値
資源ごみ <sup>4</sup> の回収量（t）	平成 17 年	平成 23 年
	14,825	15,900

### 市民参加による取り組み

- ・まつえ環境市民会議
- ・地域説明会の実施
- ・ごみの撤去活動
- ・ごみ集積所の設置
- ・リサイクルステーションの設置

### 市民の意見・提言

- ・ごみのポイ捨て対策、意識啓発を行ってほしい
- ・適正なごみ処理の指導監視体制の確立

<sup>1</sup> エコショップ認定店：「余分な包装をしない」「使った容器を回収する」「再生商品を販売する」等ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる島根県の認定を受けた店。

<sup>2</sup> マイバッグ運動：買い物袋を持参してスーパーのレジ袋を減らす運動。

<sup>3</sup> 協働：P2 参照。

<sup>4</sup> 資源ごみ：缶、びん、ペットボトル、古紙、古着、プラスチック製容器包装、紙製容器包装など再利用が可能なごみの総称。

## 主要事業

- ・不法投棄防止活動事業
- ・環境美化推進事業
- ・ごみ減量事業
- ・生活排水についての啓発事業
- ・一般廃棄物処理施設の整備

### 3 . 地球環境の保全

#### 現況と課題

- ・地球温暖化<sup>1</sup>を防止するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーの普及促進や新エネルギー<sup>2</sup>の利用促進を図っていく必要があります。また、地球温暖化を助長する車社会を見直すためには、公共交通網の整備など効果的な交通対策の推進が必要です。
- ・大量のエネルギーを消費する産業活動においては、環境負荷の軽減はもとより、環境に配慮した製品の製造や販売も重要となってきています。
- ・商品やサービスの生産者である事業者とそれを購入する消費者が環境を大切に思う気持ちを共有し、環境と経済の両立に向けた取り組みを推進する必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・家庭や事業所において省エネルギー機器や新エネルギー機器の導入が進んでいます。
- ・市民が利用しやすい公共交通網の整備が図られています。
- ・観光客が環境活動に参加体験できる仕組みが図られています。
- ・地場産品の積極的な利用が進んでいます。

#### 主要施策項目

- 1 二酸化炭素の排出抑制
- 2 環境と経済の両立

#### 施策の展開方針

- 1 二酸化炭素の排出抑制
  - ・地球温暖化防止に向けた省エネルギーの普及促進を図ります。
  - ・環境負荷の軽減に向けて新エネルギーの利用促進を図ります。
  - ・地球温暖化防止に向け、ノーマイカーデーを推進し、バスや電車など公共交通機関の利用促進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	平成 17 年 1,279,616	平成 23 年 1,248,000
エコライフチャレンジしま ねへの参加世帯数(世帯)	平成 18 年 647	平成 23 年 5,000
学校版エコライフチャレン ジしまね参加校数(校)	平成 18 年 8	平成 23 年 53

市内全世帯数：75,765  
世帯  
(H19年3月末現在)

市内の小中学校数：53  
校  
(H19年4月1日現在)

<sup>1</sup> 地球温暖化：P6 参照。

<sup>2</sup> 新エネルギー：P6 参照。

## 2 環境と経済の両立

- ・エコツーリズム<sup>1</sup>など環境保全につながる参加・体験型観光の推進を図ります。
- ・環境と経済の好循環を図るため、環境ビジネスの振興に努めます。
- ・安心安全な食生活やエネルギー消費の観点から地産地消の推進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
しまねグリーン製品 <sup>2</sup> 認定制度の認定製品数（品）	平成 17 年	平成 23 年
	4	10
学校給食での地場産品利用割合（％）	平成 18 年	平成 23 年
	40	45

### 市民参加による取り組み

- ・エコライフチャレンジしまねへの参加
- ・チーム・マイナス6%への参加
- ・ノーマイカーデーへの参加
- ・地場産品の購入
- ・生ごみ処理容器の利用

### 市民の意見・提言

- ・クリーンエネルギーの導入を進めていくことが必要

## 主要事業

- ・地球温暖化防止活動推進事業
- ・地域特性・自然環境を生かした地域循環型事業

<sup>1</sup> エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象として、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方のこと。

<sup>2</sup> しまねグリーン製品：循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため県内で製造加工される製品をしまねグリーン認定製品制度により、認定するもの。

## 4 . 市民参加

### 現況と課題

- ・市民参加による環境保全活動を活発に行っていくためには、環境問題の現状や取り組み等の情報提供、あらゆる機会を通じた環境教育の推進が必要です。
- ・将来を担う子どもたちの環境意識を高めるために、学校での環境教育や地域での環境活動の取り組みを行っていくことが重要です。
- ・環境保全活動を広げ効果的な環境対策を推進していくためには、環境団体や環境意識の高い市民等が連携して、リーダーシップを発揮し環境保全活動を牽引していくことのできる市民主体の自主的な組織づくりと実践活動が必要です。
- ・市民、事業者、行政が連携し、立場に応じた取り組みを確実に推進していくためには、組織的に活動していくネットワークづくりが必要です。

### めざす市民生活の状態

- ・環境情報の提供や環境教育の推進が図られ、市民参加による環境保全活動が活発に行われています。
- ・市民主体の組織である「まつえ環境市民会議」が中心となって、地域の環境保全や改善に向けた活動を展開しています。

### 主要施策項目

- 1 環境意識の高い人づくり
- 2 行動できる体制づくり

### 施策の展開方針

- 1 環境意識の高い人づくり
  - ・市民参加による環境保全活動のための情報提供と環境教育の推進を図ります。
  - ・子どもたちへの環境学習や環境活動の推進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
まつえ環境市民会議への参加団体数(団体)	平成 18 年	平成 23 年
	15	30
啓発施設の利用者数(くりんぴーす)(人)	平成 17 年	平成 23 年
	8,203	12,000

## 2 行動できる体制づくり

- ・市民、事業者、行政の対等な連携のもと「まつえ環境市民会議」の活動を推進します。
- ・環境基本計画に掲げる行動指針に基づいた環境活動の推進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
こどもエコクラブ参加団体数（団体）	平成 18 年	平成 23 年
	5	20

市内の小中学校数：35 校  
(H19 年 4 月 1 日現在)

### 市民参加による取り組み

- ・環境カレッジ、施設見学、体験学習の募集
- ・エコタウンまつえ市民記者の募集
- ・こどもエコクラブの紹介と参加推進

### 主要事業

- ・環境学習促進事業
- ・環境情報発信事業
- ・環境活動促進事業

## 第2節 風格があり、美しい都市をつくる

### 1. 景観形成

#### 現況と課題

- ・豊かな美しい自然と風土、歴史、文化などに彩られた松江固有の景観は、人びとの生活や経済活動との調和により形作られたものであり、地域ごとの景観特性を生かしながら地域住民の景観への意識が醸成された地域を松江城周辺(伝統美観保存区域)や宍道湖周辺(宍道湖景観形成区域)などのように景観計画重点区域に指定し、「保全」、「創造」、「継承」していく必要があります。
- ・高層ビルの建設等により、松江城の眺望景観<sup>1</sup>や都市空間、稜線が失われつつあり、建物の高さの規制や緑化、デザインの統一など市民や来訪者に心地よい空間を確保する必要があります。
- ・伝統美観保存区域は、松江市独自の条例で地区指定してから30余年を経過し、空き家や建築物の老朽化が著しく、行政の支援制度の拡充や住民、事業者の景観に対する意識の醸成により、協働<sup>2</sup>を基本として歴史的な景観を保存していく必要があります。
- ・屋外広告物は景観形成を図る上で重要な要因であり、地域の景観特性に即した規制、基準を設ける必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・景観計画重点区域の指定区域が追加されるとともに、景観重要建造物や景観重要樹木の指定も行われ、景観に配慮した町並みが継承されています。
- ・松江市屋外広告物条例が施行され、良好な景観の形成又は風致の維持が図られるとともに、屋外広告物が適正に設置され維持管理されています。

#### 主要施策項目

- 1 良好な景観の保全・創造・継承

#### 施策の展開方針

- 1 良好な景観の保全・創造・継承

- ・松江市を取り巻く日本海、宍道湖、中海の水辺、北山山系、大山隠岐国立公園に指定されている島根半島部、湖南山地の山並みなど、松江の景観の骨格となる自然資源の保全を図ります。

<sup>1</sup> 眺望景観：展望地からの近景、中景、遠景における広がりのある視界の中で提供される山なみ、海・湖といった水面や建築物など、場面全体として構成される景観。

<sup>2</sup> 協働：P2 参照。

- ・古代出雲文化の中心地として栄えた風土記の丘周辺や松江城周辺の江戸時代の伝統的な町並みなど、全国に誇るかけがえのない歴史的景観資源を保存します。
- ・日々の生活の中で培われ、地域に対する愛着や誇りを育む祭礼や伝統行事、民家と里山<sup>1</sup>が調和した田園集落や赤瓦の家並みが美しい漁村集落の景観などを地域住民共有の財産として後世へ継承していきます。
- ・自然・歴史・文化的な景観と調和した、都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の保全、形成を図ります。
- ・良好な景観は市民共通の財産であるという認識のもと、市民、事業者、行政の景観に対する意識の醸成により、協働<sup>2</sup>を基本とした景観形成を図ります。

目標指標	現状値	目標値
景観計画重点区域指定数 (件)	平成 18 年	平成 23 年
	2	6
伝統美観修景事業補助件数 (件)	平成 18 年	平成 23 年
	1	2

#### 市民参加による取り組み

- ・説明会・パブリックコメント及び公聴会の開催

#### 市民の意見・提言

- ・松江に定住を決めた理由は、歴史文化と安心して暮らせる生活環境。これが、近年薄れてきている気がする。
- ・昔からの松江の町並みを残してほしい。(自然、宍道湖の景観)
- ・古くからのすばらしいところと、現代をうまくマッチさせてほしい。

### 主要事業

- ・伝統美観保存区域修景補助事業
- ・景観重要建造物保全補助事業
- ・景観重要樹木整備事業
- ・違反屋外広告物除却事業

<sup>1</sup> 里山：P30 参照。

<sup>2</sup> 協働：P2 参照。

## 2. 公園緑地の整備

### 現況と課題

- ・市内には、恵まれた自然環境を生かした親水公園や運動公園、農村公園、森林公園などが多数配置され、市民の余暇活動や健康づくりの場として活用されていますが、子どもや高齢者が身近に安心して利用できる公園が少ないことから、今後とも計画的に整備を進める必要があります。
- ・公園や緑地は都市の災害時の避難場所としての機能を果たす役割を担うことから、地域防災計画等との整合を図りながら、防災機能を持った公園の整備を進める必要があります。
- ・本市の恵まれた自然環境や文化的資産を活用した公園整備を進めるとともに、景観重要公共施設に指定される施設の整備を進める必要があります。
- ・公園を安全で快適な状態に保つためには、公園の維持管理に地域住民が積極的に関わっていただけるような取り組みを進めることが大切です。

### めざす市民生活の状態

- ・市民の誰もが安全で快適に利用できるよう公園整備が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積が増えています。
- ・市街地において緑の街がつくられています。
- ・地域住民等のボランティア活動による公園愛護活動が進んでいます。

### 主要施策項目

- 1 公園緑地の整備
- 2 緑化の推進

### 施策の展開方針

- 1 公園緑地の整備
  - ・子どもの遊び場や高齢者の健康づくりの場、災害時の避難場所などとして活用できるよう公園を整備します。
  - ・地域住民等のボランティア活動を推進し、地域の公園を守ります。
  - ・身近な公園づくりで未利用地の活用を図ります。

目標指標	現状値	目標値
一人あたりの都市公園面積 (㎡)	平成 17 年	平成 23 年
	12.42	13.30

- 2 緑化の推進
  - ・公共施設の緑化を推進します。
  - ・歩道整備にあわせ街路樹の植栽を行います。

- ・民有緑化の推進を図ります。
- ・重要樹木の保存を図ります。

目標指標	現状値	目標値
街路樹植栽延長(m)	平成 17 年	平成 23 年
	12,351	13,000
緑地面積（都市計画区域） (ha)	平成 17 年	平成 23 年
	1,394	1,480

#### 市民参加による取り組み

- ・公園愛護活動
- ・公園清掃ボランティア活動
- ・街路樹木選定について地元自治会説明

#### 市民の意見・提言

- ・子どもと老人が触れ合える遊び場や、子どもにとって安全で自然と触れ合える場として、小さくても歩いて行ける公園や水で遊べる場があったらいい

### 主要事業

- ・都市公園等整備推進事業
- ・湯町地区公園整備事業(まちづくり交付金事業)
- ・児童遊園地整備費助成事業
- ・さいのかみ公園整備事業
- ・緑と暮らすまちづくり整備事業

## 第2章 歴史と文化を大切にし、豊かな心を育むまちをつくる

### 第1節 教育環境が整う

#### 1. 教育内容の充実

##### 現況と課題

- ・近年、学力の向上や基本的な生活習慣などに関わる課題が指摘されるとともに継続的な教育改革の流れがあります。また、いじめ問題等への対応も求められています。学校教育では、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成を基本とし、個に応じた教育、指導力の向上や保護者・地域に開かれた特色ある学校づくりが求められています。
- ・子ども一人一人の特別な教育的ニーズに対応した適切な指導及び乳幼児期から学校卒業まで教育、福祉、医療、労働が一体となって子ども、保護者に対する相談・支援を行う体制を整備する必要があります。
- ・本市には、県立6校、市立1校、私立4校の高等学校がありますが、その中で市立女子高等学校の特色を際立たせて魅力ある人材を輩出していく必要があります。

##### めざす市民生活の状態

- ・子どもたちの発達段階に応じて一貫した教育が保護者・地域と協働<sup>1</sup>して進められ、子どもたちに生きる力が育っています。また、一人一人に応じた教育が推進され、教育上の課題の解決が進められています。
- ・乳幼児期から一貫した指導及び支援体制が充実することにより、特別な教育的ニーズのある子どもの自立や社会参加が促進されます。
- ・活力ある高校教育が展開され、有為な人材の育成が図られています。

##### 主要施策項目

- 1 小中学校教育の充実
- 2 特別支援教育の充実
- 3 高等学校教育の充実

##### 施策の展開方針

- 1 小中学校教育の充実
  - ・小中一貫教育の体制づくりを推進し、指導力の向上を図るとともに保護者・地域と協働して、これからの時代に対応した教育をめざします。
  - ・確かな学力の育成のため、基礎基本の徹底を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成

<sup>1</sup> 協働：P2 参照。

をめざします。

- ・豊かな人間性を育むため、福祉体験など様々な活動を行うとともに、コミュニケーション能力を育成する教育を推進します。
- ・健康の保持増進のため、食育を推進するなど望ましい生活習慣形成等の取り組みを図るとともに、体力向上のための活動を推進します。
- ・環境について考え行動する力や国際化に対応するコミュニケーション能力を育てるなど特色ある教育を推進します。
- ・児童生徒の実態に応じてきめ細やかな対応を図り、生きる力の育成をめざします。
- ・市内外の関係機関(者)等との連携を推進するなど、松江市立教育研究所の機能を充実し、教育力の向上を図ります。
- ・市内にある市立以外の学校や高等教育機関との連携を推進します。
- ・学校や地域の実態に応じた教育活動や地域の特色を生かした教育を推進するために、小中学校教職員人事権の早期移譲をめざします。

目標指標	現状値	目標値
小中一貫教育体制(中学校区)	平成 18 年	平成 23 年
	0	15

市立中学校区数：15 校区  
(H19 年 4 月 1 日現在)

## 2 特別支援教育の充実

- ・特別な教育的ニーズのある子どもへの指導を充実させるため、教職員の研修の機会を設け専門性の向上をめざします。また、大学、専門機関、特別支援学校との連携を図ります。
- ・南北拠点校・園を中心に、乳幼児期から一貫した相談及び支援体制の整備を充実させます。
- ・特別支援教育の理念や考え方が、保護者・地域と共有されることをめざします。

## 3 高等学校教育の充実

- ・市立女子高等学校においては、学習内容の充実、国際交流の推進、島根県立大学等の高等教育機関、地元経済界をはじめ各種地域団体・機関との連携を深め、キャリア教育<sup>1</sup>の推進等特色ある教育内容の実施を通して生徒の進路実現に努めます。

### 市民参加による取り組み

- ・学校評議員制度、各種検討委員会への保護者の参加
- ・学校評議員による提言・助言

<sup>1</sup> キャリア教育：キャリア教育の推進に関する総合的な調査研究協力者会議報告書(平成 16 年 1 月 28 日)では、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」と定義し、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」としている。また、平成 11 年 12 月に公表された中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」では、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」としている。

#### 市民の意見・提言

- ・小規模校児童の学校間交流機会の拡充
- ・自然豊かな地域環境を生かした学校教育の充実

#### 主要事業

- ・小中一貫教育推進事業、心とからだの育成事業、外国青年招致事業
- ・学力向上事業
- ・総合的な学習の時間充実事業
- ・特別支援教育推進事業
- ・外国語学習の重視と国際交流事業の推進
- ・小中学校スクールアドバイザー派遣事業

## 2 . 教育環境の整備・充実

### 現況と課題

- ・老朽施設の改修や耐震化を行い、安心安全な教育環境を確保することに加え、学習環境の充実に向けて、学校図書館司書などの人的配置や環境整備を行う必要があります。
- ・地域の特性を生かした地産地消を進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった食教育を進めるため、地域単位での食育推進組織での取り組みが必要です。
- ・学校給食の施設・設備の衛生管理の徹底を図る必要があります。
- ・私学の特色ある教育内容が十分生かせるように支援することが求められています。
- ・本市には、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校や、様々な専修学校などの高等教育機関が多く立地しています。これらの教育機関は、本市を担う若者を育成する場として、また、地域の産業、教育、文化の向上を図る上でその役割が大きく期待されています。

### めざす市民生活の状態

- ・学校での安心安全を基本とし、一層の教育内容の充実が図られています。また、学校施設は地域防災の拠点施設となり、市民の安心安全が図られています。
- ・安全で衛生的な学校給食が安定的に提供されていることに加え、子ども達を取り囲む様々な人々が協力・参加することにより、体験学習の機会の増加や教科学習との連携が図られ、学校給食を中心に食育が推進されています。
- ・私学教育の振興が図られ、児童生徒の学習機会が広がっています。
- ・高等教育機関との連携が図られ、地域の活性化に結びついています。

### 主要施策項目

- 1 学習環境・学校施設の整備
- 2 学校給食事業の充実と食育の推進
- 3 私学教育の充実・振興
- 4 高等教育機関との連携

### 施策の展開方針

- 1 学習環境・学校施設の整備
  - ・安心安全で快適な教育環境を確保するため、老朽施設の改修や周辺環境の整備を行います。
  - ・豊かな人間形成や情操を養う上で大きな役割を担う学校図書館の充実を図るため、小中学校図書館へ学校図書館司書を配置します。
  - ・情報教育に必要なネットワークの整備、機器の更新、ソフトウェアの充実を図ります。
  - ・児童・生徒数の現状と正確な将来設計を踏まえて、それぞれの地域性を加味した適正な規模となるよう、学校の統合、分離新設、校区の再編などを行います。

目標指標	現状値	目標値	
小・中学校への学校図書館 司書配置（校）	平成 18 年	平成 23 年	市立小中学校数：48 校 (H19 年 5 月 1 日現在)
	6	33	
学校施設の耐震化率（％）	平成 18 年	平成 23 年	施設の棟数：186 棟 (H18 年 4 月 1 日現在)
	44.1	73	

## 2 学校給食事業の充実と食育の推進

- ・児童生徒が農業体験等で手がけた野菜などを給食食材として取り入れるとともに地域特産物の使用拡大を図り、郷土食・行事食の提供頻度を増やすなど、学校給食を通して教育内容の充実を図ります。
- ・学習・体験・給食の体系的食育の充実を図るため、地域単位に地域食育推進組織を設立し、生産者と学校、家庭が一体となって取り組みます。

目標指標	現状値	目標値	
地域食育推進組織数（箇所）	平成 18 年	平成 23 年	全市域をカバーする ために必要な組織数：10
	2	10	

## 3 私学教育の充実・振興

- ・私学の特色ある教育内容が十分生かされるよう、県をはじめ関係機関に財政支援の充実を要望するなど、私学教育の充実振興を促進します。

## 4 高等教育機関との連携

- ・地域を担う人材を育成し、若者の定住につながるよう、高等教育機関の充実を促進します。
- ・地域の高等教育機関との連携を深め、知的財産やノウハウを生かした産・官・学連携による地域産業振興や文化の振興、地域活性化などを図ります。
- ・地域の振興に結びつく専門学校や企業とのタイアップにより地域での就職につながる専門学校等の誘致や整備を促進します。

### 市民参加による取り組み

- ・学校施設の改修にあたって P T A、地域住民を交えて計画を進める。
- ・食育の推進にあたって、保護者、生産者（農業者・漁業者、加工業者等）と連携組織を設立する。

## 主要事業

- ・学校施設整備事業
- ・学校図書館司書配置事業
- ・食育推進事業

## 第2節 豊かな心を育む

### 1. 生涯学習の推進と青少年の育成

#### 現況と課題

- ・ 公民館は、生涯学習を基本に様々な地域活動の拠点としての役割を期待されており、新松江市にふさわしい公民館のあり方を構築する必要があります。
- ・ 情報拠点としての図書館は、地理的条件等に関わらず、すべての市民が豊富で良質な図書サービスを等しく享受できるよう、全市が一体となった新しい図書館ネットワークシステムを整備する必要があります。
- ・ 地域住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、様々な学習機会の充実が求められているとともに、学習成果を地域で生かす仕組みづくりや各種団体等との連携を進める必要があります。
- ・ 子どもたちの社会性や豊かな情操を育むために、自然、生活、社会など様々な分野にわたって体験学習ができる機会の提供、充実が求められています。
- ・ 少子化の影響で子どもが減少し、異年齢で遊んだり交流することができなくなってきました。また近年不審者対策をはじめ安全対策等の問題があり、子どもたちが自由に活動できる場所が少ない状況にあり、安心安全に集い遊べる居場所を確保していかなければなりません。
- ・ 多様な価値観、社会連帯意識の希薄化とコミュニケーションの変容、情報氾濫、児童・生徒が係わる事犯の続発など、青少年と保護者を取り巻く環境はますます深刻な状況となっており、家庭・学校だけの責任ではなく、社会全体で対応すべき課題となっています。
- ・ 困難を抱えている若者たちの存在が社会的な問題として顕在化してきており、彼らの自立を支援する方策が求められています。

#### めざす市民生活の状態

- ・ 公民館、市立図書館などの生涯学習関連施設や、高等教育機関等との連携により、住民の学習意欲に対応した学習環境が整備され、いつでも、どこでも学ぶことができるようになるとともに、学んだことを地域で生かす仕組みもできています。
- ・ 公民館は、地域活性化拠点、さらに、地域防災の拠点施設となり、市民の安心安全が図られています。
- ・ 放課後子ども教室と児童クラブが一体的に機能し、放課後の子どもたちが、安全で健やかな遊びや交流等の活動ができる場所が、学校の空き教室等を中心にできています。
- ・ 各地域の青少年育成協議会や公民館を中心として学校・家庭・地域が連携し、地域における子どもの体験学習の機会が増え子どもたちに協調性や思いやりの心などが身についてきており、安心安全で誇りの持てる地域社会が実現しています。

## 主要施策項目

- 1 生涯学習の推進
- 2 公民館の整備と機能充実
- 3 図書館をはじめとする生涯学習関連施設の機能充実
- 4 青少年の育成

## 施策の展開方針

### 1 生涯学習の推進

- ・松江市全体の生涯学習をトータルにとらえ、高等教育機関等の関係機関と連携を図りながら市民の多様な学習意欲に応えます。
- ・生涯学習を推進することで、市民の興味、関心等を高め、学んだことを地域で生かし地域活動へと結びつけるような仕組みづくりを実践していきます。
- ・ボランティアセンターと連携したボランティア養成講座の開催など、まちづくりを担う人材養成を推進します。
- ・地域社会の中で放課後に子どもたちの安全で健やかな活動の場づくりを推進するため、全小学校を目標に「放課後子どもプラン」を実施し、放課後子ども教室と既存の児童クラブとの一体的な連携を図りながら、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

目標指標	現状値	目標値
市民大学受講者数（人）	平成 18 年	平成 23 年
	394	500
市立図書館蔵書冊数（冊）	平成 17 年	平成 23 年
	293,272	333,000
放課後子どもプラン実施箇所（箇所）	平成 18 年	平成 23 年
	0	33

市立小学校数：33校  
(H19年5月1日現在)

### 2 公民館の整備と機能充実

- ・公民館は生涯学習を中心に、地域福祉、環境リサイクル、青少年育成等を含む各種の地域課題へ対応した活動内容の充実を段階的に進めていきます。
- ・それぞれの特色を生かした地域づくりを進め、地域住民の身近な活動拠点施設として、さらに地域防災の拠点施設として施設整備、機能の充実を図ります。

### 3 図書館をはじめとする生涯学習関連施設の機能充実

- ・学習や活動への多様な市民ニーズに応えていくためには、地域資源を共有化し、積極的に活用していくことはもとより、市民の誰もが、いつでも、どこでも活動に参加し利用できるように文化・スポーツ等の生涯学習関連施設の整備と機能充実を図っていきます。
- ・市立図書館の機能を一層充実させていくとともに、市立図書館を中心に、地域的な図書施設（地域館）や学校図書館を結ぶ全市的なネットワークを構成し、幅広い市民ニーズに対

応するシステムを構築します。

- ・地域の広がりの中で、全市的なバランスを考慮しながら、地域館の整備を進めるとともに、学校図書館司書等との連携を図りながら、学校教育支援センター機能の充実・強化を図ります。
- ・市民活動センターの機能充実を図り、市民大学による生涯学習の推進と市民活動相互の連携をめざします。

#### 4 青少年の育成

- ・地域の青少年育成協議会や公民館を中心として学校・家庭・地域が連携し、地域活動への参加、環境浄化、体験活動など青少年育成を通じた特色ある地域づくりを展開します。
- ・家族を対象に、廃校の再活用による体験なども取り入れた、自然、生活、社会など様々な体験教室等を実施することで、子どもたちに社会性や豊かな人間性を育む機会の充実を図ります。
- ・青少年の自立支援については、働くことへの意欲を醸成し就労への支援を行います。
- ・子どもの安全については、地域での自発的な活動を奨励し、犯罪が発生しないまちづくりをめざしていきます。

##### 市民参加による取り組み

- ・市立図書館ボランティア
- ・学校図書館ボランティア
- ・カレッジサポーター(市民大学修了生ボランティア)による講座運営の補助や広報紙の作成
- ・各地区子ども会との連携
- ・プレイパーク<sup>1</sup>の運営
- ・ボランティア(団体)との連携
- ・青少年支援センターへの支援ボランティア登録
- ・自立へ向けたNPO等との連携

##### 市民の意見・提言

- ・公民館の制度を維持してほしい
- ・いろんな年齢層の方と交流できるイベントを開催してほしい

### 主要事業

- ・公民館施設整備事業
- ・まつえ市民大学事業
- ・青少年支援センター事業
- ・放課後子どもプランの推進
- ・図書館ネットワーク推進事業

<sup>1</sup> プレイパーク：住民主体の自発的な運営により、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切にして、子ども達が自然の素材や道具等を使いながら、自分のしたいことを形にしていく遊び場のこと。

## 2. 人権施策の推進

### 現況と課題

- ・女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権についての課題に加え、インターネットによる人権侵害など新たな問題が顕在化しています。
- ・社会構造の変化に伴い人権課題が多様化、複雑化しています。
- ・各人権施策の調整及び連携が必要です。
- ・松江市人権施策推進基本方針に基づく人権教育及び人権啓発の推進を図っていく必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・市民一人一人の人権が尊重される、差別のない社会が実現しています。

### 主要施策項目

#### 1 人権施策の推進

### 施策の展開方針

#### 1 人権施策の推進

- ・松江市人権施策推進基本方針に基づいた人権施策を推進します。  
すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。  
すべての市民が、お互いの価値観や多様性を認め合い、年齢、性別、障害の有無などに関わらず能力を発揮できる社会をめざします。  
地域社会や家庭のきずなを大切に、行政、教育、企業、NPO<sup>1</sup>など、様々な機関、団体、個人が人権問題の解決に向けて有機的に連携できる社会をめざします。
- ・人権意識高揚のための教育・啓発を行います。
- ・人権・同和対策を推進します。
- ・市民参加による人権教育・啓発を推進します。

目標指標	現状値	目標値
人権侵害を受けた経験（％）	平成 18 年	平成 23 年
	25.7	20
研修会等への参加経験（％）	平成 18 年	平成 23 年
	38.6	50
結婚の際の身元調査について、なくしていかなければならないと思う人の割合（％）	平成 18 年	平成 23 年
	37.6	50

<sup>1</sup> NPO : P23 参照。

#### 市民参加による取り組み

- ・「人権を考える市民の集い」の開催
- ・「松江市地域人権・同和教育推進大会」、「同ブロック別協議会」の開催
- ・「松江市地域人権・同和教育推進協議会」による社会人権教育活動の推進
- ・「同和問題をはじめあらゆる差別をなくすために活動する市民グループ」による社会人権教育活動の推進
- ・松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会を通じた企業啓発

#### 主要事業

- ・学校教育における人権・同和教育の推進
- ・社会教育における人権・同和教育の推進
- ・市民等に対する啓発活動の推進
- ・隣保館における人権啓発、交流促進、相談事業等の実施

### 3 . 国際交流の推進

#### 現況と課題

- ・約 120 年前、松江を訪れたラフカディオ・ハーン<sup>1</sup>（小泉八雲）は、松江のまちや人々、文化を愛し世界に紹介しました。ハーンの功績は、国際文化観光都市として今に引き継がれています。
- ・国際文化観光都市として、明媚な風光と日本の歴史文化の理解に欠くことのできない文化財を保有する本市が、世界に誇れる魅力あるまちとなるためには、松江の伝統・文化の継承や国際的な視点からの地域づくり、さらには裾野の広い交流を進めていく必要があります。
- ・現在、アイルランドとの交流や、アメリカ合衆国、中華人民共和国、大韓民国の各都市・地域との行政組織間の交流を進め、5 つの都市との友好都市提携を行っています。
- ・友好都市との市民相互の交流も進み、今後も民間交流団体による自主的な交流活動や、行政と連携した国際交流イベントなどの市民交流事業も積極的に取り組んでいくことが求められています。
- ・本市では、現在 1,300 人の外国人が暮らしています。国際化が進み、在住外国人が徐々に増加する中で、日本人と外国人が共生し、ともに安心して暮らせるまちづくりを行う必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・異なる文化・伝統に触れ合う機会を持った多文化共生の都市となっています。
- ・海外の国や地域の人々との様々な交流を通じ、歴史や文化の理解を深めると同時に、私たちが住む地域の価値や魅力の再認識、郷土を愛する心が市民の中に育まれています。
- ・多言語に対応したサインづくりや外国語観光パンフレットの充実など、外国人観光客にとって訪れやすい環境が整っています。
- ・地域の人々と在住外国人とのコミュニケーションが図られ、利用しやすい相談窓口もあり安心して暮らせる環境が整っています。

#### 主要施策項目

- 1 諸外国との交流の推進
- 2 国際理解の推進
- 3 国際化に対応したまちづくり

#### 施策の展開方針

- 1 諸外国との交流の推進
  - ・友好都市（アメリカ・ニューオーリンズ市、中国・吉林市、杭州市、銀川市、韓国・晋州

<sup>1</sup> ラフカディオ・ハーン：P13 参照。

市)を中心とした都市間交流を促進します。

- ・ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)を縁としたアイルランドとの交流を進めます。
- ・中国江陰市澄江鎮との交流など市民レベルの交流が促進されるよう環境を整えます。

目標指標	現状値	目標値
国際交流事業参加者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	3,000	5,000

## 2 国際理解の推進

- ・(財)松江市国際交流協会など民間団体の活動を支援し、国際交流の機会をより広く、より身近に提供することで、市民の国際理解を進めます。
- ・海外の国や地域の人々と交流し歴史や文化の理解を深め、住む地域の価値や魅力を再認識することにつなげます。
- ・国際交流員らの活動を通じ、国際理解を進め、多文化共生の視点に立った柔軟な発想と広い視野を持つ人材の育成に努めます。

目標指標	現状値	目標値
国際交流員の国際理解事業参加者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	3,000	3,500

## 3 国際化に対応したまちづくり

- ・在住外国人が安心して暮らせる環境づくりを行います。
- ・国際文化観光都市として、多言語に対応したサインづくりなど、外国人観光客にとって訪れやすい国際化に対応したまちづくりをめざします。

目標指標	現状値	目標値
在住外国人数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	1,294	1,350
外国人観光客数(人)	平成 17 年	平成 23 年
	63,829	80,000

### 市民の意見・提言

- ・ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の学術研究の促進、支援が必要
- ・留学生との交流機会の拡大を

## 主要事業

- ・国際交流推進事業
- ・国際理解推進事業
- ・国際化に対応したまちづくり推進事業

## 4 . 文化の振興

### 現況と課題

- ・ 史跡・名勝・天然記念物などの指定文化財は、現在 234 件あります。これらの指定文化財は、各地域の歴史や文化を正しく理解し、豊かな未来を創造するために不可欠な資源として保存・継承していく必要があります。
- ・ 今後はこれら指定文化財の内、必要なものについては修理、整備し活用していく必要があります。
- ・ 一方、市内にある未指定の歴史資料については、調査を実施した上で特に重要なものについて指定を進め一層の保護を図る必要があります。
- ・ また、文化財の歴史的な分布の特徴を見ると、一つは南郊に所在する「八雲立つ風土記の丘」を中心に古代遺跡が集中しています。もう一つの特徴は、松江城や城下町、宿場町、門前町や港町を中心とした近世の遺構や町なみ、歴史的景観が残っていることです。
- ・ こうした文化財集中地区については、面的な整備を図り歴史系の資料館も含め、地域と一体となった活用を図る必要があります。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地<sup>1</sup>の的確な把握と周知、開発事業者との調整、発掘調査の円滑化等が課題です。
- ・ 本市には、城下町として栄えた名残から、今も数多くの日本文化が息づいています。
- ・ 高齢化・少子化が相まって、文化の継承が困難になってきています。
- ・ 文化は、生活様式やコミュニティに育まれ維持されるという側面をもちますが、生活様式は大きく変化し、コミュニティ活動の停滞等がみられることから、保存・継承していくためには、文化団体等の果たす役割が大きくなっています。

### めざす市民生活の状態

- ・ 建造物などの有形文化財については修復を行い、史跡などについては、史跡公園として整備が進み歴史学習の場、心のやすらぎの場として市民に親しまれています。
- ・ 歴史資料については、歴史資料館などで展示公開されています。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地を的確に把握し周知活動を行い、開発事業者との調整を図りながら、発掘調査が円滑に進められています。
- ・ 市民が中心となり、市内あちらこちらで様々な機会をとらえて子どもたちに文化を継承しています。
- ・ 子どもたちが松江の文化を誇りとし、自分たちの日常生活の中にうるおいとして取り込もうとしています。
- ・ 様々なジャンルの文化団体が数多く存在し、大勢の市民が楽しく活動しています。

<sup>1</sup> 埋蔵文化財包蔵地：土器などの文化財が地下に埋まっている土地。

## 主要施策項目

- 1 指定文化財の保存・活用
- 2 埋蔵文化財の保存・整備
- 3 文化・芸術の振興

## 施策の展開方針

### 1 指定文化財の保存・活用

- ・松江市歴史資料調査協力員制度に基づき、市内に所在する古文書等の文化財の所在や内容をもれなく調べ、その内重要なものについては、調査・研究の上、指定し保存を図るとともに、歴史資料館などで展示公開し生涯学習や学校教育の歴史学習の資料として活用を図ります。
- ・主として明治時代以降の近代化遺産については、指定より規制の緩やかな登録文化財に登録して保護に努めます。
- ・近く開館する松江市歴史資料館（仮称）をコア（中核）施設とし、周辺に所在する既存の資料館や風土記の丘などの歴史・文化遺産をサテライト（衛星）施設として位置づけ、これらのネットワーク化を図り、松江市全域が博物館となる「ぐるっと松江・博物館」構想に着手します。
- ・合併を契機にこれまでの歴史研究・調査の成果に基づき、新松江市の歴史史料を網羅した「新松江市史」の編纂事業に着手します。

目標指標	現状値	目標値
指定文化財件数（件）	平成 18 年	平成 23 年
	234	244
歴史系資料館の数（箇所）	平成 18 年	平成 23 年
	6	7
登録有形文化財件数（件）	平成 18 年	平成 23 年
	6	20

### 2 埋蔵文化財の保存・整備

- ・埋蔵文化財包蔵地<sup>1</sup>の的確な把握と周知に努め、開発事業者との調整を図りながら、発掘調査実施の円滑化をめざします。
- ・出土遺物の一括保管を行うとともに、文化財保護意識の高揚、啓発を図ります。
- ・専門職員の計画的な確保、育成をめざします。

### 3 文化・芸術の振興

- ・様々なジャンルの文化団体が活動しやすくなるような環境を育みます。

<sup>1</sup> 埋蔵文化財包蔵地：P55 参照。

- ・市民に文化芸術鑑賞の機会を提供します。

目標指標	現状値	目標値
市民美術展公募出品数(点)	平成18年	平成23年
	228	300
文化団体イベント実施回数(回)	平成18年	平成23年
	32	35
文化協会加盟団体の会員数(人)	平成18年	平成23年
	8,728	10,000
伝統文化子ども教室への取り組みグループ数(団体)	平成18年	平成23年
	7	20

#### 市民参加による取り組み

- ・田和山サポートクラブ：田和山遺跡のガイド、イベント及び維持管理
- ・里山を育てる会：田和山遺跡南に所在する里山の維持管理及びイベントの実施
- ・出雲の国まほろばガイドの会：「八雲立つ風土記の丘資料館」周辺に所在する史跡等の案内ガイド
- ・史跡、遺跡の維持管理（各地域の市民団体）
- ・市民からの出品公募（市民美術展・音楽祭）
- ・事業実施の際に、市民公募の委員を含む委員を設置

#### 市民の意見・提言

- ・小泉八雲の学術研究の促進、支援が必要

### 主要事業

- ・指定文化財保存活用事業
- ・新松江市史編纂事業
- ・歴史資料等調査活用事業

## 5 . スポーツの振興

### 現況と課題

- ・スポーツを通して、人生をより豊かで健康なものとするため、松江市の中長期の展望を示すスポーツ振興計画を策定し事業を推進していくことが求められています。
- ・子どもの体力低下が言われている中、健全な心と身体を育成し、スポーツに親しむ機会を補うことを目的に、地域・学校・スポーツクラブとの連携を図ることが大切です。
- ・地域における各スポーツ団体が、小規模で種目が限られ年齢層も限定されるなどの課題がある中で、継続的・安定的な運営を図るための連携が求められます。
- ・競技力の向上に向けて、学校体育、社会体育が連携して指導者の適正配置を図る必要があります。また、トップアスリートが育つ一貫した指導システムの構築を図ることが求められます。
- ・まつえレディースマラソンなどのスポーツイベントを通じてトップアスリートと身近に接する機会を設け、スポーツや健康づくりへの関心を高める取り組みを行っています。
- ・老朽化が著しい施設が多数あり、年次的な改修・改築が必要です。
- ・少子高齢化<sup>1</sup>・価値観の多様化により、地域社会の連帯感や一体感が低下してきています。このため、身近な交流手段として生涯スポーツによる交流によって地域づくりを進める必要があります。また、地域にあるスポーツ施設を地域団体が管理することにより、地域活性化や市民サービス向上につなげる取り組みが求められています。

### めざす市民生活の状態

- ・スポーツに対する関心が高まり、見ることから参加すること、そして毎日の生活にスポーツが取り入れられ、様々なスポーツに参加する人が増えていきます。
- ・地域のスポーツ拠点施設を中心とした活動が活発になり、子どもから高齢者まで世代を超えた交流機会が生まれ、新たな地域の活性化につながっていきます。子どもの体力づくりや高齢者の健康志向のもと各世代でスポーツが身近なものとなります。

### 主要施策項目

- 1 スポーツ振興
- 2 スポーツ施設の充実

### 施策の展開方針

- 1 スポーツ振興
  - ・松江市スポーツ振興計画を策定し事業を推進します。
  - ・地域体育協会、体育指導委員との連携を図り、生涯スポーツ競技の紹介と各地域への普及を行い、市民体育祭での地域対抗大会を行います。
  - ・(財)松江体育協会、各競技連盟等との連携を図り指導者の育成と登録制の確立、地域や学

<sup>1</sup> 少子高齢化：P5 参照。

校での要望に対して登録者の紹介ができるようにします。

- ・(財)松江体育協会、各競技連盟等との連携により、一流スポーツ選手を招聘して講習会や練習会を開催します。
- ・地域体協、公民館、体育指導委員との連携を図り地域住民の誰もが生涯にわたって明るく豊かな生活を送るために、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境を整備するため総合型地域スポーツクラブ<sup>1</sup>の設立と推進をめざします。
- ・幼少期からスポーツに関心を持ってもらうために、関係団体と連携を図り幼稚園、保育所、小学校にスポーツの出前授業を行います。

目標指標	現状値	目標値
スポーツ少年団加盟団体数 (団体)	平成 18 年	平成 23 年
	28	35

## 2 スポーツ施設の充実

- ・松江総合運動公園内体育施設、松江市総合体育館、鹿島総合体育館を中核拠点施設として現状調査の上、年次計画を立て改築・充実に努めます。
- ・地域の社会体育施設の管理を可能な限り地域の団体に委任し、地域の身近な施設として利用促進に努めます。

目標指標	現状値	目標値
施設利用者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	844,369	900,000

### 市民参加による取り組み

- ・(財)体育協会等競技団体との意見調整
- ・体育指導委員・28 地域体育協会

### 市民の意見・提言

- ・一流のスポーツ選手から指導を受ける機会を設けてほしい

## 主要事業

- ・スポーツ少年団育成事業の推進
- ・市民体育祭事業の拡充
- ・マラソン開催・交流事業の推進
- ・国際・都市間スポーツ交流事業の推進
- ・旧町村施設の改修事業(改修計画の立案)
- ・松江市スポーツ振興計画による事業推進

<sup>1</sup> 総合型地域スポーツクラブ:主にヨーロッパ諸国などにみられる地域スポーツクラブの形態で、地域において地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブ。

## 第3章 安心して安全に生活できるまちをつくる

### 第1節 災害につよく安心できる

#### 1. 河川・水辺の整備・保全

##### 現況と課題

- ・大雨洪水の被害が近年、毎年のように発生しており、市街地等の浸水防止対策及び河川改修がより必要になっています。
- ・日本海沿岸や境水道及び中海沿岸では、波浪や高潮等の対策が必要になっています。
- ・市街地を水害から守るために、大橋川の早期改修が必要となっています。
- ・大橋川改修事業にあたっては、景観、水辺の利活用、環境、治水など、多様な視点からまちづくりについて検討することが求められています。
- ・市内には、土砂災害の危険箇所が多数存在することから、災害防止対策を計画的に推進することが求められています。

##### めざす市民生活の状態

- ・大橋川改修事業及び大橋川周辺のまちづくりが一体のものとなって進められています。
- ・市街地等の浸水対策が進み、市民生活の安全性が向上しています。

##### 主要施策項目

- 1 治水事業の推進
- 2 河川改修
- 3 浸水防止対策の実施
- 4 土砂災害対策の実施
- 5 河川環境の保全

##### 施策の展開方針

#### 1 治水事業の推進

- ・昭和47年(1972年)7月及び平成18年(2006年)7月の大水害の教訓を生かし、水害に強い安全で安心なまちづくりと、美しい景観や伝統的な歴史・文化を備えたまちづくりとを、ともに実現するため、「まちづくりと一体となった大橋川改修計画」、「大橋川改修と一体となった背後地整備計画」を策定し、大橋川の改修事業を推進します。

#### 2 河川改修

- ・大雨などの洪水被害から市民生活の安全を守るため河川改修を行います。あわせて、県管理河川の改修を要望します。

### 3 浸水防止対策の実施

- ・波浪高潮等の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設整備を推進します。
- ・大橋川改修事業が実施されるまでの対応策として、橋北地区の低地部及び大橋川天神川沿の河川に越流防止施設、逆流防止施設、小型ポンプ等の設置を行い、さらに水防活動と一体となって被害の軽減を図ります。

目標指標	現状値	目標値
浸水面積 (ha)	平成 18 年	平成 23 年
	192.8	41.3
床上浸水戸数 (戸)	平成 18 年	平成 23 年
	173	0
床下浸水戸数 (戸)	平成 18 年	平成 23 年
	1,034	419

### 4 土砂災害対策の実施

- ・災害情報の伝達、警戒避難体制の整備、ハザードマップ<sup>1</sup>の作成等により土砂災害から住民の生命等を守るため、ソフト対策の推進を図ります。
- ・危険箇所の対策工事を継続して進めます。

### 5 河川環境の保全

- ・堀川浄化については河川環境を守るため、導水及び整備を行います。
- ・河川愛護団等地域住民の協力を得ながら河川環境の保全を図ります。

#### 市民参加による取り組み

- ・地区治水対策協議会との連携
- ・市民意見交換会等による市民意見合意形成
- ・改修が必要な箇所について自治会などからの要望
- ・住民への説明会の実施
- ・対策工事が必要な箇所について地元からの要望
- ・河川愛護団の推進

### 主要事業

- ・大橋川改修事業
- ・河川・排水路改良事業
- ・市街地浸水防止対策事業
- ・土砂災害警戒区域の指定、ハザードマップの作成
- ・松江地域防災計画
- ・堀川美化事業
- ・河川浄化対策事業（愛護団）
- ・砂防事業
- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・地すべり対策事業

<sup>1</sup> ハザードマップ：大雨による浸水や土砂災害などの避難に関する情報を、市民の方々にわかりやすく提供し、人的被害を防ぐことを目的とした災害予測図。

## 2 . 危機管理体制の充実

### 現況と課題

#### 防災

- ・「減災」対策として、ハード整備事業（耐震整備など）とソフト整備（防災訓練、防災意識の啓発など）を併せて充実させる必要があります。
- ・「減災」対策は、自治体だけで実現できるものではなく、防災関係機関はもとより、市民、企業等が一体となり、地域の総力を挙げて「地域防災力」の強化を図らなければなりません。
- ・子どもの時期から、防災意識を養い、自然災害が発生したときに被害を最小限度に食い止めることができるよう、防災教育などの充実を図っていく必要があります。
- ・災害が発生したとき、市民が混乱することなく避難等ができるよう、災害時の情報伝達を徹底する体制を整える必要があります。

#### 原子力安全・防災

- ・本市は、全国で唯一の原子力発電所の立地する県庁所在市となり、原子力発電所に関わる市民も多く、また、原子力発電所に対する市民の関心も高まっています。
- ・原子力発電所に対する市民の安心感を確保するため、理解促進活動及び知識普及活動など原子力広報活動に努める必要があります。
- ・原子力安全対策を強化するため、平成 17 年度(2005 年度)から原子力安全・保安院に職員を派遣するとともに、原子力専門監の配置を行い、原子力に関する専門知識を有する人材の育成強化を図っています。
- ・島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の厳正な運用と実効性ある地域防災計画を策定し、原子力安全体制及び原子力防災体制の確立に努める必要があります。

#### 国民保護

- ・国民保護法において、有事における国、県、市町村及び指定公共機関等の責務、国民の保護のための措置の実施体制等の整備について定められており、本市では国の指針に基づき国民保護の仕組みについて国民保護計画を策定しました。
- ・今後、具体的な実施計画の中で事態に応じた避難計画、避難マニュアル等を作成し、訓練等を実施することで、計画の実効性の確認及び推進を図ることが重要です。
- ・訓練の実施に当たっては、行政のみならず市民の積極的な関与を図ることが重要です。
- ・有事に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。
- ・国における平和外交努力により、国際紛争やテロ<sup>1</sup>等の発生を抑止することが最も重要です。

### めざす市民生活の状態

- ・ソフト・ハード両面からの防災対策の取り組みが進んでいます。
- ・地域防災力の強化が図られています。
- ・学校、地域における防災教育が充実しています。
- ・災害時の迅速かつ正確な情報伝達体制が構築されています。
- ・原子力発電所の安全対策及び防災対策に関して、市民に情報発信する機会が増えています。

<sup>1</sup> テロ：P6 参照。

- ・国による平和外交努力により、安心して市民生活が営めます。
- ・有事に対する確かな住民避難等が実施できる体制が整備されています。
- ・国民保護に関する市民意識が高く、日頃からの備えが十分にできています。

## 主要施策項目

- 1 防災体制の整備
- 2 原子力安全対策
- 3 原子力防災体制の整備
- 4 国民保護計画の整備

## 施策の展開方針

### 1 防災体制の整備

- ・地域における自主防災組織<sup>1</sup>の結成促進、活動を支援します。
- ・ハザードマップ<sup>2</sup>を活用し、地域や教育の中で身近な防災について学習する活動を支援します。
- ・災害情報提供手段の多様化、迅速化を図ります。
- ・高齢化等の実情に対応した避難所の指定に努めます。
- ・減災をめざし、ソフト・ハード両面からの対策を推進します。

目標指標	現状値	目標値
自主防災組織結成率（％）	平成 18 年	平成 23 年
	27.3	40
防災訓練実施回数（地区主催含む）（回）	平成 18 年	平成 23 年
	5	15
住民説明会実施回数（回）	平成 18 年	平成 23 年
	8	15
研修会・講習会実施回数（回）	平成 18 年	平成 23 年
	28	30

### 2 原子力安全対策

- ・原子力発電所の安全性に関して専門的知識を有する職員を養成し、人的基盤の強化を図ります。
- ・多様な媒体を利用した原子力広報に努め、市民が原子力発電所の安全性に関する理解と知識を深める機会を設けます。

目標指標	現状値	目標値
原子力安全・保安院への派遣者数（累計）（人）	平成 18 年	平成 23 年
	1	3

<sup>1</sup> 自主防災組織：P21 参照。

<sup>2</sup> ハザードマップ：P61 参照。

### 3 原子力防災体制の整備

- ・毎年の原子力防災訓練を通じて、地域防災計画の実効性を検証し、市民の安心安全の確保に努めます。
- ・原子力防災に関して専門的知識を有する職員を養成し、人的基盤の強化を図ります。
- ・多様な媒体を利用した原子力広報に努め、市民に原子力防災に関する理解と知識を深める機会を設けます。

### 4 国民保護計画の整備

- ・国民保護計画に基づき避難マニュアルを作成し、有事に対し迅速な対応が実施できる体制を整えます。
- ・国民保護計画に基づき、国、県等と連携して国民保護訓練を実施します。
- ・有事に対する市民の意識啓発を図ります。

目標指標	現状値	目標値
国民保護訓練への住民参加数(人)	平成18年	平成23年
	-	8,000

#### 市民参加による取り組み

- ・自主防災組織の結成
- ・地域における防災活動
- ・松江市原子力発電所環境安全対策協議会の開催とその意見の反映
- ・原子力発電所の安全性について市民団体からの要望
- ・原子力防災訓練における避難訓練への参加
- ・原子力防災体制などについて市民団体からの要望
- ・国民保護協議会委員への住民組織代表の委嘱
- ・保護計画作成に係るパブリックコメントの募集

#### 市民の意見・提言

- ・防災にも防災教育という視点が必要
- ・災害発生時の被害情報の伝達徹底

#### 主要事業

- ・自主防災組織育成事業
- ・防災対策事業
- ・原子力安全対策事業
- ・原子力防災対策事業
- ・国民保護対策事業

### 3 . 消防・救急体制の充実

#### 現況と課題

- ・消防署所の機能を充実し、消防力を強化するためには、同時災害に対応できるよう署所の再編を行い、消火・救急・予防活動の体制強化を図る必要があります。
- ・特に近年増え続けている救急出動の体制強化のためには、高度な医療処置を行うことのできる救急救命士を計画的に養成するとともに、高規格救急自動車の配備を進め、救命率の向上を図ることが必要です。
- ・火災の発生を予防するため、市民の火災予防意識を高めるための啓発活動などをさらに強化していく必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・署所再編実施後期計画に基づく分署（出張所）建設並びに、高度救急・救助体制の整備充実により、市民が安心できる消防防災体制が構築されています。

#### 主要施策項目

- 1 消防力の強化
- 2 救急・救助体制の充実

#### 施策の展開方針

##### 1 消防力の強化

- ・署所再編実施後期計画に基づき、計画的に適正な署所の再編を行います。
- ・機械器具等の装備の充実を図ります。
- ・消防団員の確保と消防装備の近代化を図ります。
- ・消防水利の整備を図ります。
- ・住宅用火災警報器の設置普及及び、火災予防の促進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
救急救命士数（人）（累計）	平成 17 年	平成 23 年
	25	38
火災・その他の災害出動件数（件）	平成 17 年	平成 23 年
	718	600
住宅用火災警報器の設置進捗率（％）	平成 17 年	平成 23 年
	0	100
市街地及び準市街地における防火水槽、消火栓の充足率（％）	平成 18 年	平成 23 年
	64	65

要設置戸数：57,000 戸  
（H17 年 10 月 1 日現在）

## 2 救急・救助体制の充実

- ・署所再編実施後期計画に基づき、救急救命士を計画的に養成します。
- ・高規格救急自動車への更新を図ります。
- ・救急講習の充実を図ります。

目標指標	現状値	目標値
普通救命講習、応急手当講習等の実施回数（回） 参加者数（人）	平成 17 年	平成 23 年
	208	300
	7,365	10,000
A E D（自動体外式除細動器）の設置箇所数（箇所）	平成 18 年	平成 23 年
	60	100

### 市民参加による取り組み

- ・防災訓練・講演会
- ・普通救命講習、応急手当講習会等

### 主要事業

- ・署所再編実施後期計画事業
- ・消防施設整備事業

## 第2節 安心して安全に生活できる

### 1. 防犯対策の充実

#### 現況と課題

- ・近年全国的に犯罪発生件数が増加し、住民の犯罪被害に対する不安感も急速に高まっており、子どもを狙った凶悪犯罪も発生しています。
- ・地域安全推進員<sup>1</sup>、自治会等の自主的な防犯活動が展開されていますが、これだけでは限界があり、警察、行政、関係機関団体と連携し、活動に対する支援、情報提供や助言、人材の育成等の取り組みが必要です。
- ・子どもや高齢者の防犯意識を向上させるために、防犯教室等を充実させる必要があります。
- ・危険な箇所に防犯灯を設置するなど、犯罪を発生させない、犯行をあきらめさせる環境づくりが必要です。

#### めざす市民生活の状態

- ・市民の防犯意識が向上し、犯罪者に犯行をあきらめさせる環境が整い、犯罪が少なくなっています。
- ・警察、行政、関係機関・団体の連携が強化され、防犯情報等が広く市民に提供されています。
- ・通学路の安全対策が強化されています。

#### 主要施策項目

##### 1 防犯対策の充実

#### 施策の展開方針

##### 1 防犯対策の充実

- ・地域における防犯意識の向上を図るために、警察、防犯協会、関係機関・団体と連携し、情報提供、広報啓発活動を推進します。
- ・子どもや高齢者を対象とした防犯教室を開催します。
- ・通学路における安全点検の実施と改善を図ります。

目標指標	現状値	目標値
防犯協会、地域安全推進員の活動回数(回)	平成17年	平成23年
	269	300

<sup>1</sup> 地域安全推進員：警察署長及び各地区防犯協会長の連名により委託された、地域住民の先頭に立って地域安全活動を推進するボランティアリーダー。

#### 市民参加による取り組み

- ・各地区で自治会、公民館、地域安全推進員やボランティア等による登下校の際の見守り活動、青色回転灯装着車によるパトロール活動
- ・各地区における防犯関係協議会等の設立

#### 市民の意見・提言

- ・通学路の安全対策の充実
- ・子どもを守る地域ボランティア意識の醸成

### 主要事業

- ・防犯対策事業

## 2. 交通安全対策の充実

### 現況と課題

- ・幅員が狭く見通しの悪い交差点が多い道路では、今後もカーブミラー、ガードレール、横断歩道、信号機等の交通安全施設整備の充実が、交通安全上重要です。
- ・平成 17 年(2005 年)の全国交通事故死者数は 6,871 人で、過去最悪の昭和 45 年(1970 年)の約 4 割の 6,000 人台まで減少していますが、負傷者数及び交通事故発生件数は昭和 53 年(1978 年)以降増加傾向で、近年、過去最悪の状況にあります。
- ・本市においても同様で、負傷者数、発生件数ともに近年高止まりの状況です。
- ・少子高齢化<sup>1</sup>の進行に伴い、高齢者の関与する交通事故件数が増加しており、高齢者自身が、加齢に伴う身体能力の変化を自覚するためにも、参加、体験、実践型の高齢者交通安全教育を普及、促進させることが必要です。
- ・市民に対する交通安全意識啓発活動は交通安全施策の基本であり、交通事故の発生を抑制するため、活動強化が必要です。

### めざす市民生活の状態

- ・幹線道路、生活道路においても交通安全施設の整備が進み、自転車や歩行者の交通事故が減少しています。
- ・交通事故発生件数、死者数、負傷者数が減少しています。

### 主要施策項目

- 1 交通安全環境の整備
- 2 交通安全施策の推進

### 施策の展開方針

- 1 交通安全環境の整備
  - ・事故多発地点や危険箇所において重点的な交通安全施設整備を行うほか、人優先の考えのもと、地域住民と一体となった道路交通環境の整備を推進します。

目標指標	現状値	目標値
交通事故発生件数(件)	平成 18 年	平成 23 年
	768	650 以下
交通事故死者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	5	5 以下
交通安全施設整備率(要望に対する整備率)(%)	平成 18 年	平成 23 年
	78.0	80

平成 12 年～17 年平均値  
事故発生件数 1,034 件  
事故死者数 11 人

交通安全施設整備要望数：  
372 箇所  
(H19 年 3 月 31 日現在)

<sup>1</sup> 少子高齢化：P5 参照。

## 2 交通安全施策の推進

- ・第8次松江市交通安全計画に則り、交通安全意識と交通安全マナーの向上に努め、幼児から高齢者にいたるまで生涯にわたって、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。
- ・交通指導員<sup>1</sup>・交通安全地区教育指導員<sup>2</sup>などによる地域住民への安全教育を充実し、地域ぐるみの交通安全教育を推進します。

目標指標	現状値	目標値
幼児、児童、生徒の交通事故発生件数(件)	平成17年	平成23年
	37	20
高齢者の交通事故発生件数(件)	平成17年	平成23年
	182	130
意識啓発活動実施回数(回)	平成17年	平成23年
	29	35
交通指導員街頭指導回数(回)	平成17年	平成23年
	8,293	10,000
交通安全教室開催回数(回)	平成17年	平成23年
	56	90
交通安全モデル事業所 <sup>3</sup> 指定数(累計)(事業所)	平成18年	平成23年
	159	209

### 市民参加による取り組み

- ・交通安全施設の新設、改良等について各自治会、町内会などからの要望
- ・各地区における交通安全教室の開催
- ・自転車マナーアップ街頭指導

### 市民の意見・提言

- ・道路の整備は子どもの目線で安全確保
- ・運転マナーの向上

## 主要事業

- ・交通安全対策事業

<sup>1</sup> 交通安全指導員:各地区交通安全対策協議会から推薦された者を、松江市が委嘱した非常勤特別職公務員。主に、地区住民に対する交通安全思想の普及、交通安全の街頭指導などを行う。

<sup>2</sup> 交通安全地区教育指導員:各地区交通安全対策協議会から推薦され、松江市が委嘱した者。主に、交通安全教室による教育指導を行い、地区住民に対する交通安全教育の普及を図る。

<sup>3</sup> 交通安全モデル事業所:松江市交通安全対策協議会会長と松江警察署長が協議の上選定し、連名で指定した事業所。交通安全モデル事業所に指定することにより、事業所が自ら率先して交通安全の推進に努めることを目的とする。

### 3 . 消費生活の向上

#### 現況と課題

- ・消費者と事業者では情報の質及び量並びに交渉力等において大きな格差があり、消費者トラブルを未然に防ぐためには、消費者への情報提供を行う必要があります。相談員が各地に出向いて開催する消費生活問題出前講座などの積極的な啓発活動を推進するとともに、各地域の消費者問題研究会との協働<sup>1</sup>により、消費者の自立を支援していく必要があります。
- ・消費者を取り巻く環境は、昨今の規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化<sup>2</sup>などによって、消費者の利便が向上しています。しかし、その一方で市民の消費生活が複雑多様化して、消費者トラブルが大きな社会問題化しています。市は住民に最も近い相談窓口の機能を担う必要があり、約 900 件の消費生活相談に対応し助言を行っています。

#### めざす市民生活の状態

- ・消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、自ら考え、行動する消費者が増え、消費者被害が減少しています。

#### 主要施策項目

- 1 消費者の自立支援
- 2 消費生活相談

#### 施策の展開方針

##### 1 消費者の自立支援

- ・消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、市は啓発情報の積極的な提供に努めます。
- ・自ら考えて行動する消費者を育成するとともに、消費者被害の救済と未然防止を図ります。

目標指標	現状値	目標値
消費生活問題出前講座 の実施回数（回）	平成 18 年	平成 23 年
	28	30

##### 2 消費生活相談

- ・最も身近な相談窓口として消費生活相談室の P R に努め、増え続ける消費生活問題に対応します。
- ・消費生活専門相談員を支所に派遣して、定期的な出前相談を開催します。

<sup>1</sup> 協働：P2 参照。

<sup>2</sup> グローバル化：P7 参照。

#### 市民参加による取り組み

- ・松江市消費者問題研究会会員（約 12,500 名）との協働による啓発活動

#### 主要事業

- ・消費生活に関する啓発情報の提供
- ・悪質商法による消費者被害を未然に防止するための消費生活問題出前講座の開催
- ・「松江市消費生活相談室」の利用促進
- ・支所での出前相談の開催

## 4 . 市民相談体制の充実

### 現況と課題

- ・市民生活全般に関する「くらしの相談」(相続、近隣問題、結婚離婚など)事業では、毎年約 1,500 件の相談に対応しています。特に、弁護士による法律相談へのニーズが増加しています。
- ・平成 18 年(2006 年)10 月に司法支援センター(法テラス)が業務を開始し、本市にも法テラス島根が開設されたことから、専門的・法律的な相談先を的確に紹介する総合案内的な役割を期待しています。

### めざす市民生活の状態

- ・最新の事例や法改正に即して相談員が適切な助言・対応を行うことのできる相談体制が充実しています。
- ・相談員を支所に派遣して、定期的な出前相談を開催しています。
- ・司法支援センターなど他の相談機関との緊密な連携が図られています。

### 主要施策項目

#### 1 市民相談

### 施策の展開方針

#### 1 市民相談

- ・市民生活全般の広い分野にわたるため、相談に対応する相談員が最新の事例や法改正に即した適切な助言・対応をするために必要な研修を継続するとともに、相談体制の充実整備に努めます。
- ・相談員を支所に派遣して、定期的な出前相談を開催します。
- ・他の相談機関(司法支援センターなど)との緊密な連携を図ります。

目標指標	現状値	目標値
支所での出前相談の実施回数(回)	平成 18 年	平成 23 年
	0	14

### 主要事業

- ・市民生活全般に関する「くらしの相談」事業の充実
- ・弁護士などの専門家(派遣)による「専門相談」の開催

## 第4章 癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる

### 第1節 安心して子育てできる

#### 1. 子育て支援・児童福祉

##### 現況と課題

- ・少子化が進行するなか、女性の社会進出の拡大や共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く環境は急激に変化し、子どもの健全な育成や子育てと仕事の両立を支えるために子育て支援の必要性が高まっています。
- ・保育所では、保育料の軽減や延長保育などの特別保育事業により多様化する保育ニーズに対応するとともに、年次的に施設整備を図り、また、入所定員の弾力化<sup>1</sup>により入所児童の拡大に努めています。
- ・児童クラブも同様に、年次的に施設整備を図り、小学校低学年の児童がいる共働き世帯の子育て支援を行っています。
- ・しかし、保育所や児童クラブは、年々入所希望者が増加し、待機児童が発生しており、この解消と多様化するニーズに対応するための施策が必要となってきました。
- ・幼稚園においては、入園児童の減少傾向が見られるため、今後は統合や幼保園としての整備を進めることにより、就学前児童の教育・保育環境の充実を図る必要があります。
- ・子育てをする家庭においては、育児ストレスや不安を感じる親が増加してきています。このため、子育て家庭支援のため相談体制の充実を図るとともに、産褥期を中心とする家事援助、仲間づくりなど安心して子育てのできる環境を整えていく必要があります。
- ・児童虐待が増える傾向にあり、その防止についての対策を講じていく必要があります。

##### めざす市民生活の状態

- ・保育所の待機児童が解消され、安心して子育てができる環境が整っています。
- ・児童クラブについては、「放課後子どもプラン」の事業計画に基づいて、放課後子ども教室との連携が図られ、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりが推進されています。
- ・新たな幼保園の整備が進み、就学前児童の教育・保育環境が充実しています。
- ・子育て支援センター事業、訪問型子育てサポート事業<sup>2</sup>及びファミリーサポート事業<sup>3</sup>の充実により、在家庭での子育て環境が整っています。

<sup>1</sup> 入所定員の弾力化：年度の途中で保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において定員を超えて保育を実施できる。

<sup>2</sup> 訪問型子育てサポート事業：妊娠中や就学前児童を養育している家庭で支援を希望するとき、市が認定したホームサポーターが自宅に訪問し、有償で支援を行う事業。

<sup>3</sup> ファミリーサポート事業：仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスの利用希望者とサービスの担い手の双方を会員として登録し、地域の人材を活用した相互援助活動が展開されるよう支援する事業。

## 主要施策項目

- 1 在家庭児童への対応
- 2 保育サービス等の充実
- 3 就学前児童の教育・保育環境の充実

## 施策の展開方針

### 1 在家庭児童への対応

- ・子育て支援センターの適正な配置を進めます。
- ・訪問型子育てサポート事業の定着化を図ります。
- ・ファミリーサポート事業の会員の増加を図ります。
- ・要保護児童対策協議会の取り組みなどにより、児童虐待の防止に努めます。

目標指標	現状値	目標値
子育て支援センター及び各サテライトの利用状況（人）	平成 17 年	平成 23 年
	77,768 （うち子育て支援センター31,775 人）	82,000 （うち子育て支援センター35,000 人）
訪問型子育てサポート事業利用状況（件）	平成 18 年	平成 23 年
	611	650
ファミリーサポートセンター <sup>1</sup> 利用状況（件）	平成 17 年	平成 23 年
	2,876	3,000

### 2 保育サービス等の充実

- ・保育所については、入所希望児童が年々増加する状況を踏まえ、待機児童の解消を図ります。また多様なニーズに応えるため、延長保育を継続して実施するとともに、在家庭等の乳幼児を対象とする一時保育についても、その充実に努めます。
- ・児童クラブ事業については、拡充するとともに、今後「放課後子どもプラン」を実現していく中で、放課後子ども教室との連携を図りながら、事業の一元化をめざしていきます。

目標指標	現状値	目標値
保育所待機児童数（人）	平成 18 年	平成 23 年
	43	0
特別保育事業(一時保育)実施保育所数（箇所）	平成 18 年	平成 23 年
	31	38

市内認定保育所の定員：4,990 人  
(H19 年 4 月 1 日現在)

市内の保育所の数：50  
(H19 年 4 月 1 日現在)

<sup>1</sup> ファミリーサポートセンター：一時的に子どもを預けたい人（おねがい会員）、預かる人（まかせて会員）などによる子育ての相互援助活動を行う会員制の組織。

### 3 就学前児童の教育・保育環境の充実

- ・幼稚園については、園児数や地域の状況を勘案しながら、統合や幼保園としての整備を進めていきます。
- ・有識者等によるサポートチームの活用を促進することにより、幼稚園・保育所（園）・保護者等への支援の充実を図ります。

#### 市民参加による取り組み

- ・子育て支援ネットワーク会議の開催
- ・子育て支援ボランティアとの連携
- ・地域や保護者への説明会などで得られる意見の反映  
（幼保一元化推進事業）
- ・有識者等による幼児教育サポートチーム（幼児教育支援事業）

#### 市民の意見・提言

- ・地域で支える子育て支援の仕組みづくり
- ・高齢者による子育て支援態勢づくり
- ・マンション暮らしの母親は相談や近所づきあいに出不くい

### 主要事業

- ・市立保育所・児童クラブの施設整備事業
- ・私立保育施設整備事業補助事業
- ・幼保一元化推進事業
- ・乳幼児保育・教育サポート事業
- ・保育料の軽減
- ・児童虐待予防事業
- ・母子・父子家庭支援事業
- ・子育て支援センター事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・訪問型子育てサポート事業

## 第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

### 1. 地域福祉の推進

#### 現況と課題

- ・誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせることを望んでいます。しかし、都市化、少子高齢化<sup>1</sup>、核家族化<sup>2</sup>、価値観の多様化等の進行により、地域社会の連帯意識が希薄化し、相互扶助などの機能が失われつつあります。
- ・市民と協働<sup>3</sup>で地域福祉を推進し、身近なところで相談やサービスが受けられる福祉のまちづくりを進める必要があります。
- ・地域が抱える福祉課題の解決のために、住民主体で取り組む仕組みを確立する必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・各地域において、住民自らが福祉課題の解決に向けて取り組む体制が確立されています。
- ・医師会等の関係機関をはじめ、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、社会福祉施設、ボランティア、NPO法人<sup>4</sup>等地域福祉を支える各種団体・組織との連携が図られ、地域の実情にあった支援体制が確立されています。

#### 主要施策項目

- 1 地域包括ケア体制の確立
- 2 地域福祉の推進

#### 施策の展開方針

- 1 地域包括ケア体制の確立
  - ・医師会等の関係機関をはじめ、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、福祉推進員などによる地域活動との連携により、地域が主体となって高齢者を見守り支えるネットワークを構築し、事業が展開されるよう促進します。
  - ・5つの日常生活圏域<sup>5</sup>ごとに設置している地域包括支援センター<sup>6</sup>において、次の4つの機能の充実を図ります。

<sup>1</sup> 少子高齢化：P5 参照。

<sup>2</sup> 核家族化：P5 参照。

<sup>3</sup> 協働：P2 参照。

<sup>4</sup> NPO法人：P23 参照。

<sup>5</sup> 5つの日常生活圏域：松東圏域（朝酌・川津・本庄・持田公民館区、島根町、美保関町、八束町）、中央圏域（城北・城西・城東・白潟・朝日・雑賀公民館区）、松北圏域（法吉・生馬・古江・秋鹿・大野公民館区、鹿島町）、松南圏域（竹矢・津田・大庭・古志原公民館区、八雲町）、湖南圏域（乃木・忌部公民館区、玉湯町、宍道町）。

<sup>6</sup> 地域包括支援センター：平成17年(2005年)の介護保険法の一部改正に伴い設置される施設で、地域での支援を行うための総合相談や介護予防マネジメント、高齢者虐待への対応など、包括的・継続的なマネジメントを担う拠点として松江市が主体となり創設するもの。

総合相談支援、 権利擁護、 包括的・継続的ケアマネジメント、 介護予防マネジメント

目標指標	現状値	目標値
なごやか寄り合い事業 <sup>1</sup> 会場数（会場）	平成 18 年	平成 23 年
	150	229

## 2 地域福祉の推進

- ・要援護者に対する災害時の支援体制づくりを進めます。
- ・住民主体で見守りと支え合いができる地域づくりを進めます。

目標指標	現状値	目標値
地区地域福祉活動計画の作成地区数（地区）	平成 18 年	平成 23 年
	21	28
福祉推進員数（人）	平成 18 年	平成 23 年
	1,431	1,431

全地区数：28 地区

### 市民参加による取り組み

- ・福祉推進員（1,431 人）・民生児童委員（458 人）、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会連合会

## 主要事業

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・地域ネットワークの充実

<sup>1</sup> なごやか寄り合い事業：地域住民の参加と協力を得ながら、閉じこもりがちになる高齢者等が、公民館や集会所などに集まって交流する事業。

## 2 . 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

- ・本市では高齢者が大幅に増加することが見込まれ、それに伴い利用される介護サービス量も増加することが予想されます。
- ・増加する高齢者が生きがいをもって生活し続けられるよう、経験・技能を生かした仕事ができる環境づくりを支援していくことが重要です。
- ・高齢者の生活習慣病対策、運動習慣の確立及び閉じこもり予防のため、地域のボランティア等との協力による、なごやか寄り合い事業等の推進が求められています。
- ・介護予防事業（地域支援事業<sup>1</sup>・新予防給付<sup>2</sup>）により、高齢者が要支援・要介護状態に移行するのを抑制することが求められています。
- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、日常圏域ごとに地域密着型サービス<sup>3</sup>を推進する必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会参加及び就労がしやすい環境が整っています。
- ・地域支援事業及び新予防給付事業が着実に実施され、介護予防が推進されています。
- ・適正な給付体制が確立され、可能な限り在宅での生活が継続できる地域密着型サービスが整っています。

### 主要施策項目

- 1 社会参加と生きがいづくり
- 2 介護予防の推進
- 3 介護サービス

### 施策の展開方針

- 1 社会参加と生きがいづくり
  - ・高齢者が、生きがいを感じながら地域活動に積極的に参加できる基盤として、老人クラブの活動を支援します。
  - ・高齢者に適した食生活や運動の普及をはじめとする健康管理及び健康づくりを推進します。
  - ・高齢者が社会参加しやすいよう、福祉バスや移送サービスなどの充実を図ります。
  - ・シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労機会の拡大を図ります。

<sup>1</sup> 地域支援事業：要支援・要介護認定を受けていない人を対象に、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業（平成 18 年度(2006 年度)から実施）。

<sup>2</sup> 新予防給付：要支援 1・2 の人を対象に、生活機能の維持・向上を積極的にめざす観点から提供されるサービス（平成 18 年度(2006 年度)から開始）。

<sup>3</sup> 地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など、認知症高齢者や要介護高齢者等が可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援するサービス。

目標指標	現状値	目標値	
老人クラブ加入者数(人)	平成 18 年	平成 23 年	高齢者の人数：44,787 人 (H19 年 4 月 1 日現在)
	13,989	15,130	
シルバー人材センター加入者数(人)	平成 18 年	平成 23 年	高齢者の人数：44,787 人 (H19 年 4 月 1 日現在)
	968	1,730	

## 2 介護予防の推進

- ・すべての高齢者が生涯にわたって、いきいきとした生活が送れるよう、介護予防や健康増進に向けた取り組みを進めます。
- ・生活習慣病対策を進めるとともに、地域のボランティア等の協力によるなごやか寄り合い事業等の実施により、運動習慣の確立及び閉じこもり予防の推進を図ります。
- ・地域支援事業<sup>1</sup>によりハイリスク高齢者<sup>2</sup>が要支援状態へ移行することを抑制します。
- ・新予防給付事業<sup>3</sup>により要支援 1・2 の高齢者が要介護 1 以上へ移行することを抑制します。

目標指標	現状値	目標値
要介護認定者率(%)	平成 18 年	平成 23 年
	18.9	19.9
地域支援事業の予防効果(%)	平成 18 年	平成 23 年
	12	20
新予防給付事業の予防効果(%)	平成 18 年	平成 23 年
	6	10

## 3 介護サービス

- ・高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービス<sup>4</sup>を推進していきます。
- ・介護保険制度が持続可能な制度となるよう、事業計画に基づき適正な供給体制の整備に努めます。

目標指標	現状値	目標値
地域密着型サービス事業所の整備状況(事業所)	平成 18 年	平成 23 年
	36	平成 20 年度に策定する第 4 期事業計画において設定

<sup>1</sup> 地域支援事業：P79 参照。

<sup>2</sup> ハイリスク高齢者：要支援・要介護認定を受けていない人で、今後要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者。

<sup>3</sup> 新予防給付事業：P79 参照。

<sup>4</sup> 地域密着型サービス：P79 参照。

#### 市民参加による取り組み

- ・老人クラブ加入会員（14,087人）
- ・シルバー人材センター会員（1,020人）
- ・なごやか寄り合い事業等への参加
- ・ボランティア団体等との連携
- ・松江市包括支援センター運営協議会の設置

#### 市民の意見・提言

- ・高齢者の増加に伴い、高齢者が地域に出かけて役割を担うことも必要
- ・団塊世代・高齢者が元気に活躍している地域というイメージを作る
- ・高齢者が安心して生活できるまちづくりをしてほしい

### 主要事業

- ・高齢者の生きがいと健康づくり
- ・高齢者の社会参加に対する支援
- ・安心して暮らせるまちづくり
- ・地域支援事業
- ・新予防給付事業
- ・地域密着型サービスの事業所指定・監督の実施
- ・適正な介護給付の実施

### 3 . 障害者（児）福祉の充実

#### 現況と課題

- ・平成 18 年度(2006 年度)から障害者自立支援法が施行されたことにより、障害福祉サービスの新たな体系として、全国共通の制度である介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具からなる自立支援給付事業と、各自治体が地域の特性に応じてサービスを提供する地域生活支援事業がスタートしました。
- ・障害福祉サービスの実施主体が市に一元化されました。
- ・障害者自立支援法施行以前の制度を再編し、それまでの支援費制度の対象外であった精神障害者も等しくサービスを受けることができることとなりました。
- ・障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、就労支援を強化することが求められています。
- ・障害者自立支援法に沿って、障害種別にかかわらず必要とするサービスを受けることができるような体系整備が求められます。
- ・市の裁量により実施する地域生活支援事業によって、サービスの選択肢を広げることが求められます。

#### めざす市民生活の状態

- ・障害者が就業機会を享受することができ、自立した生活を営むことができます。
- ・障害者の受けたいサービスが適切に提供されています。
- ・就労ができない障害者も、社会参加できる場所があります。

#### 主要施策項目

- 1 自立支援
- 2 地域生活支援

#### 施策の展開方針

##### 1 自立支援

- ・障害者自立支援法の自立支援給付事業であるホームヘルプ、ショートステイなどの介護給付事業や、就労支援、グループホームなどの訓練等給付事業、そして自立支援医療及び補装具費支給事業について、松江市障害福祉計画の目標値達成に向けて事業展開します。
- ・また、施設入所から地域生活への移行を推進します。

目標指標	現状値	目標値
就労継続支援実利用者（人）	平成 18 年	平成 23 年
就労 A <sup>1</sup>	5	110
就労 B <sup>2</sup>	36	300

<sup>1</sup> 就労 A：就労継続支援 A 型のこと。就労に必要な知識、能力を向上させるため、事業所において雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労への移行を支援する事業。

<sup>2</sup> 就労 B：就労継続支援 B 型のこと。雇用契約は締結せず、生産活動の機会の提供や、再就労支援をする事業。

目標指標	現状値	目標値
グループホーム利用実数 (ケアホームを含む)(人)	平成 18 年	平成 23 年
	89	200

## 2 地域生活支援

- ・本市が独自で展開してきた相談支援事業、コミュニケーション支援事業<sup>1</sup>、移動支援事業<sup>2</sup>、ピアヘルパー養成事業<sup>3</sup>などを継続していくとともに、障害者家族会等が運営してきた共同作業所を地域活動支援センター<sup>4</sup>として位置付け、支援していきます。

目標指標	現状値	目標値
地域活動支援センター数 (箇所)	平成 18 年	平成 23 年
	12 (共同作業所)	8
コミュニケーション支援 利用者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	183	190

### 市民の意見・提言

- ・高齢者、障害者の立場に立った公共施設の整備

## 主要事業

- ・地域生活支援
- ・自立支援

<sup>1</sup> コミュニケーション支援事業：円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。

<sup>2</sup> 移動支援事業：屋外での移動が困難な人が外出するときに付き添いの支援を受けることができる事業。

<sup>3</sup> ピアヘルパー養成事業：身体障害者を対象としたヘルパー養成講座を開催し、就業の拡大と自立心の向上、積極的な社会参加を支援する事業。

<sup>4</sup> 地域活動支援センター：日中活動や社会適応訓練が必要な者に対して、地域において創作活動や生産活動の場の提供を行う事業。

## 4 . 社会保障の充実

### 現況と課題

#### 国民健康保険

- ・国民健康保険は、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者とするため、高齢化による加入者の増加が著しく、また、低所得者層が多いなど厳しい財政状況にあります。給付と負担のバランスを図るため、保険料の公平な負担、医療費の適正化などを進めていくことが必要です。
- ・国民健康保険は、保険財政の安定化に向け医療費適正化事業や収納率向上対策事業に取り組み、また、市民の健康増進のため人間ドック等の助成事業や生活習慣病に重点を置いた保健事業を推進していくことが必要です。

#### 国民年金

- ・国民年金は、年金離れの意識が高くなっているなか、制度に対する市民の理解と認識を深めるため、広報活動を積極的に行うことが必要です。

#### 老人医療

- ・老人医療は、75 歳以上及び 65 歳以上のねたきり等の状況にある人を対象としていますが、急激な高齢化社会の進展により、医療費は年々増加しています。
- ・医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、平成 20 年(2008 年)4 月から後期高齢者医療制度が創設され、県内全域が加入する広域連合で実施することとなります。
- ・老人医療は、生活習慣病等の原因に着目した健診、保健指導を行っていくことが必要です。

#### 生活保護

- ・生活保護においては、被保護世帯が平成 10 年度(1998 年度)から高齢化や地方経済の低迷などにより毎年 10 パーセント程度ずつ増加しています。
- ・生活保護の受給期間も社会的な要因などにより長期化する傾向にあります。
- ・こういう状況の中、就労に関する自立支援プログラムにより、関係機関と連携をしながら自立の支援を推進しています。

### めざす市民生活の状態

- ・健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。
- ・セーフティネット支援対策事業の推進により、自立の支援が行われています。

### 主要施策項目

- 1 国民健康保険
- 2 国民年金
- 3 老人医療
- 4 生活保護

## 施策の展開方針

### 1 国民健康保険

- ・保険財政の安定化に向け、レセプト点検等により医療費の適正化を図ります。
- ・保険料の収納率向上対策を実施します。
- ・市民の健康管理の意識高揚のため、人間ドック等の助成を行います。
- ・関係機関等と連携し、生活習慣病対策に重点をおいた保健事業を推進します。
- ・保険制度に対する市民の理解と認識を深めるため、広報活動を積極的に展開します。

目標指標	現状値	目標値
口座振替の割合（％）	平成 17 年	平成 23 年
	63.9	70

### 2 国民年金

- ・年金制度に対する市民の理解と認識を深めるため、広報活動を積極的に展開します。

### 3 老人医療

- ・医療費適正化を推進するための生活習慣病の原因に着目した健診、保健指導を行います。
- ・平成 20 年(2008 年)4 月より、新たな後期高齢者医療制度が創設され運営を県内全市町村が加入する広域連合で実施します。

### 4 生活保護

- ・客観的な稼働能力及び適性職種の判定を行い、就労の促進を図ります。
- ・生活福祉資金貸付制度を利用し、居住用資産の有効活用を図ります。
- ・精神科病院に長期入院している人の社会復帰に向けて支援します。

目標指標	現状値	目標値
生活保護 自立件数（人）	平成 1 8 年	平成 23 年
	3 0	4 5

被保護者数：1,708 人  
(H19 年 5 月 1 日現在)

## 主要事業

- ・就労支援プログラム
- ・保険者による特定健診・特定保健指導

## 第3節 健康に生活できる

### 1. 健康づくり

#### 現況と課題

- ・全ての子どもが健やかに成長するために、疾病や障害の早期発見と早期療育及び育児不安を持つ母親や養育上の課題を抱える家族の支援を目的に、妊娠期からの情報提供や相談・健診体制の充実が必要です。
- ・3大生活習慣病<sup>1</sup>や要介護状態を予防するには、健診の受診率を高め、生活習慣の改善に向けて保健指導を充実することが重要です。
- ・生涯現役を実現するためには、身近な地域で日常的な健康づくりを展開することが重要です。そのためにはヘルスポランテア<sup>2</sup>の養成も必要です。
- ・鳥インフルエンザ<sup>3</sup>など新たな感染症<sup>4</sup>の出現や動物由来の感染症等が増加しており、蔓延防止のためには、市民への的確な情報提供が必要です。また、従来感染症の発症は減少していますが、予防接種率等の低下により再流行の恐れもあり、引き続き啓発が重要です。

#### めざす市民生活の状態

- ・地域に支えられ、親が安心して子育てをしています。
- ・生活習慣病予防のために、健診や保健指導を受ける人が増えています。
- ・市民の自主的な健康づくりの取り組みが進んでいます。
- ・市民の感染症に対する意識が高まっています。

#### 主要施策項目

- 1 母子の健康
- 2 成人・高齢者の健康
- 3 市民参加による地域の取り組み
- 4 感染症対策

#### 施策の展開方針

##### 1 母子の健康

- ・次世代育成支援計画<sup>5</sup>を推進します。

<sup>1</sup> 3大生活習慣病：がん、心臓病、脳血管障害。これらで死因の約6割を占める。

<sup>2</sup> ヘルスポランテア：地域で健康づくり活動を進めるボランティア(サンクラブ、食生活改善推進員等)。

<sup>3</sup> 鳥インフルエンザ：P6 参照。

<sup>4</sup> 感染症：P6 参照。

<sup>5</sup> 次世代育成支援計画：国や自治体、企業が一体となり次代を担う子どもや、子どもを育てる家庭を支援する取り組みのことで、松江市では平成17年度(2005年度)から21年度(2009年度)までの前期計画を策定し、平成21年度(2009年度)に22年度(2010年度)から26年度(2014年度)までの計画を策定する。

- ・未熟児・新生児及び乳幼児の家庭訪問指導を充実します。
- ・乳幼児健診及び発達健康相談を充実します。
- ・乳幼児の健康相談を充実します。
- ・1歳6か月児健診・3歳児健診時に虫歯予防を推進します。
- ・健康教室(食育・虫歯予防・妊婦教室等)・母子保健推進員事業を推進します。

目標指標	現状値	目標値
1歳6か月児健診受診率(%)	平成18年	平成23年
	92.1	98
3歳児の虫歯罹患率 <sup>1</sup> (%)	平成17年	平成23年
	27.4	20

## 2 成人・高齢者の健康

- ・基本健診・がん検診(胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・前立腺がん)の受診率向上と事後指導の充実を図ります。
- ・健康教室を開催するなど、がん予防対策・生活習慣病予防・メンタルヘルス対策を進めます。
- ・認知症予防等の高齢者の健康づくりを進めます。

目標指標	現状値	目標値
基本健診受診率(%)	平成18年	平成23年
	36.0	50
肺がん検診の受診率(%)	平成18年	平成23年
	12.7	40
基本健診結果における糖尿病要指導者の割合(%)	平成17年	平成23年
	28.3	25

## 3 市民参加による地域の取り組み

- ・生涯現役をめざす健康まつえ21計画<sup>2</sup>を推進します。
- ・ヘルスポランテア<sup>3</sup>を養成し市民による地域での健康づくり活動を支援します。

目標指標	現状値	目標値
ヘルスポランテアの数(人)	平成18年	平成23年
	321	430
適切な食事内容・量を摂っている人(%)	平成18年	平成23年
	77.1	80
30分以上の運動を週1回実施している人の割合(%)	平成18年	平成23年
	35.6	40

<sup>1</sup> 虫歯罹患率：健診受診者のうち、虫歯になっている児の割合。

<sup>2</sup> 健康まつえ21計画：壮年期の死亡を減らし、認知症や寝たきりになることなく生活できる期間(健康寿命)を伸ばすために、個人と社会が力を合わせて健康づくりを推進させていく運動の「健康日本21」の地方計画。

<sup>3</sup> ヘルスポランテア：P86参照。

#### 4 感染症対策

- ・「島根県感染症予防計画」に基づき、感染症<sup>1</sup>の発生予防及び蔓延防止のための正しい知識の普及に努めます。

目標指標	現状値	目標値
高齢者インフルエンザ接種率(%)	平成18年	平成23年
	53.3	60
BCG予防接種率(%)	平成18年	平成23年
	95.9	100

#### 市民参加による取り組み

- ・母子保健推進員活動
- ・健康まつえ21評価推進委員会
- ・健康の里活動推進会議
- ・ヘルスポランティアの活動

#### 市民の意見・提言

- ・赤ちゃんを産む前から少しずつでも保健師さんや助産師さんと親しくなれる場がほしい

### 主要事業

- ・乳幼児健診事業
- ・発達健康相談
- ・各種がん検診、健康教育
- ・健康まつえ21計画推進事業
- ・予防接種事業
- ・新型インフルエンザ予防対策
- ・一般不妊治療<sup>2</sup>費の助成

<sup>1</sup> 感染症：P6 参照。

<sup>2</sup> 一般不妊治療：保険適用の不妊治療及び人工授精。

## 2 . 医療体制の充実

### 現況と課題

- ・市内全域としては医療機関、医師及び医療従事者数は充足していますが、身近な場所に医療機関がない地域もあります。
- ・地域の診療所と総合病院などの役割分担が進められるなか、身近な地域で、日常の健康管理を受け持つ「かかりつけ医」をもつよう啓発していく必要があります。
- ・救急医療は、市立病院をはじめとする6つの救急告示病院<sup>1</sup>があり、そのうち松江赤十字病院は三次医療<sup>2</sup>（救命救急センター）も担っていますが、いつでも安心してかけられる小児科医のいる小児救急診療体制の整備が課題です。
- ・松江市立病院は、急性期医療<sup>3</sup>、リハビリテーション機能<sup>4</sup>のほか、地域がん診療連携拠点病院<sup>5</sup>としてがん診療機能等を有しています。これらの機能を十分に生かすため、地域の開業医や協力病院、福祉施設との連携を強化する必要があります。
- ・乳幼児・障害者等の福祉増進のため、医療費助成を継続する必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・身近な地域で日常的な健康管理について相談できる「かかりつけ医」をもつ市民が増えています。
- ・診療所と病院との良好な連携が図られ、市民が安心して医療を受ける体制ができています。
- ・乳幼児や障害者等に対する医療費助成により、医療費の自己負担の軽減が図られています。

### 主要施策項目

- 1 地域医療体制の充実
- 2 救急医療体制の充実
- 3 松江市立病院との連携
- 4 医療費助成の継続

### 施策の展開方針

- 1 地域医療体制の充実
  - ・「かかりつけ医」をもつよう啓発していきます。
  - ・身近な地域での医療の確保に努めます。

<sup>1</sup> 救急告示病院：救急医療に対応できる県が認定・告示した病院（松江医療圏では、松江市立病院、松江生協病院、松江記念病院、松江赤十字病院、玉造厚生年金病院、安来市立病院）。

<sup>2</sup> 三次医療：先進的な技術等による診断、治療を行うもの（救命救急センター）。

<sup>3</sup> 急性期医療：病気の発症直後の症状が激しい時期を対象とした高度で専門的な医療。

<sup>4</sup> リハビリテーション機能：障害や病気の後遺症をもつ人に、機能回復と社会生活への復帰を目的として行う総合的な治療と訓練。

<sup>5</sup> 地域がん診療連携拠点病院：がんの予防・治療の技術向上・専門医の育成を目的し指定された病院（松江市立病院、松江赤十字病院）。

目標指標	現状値	目標値
かかりつけ医をもつ市民の割合(松江医療圏) (%)	平成 15 年	平成 23 年
	65	80
診療所数(施設)	平成 18 年	平成 23 年
	303	303
病院数(施設)	平成 18 年	平成 23 年
	15	15

## 2 救急医療体制の充実

- ・初期救急医療については、かかりつけ医で受診するように啓発します。
- ・小児救急医療については、小児科医師による救急医療体制の充実を図ります。

目標指標	現状値	目標値
救急告示病院数(施設) (松江医療圏)	平成 18 年	平成 23 年
	6	6
小児科医師数 (松江市内) (人)	平成 18 年	平成 23 年
	57	57

## 3 松江市立病院との連携

- ・急性期医療<sup>1</sup>機能を生かし、地域の開業医、他の病院及び福祉施設との連携を図ります。
- ・高度・先進医療技術の習得に努めます。
- ・がん治療専門医等の育成に努めるとともに、がん医療について病院連携を図ります。

目標指標	現状値	目標値
紹介率(開業医師が紹介する患者の割合) (%)	平成 17 年	平成 23 年
	31.3	35

## 4 医療費助成の継続

- ・乳幼児や障害者等が、安心して医療が受けられるよう継続して医療費の自己負担額の軽減を行います。

目標指標	現状値	目標値
福祉医療 <sup>2</sup> 受給者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	7,453	8,200
乳幼児等医療 <sup>3</sup> 受給者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	11,600	12,000

<sup>1</sup> 急性期医療：P89 参照。

<sup>2</sup> 福祉医療：重度の身体・知的障害者、ひとり親家庭等を対象とする医療費助成制度。

<sup>3</sup> 乳幼児等医療：乳幼児(0歳から就学前幼児)を対象とする医療費助成制度。自己負担額は総医療費の1割、ただし、1医療機関1か月の自己負担限度額：入院2,000円・通院1,000円・調剤薬局 無料。

市民参加による取り組み

- ・市立病院ボランティア

## 主要事業

- ・小児救急医療体制整備事業
- ・地域がん診療連携拠点病院機能の充実・強化
- ・救急医療体制の整備
- ・福祉医療費助成
- ・乳幼児等医療費助成

## 第5章 活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる

### 第1節 活力ある産業で躍動する

#### 1. 農業の振興

##### 現況と課題

- ・ 農業者が減少し、高齢化が進み休耕地が増大している状況にあることから、農業の担い手の育成・確保が急務となっています。
- ・ 本市の農業生産の多くを占める水稲作については、品質の低下による農業所得の減少が懸念されます。
- ・ 都市近郊の立地を生かす地産地消<sup>1</sup>の推進と、既存及び新たな特産品の生産振興が必要です。
- ・ 畜産農家における後継者が不足しています。また、循環型農業への対応及び経営規模拡大を図る必要があります。
- ・ 将来にわたり農業利用していく優良農用地を明確にするとともに、生産性を向上するための基盤整備や既存施設の老朽化に伴う更新の必要があります。
- ・ また、水源涵養<sup>2</sup>や水害防止機能を有する農地やため池等が、農業者の高齢化等により荒廃していることから、農村環境の保全や防災力の向上のために、適正に保全することが求められています。
- ・ イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害が増大しており、被害防除対策が必要となっています。

##### めざす市民生活の状態

- ・ 認定農業者<sup>3</sup>等担い手中心の農業生産構造が確立されています。
- ・ 遊休農地の発生が抑制され、中山間地域を含む農用地が適正に維持管理されています。
- ・ 農業生産基盤が整備されて農業生産性や農村生活環境が向上し、米の品質向上と特産農産物の生産振興が進んでいます。
- ・ 有害鳥獣による農作物被害が減少しています。

##### 主要施策項目

- 1 多様な担い手の育成
- 2 地域の特色ある生産構造の構築と地産地消
- 3 優良農地の確保と生産基盤の整備
- 4 鳥獣被害対策

##### 施策の展開方針

<sup>1</sup> 地産地消：地域生産地域消費の略語。

<sup>2</sup> 水源涵養：P18 参照。

<sup>3</sup> 認定農業者：規模拡大、生産方式の合理化、農業従事者の態様の改善などを内容とした農業経営改善計画を自ら策定し、市の認定を受けている農業者で効率的かつ安定的な農業経営をめざして農業経営改善に努めている農業者のこと。

## 1 多様な担い手の育成

- ・意欲と能力のある担い手を中心となる農業構造を確立します。
- ・団塊世代や若手の農業従事希望者も多様な担い手に位置づけ、就農しやすいように農地貸借に関する規制緩和を行います。
- ・一般の株式会社も担い手として農地の貸付を可能にします。

目標指標	現状値	目標値
担い手数（認定農業者 <sup>1</sup> ・集落営農組織）（経営体）	平成 18 年	平成 23 年
	136	190
認定農業者数（人）	平成 18 年	平成 23 年
	104	139
新規就農者数（人）	平成 17 年	平成 23 年
	19	113
集落営農組織数（団体）	平成 18 年	平成 23 年
	32	51

## 2 地域の特色ある生産構造の構築と地産地消

- ・生産者団体と連携し、良質米の生産に取り組みます。
- ・地域の固有の特産農産物、新たな特産品の開発・生産振興を図ります。また、都市近郊の立地を生かし地元市場をはじめとした流通販路の拡大、学校給食への提供など地産地消を進めるとともに、ぼたんについては海外への輸出も積極的に推進します。
- ・和牛・乳牛の飼養頭数拡大・優良牛の保有・担い手育成に向けた支援に努めます。また、家畜排泄物処理施設の設置についての検討を進めるとともに、放牧事業の推進、良質堆肥の耕種農家<sup>2</sup>への供給による循環型農業、環境にやさしい農業の推進を図ります。
- ・民間や高齢者の取り組みによる地域農業の振興について、遊休農地、施設の活用法も含めて検討します。

目標指標	現状値	目標値
農業産出額（百万円）	平成 17 年	平成 23 年
	5,400	5,500
そば作付面積（ha）	平成 17 年	平成 23 年
	70	100
ぼたん生産量（万本）	平成 17 年	平成 23 年
	180	200

<sup>1</sup> 認定農業者：P92 参照。

<sup>2</sup> 耕種農家：畜産農家でなく、田畑などの耕地を使用して農作物などを栽培生産している農家のこと。

### 3 優良農地の確保と生産基盤の整備

- ・松江農業振興地域整備計画を5年ごとにローリングし、優良農地を適正に確保します。
- ・農地の利用集積・流動化の促進を図り、経営規模の拡大につなげるとともに、遊休農地の拡大を防止します。
- ・中山間地域の農業と集落の維持・活性化を図る「中山間地域等直接支払事業」を積極的に推進します。
- ・農家と非農家が一緒になって農地や水路等を保全し地域の活性化を図ったり、環境に優しい農業に取り組んだりする「農地・水・環境保全向上対策事業」を積極的に推進します。
- ・農業生産性向上を図るために、必要に応じてほ場整備や農業用施設の整備等生産基盤の整備を図ります。
- ・農産物の流通合理化、農村地域の生活利便性向上に資する農道及び農村集落間を結ぶ連絡道の整備を図ります。
- ・老朽化した農業用ため池については、防災上の観点からも改修を進めます。
- ・農業用施設の改修については、農業者が事業主体となって整備を進めることができる制度を創設し、整備に要する農家負担の軽減を図ります。

目標指標	現状値	目標値
農道延長 (km)	平成 17 年	平成 23 年
	95	107
ほ場整備実施状況 (ha)	平成 17 年	平成 23 年
	2,010	2,123
農地・水・環境保全向上対策事業対象農用地 (ha)	平成 18 年	平成 23 年
	594	800
担い手農地集積率 (%)	平成 17 年	平成 23 年
	19.8	33

### 4 鳥獣被害対策

- ・イノシシ等の有害鳥獣の被害を防止するために、猟友会との連携による捕獲活動や被害防除施設の設置に対する支援を積極的に行います。
- ・ヌートリアについては、被害農家による防除の推進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
有害鳥獣による農作物被害額 (万円)	平成 17 年	平成 23 年
	287.9	100

#### 市民参加による取り組み

- ・ 地区説明会及び個別訪問の実施
- ・ 松江市農林水産祭、ぼたん祭り、産直市の開催
- ・ 中海干拓地クリーン作戦
- ・ ヌートリアについては、被害農家での防除

#### 市民の意見・提言

- ・ 後継者を確保するための住宅支援、産業研修制度などの確立

### 主要事業

- ・ 農業担い手の育成支援事業
- ・ 地域ブランド産地育成事業
- ・ 新特産物創造対策事業
- ・ 地場農産物生産・消費拡大推進事業
- ・ 肉用牛振興対策事業
- ・ 乳用牛振興対策事業
- ・ 松江市農林水産祭の開催
- ・ 農業振興地域整備計画
- ・ 農地流動化推進事業
- ・ 中山間地域等直接支払事業
- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業
- ・ 農道整備事業
- ・ 市営土地改良事業
- ・ 国、県営各種土地改良事業
- ・ 市単独土地改良事業
- ・ 有害鳥獣駆除事業（捕獲出動補助）
- ・ 有害鳥獣駆除対策事業（被害防除施設等補助）
- ・ ヌートリア防除事業（外来生物<sup>1</sup>法による防除）
- ・ 豊かな土づくり事業
- ・ 地域産品輸出促進対策事業
- ・ たち上がる産地育成事業
- ・ 若い農業者等就農促進対策事業
- ・ 新規就農施設等整備事業
- ・ 結婚相談支援事業

<sup>1</sup> 外来生物：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物。ヌートリアは特定外来生物に指定されており、農作物に被害を及ぼすことから、防除の対象となっている。

## 2. 林業の振興

### 現況と課題

- ・林業従事者の高齢化、木材単価の低迷、搬出経費の増加により経営としての林業は成り立たない状況です。
- ・一方で、森林は国土保全、水源涵養<sup>1</sup>など多面的な機能を有しており、造林、保育と併せて、近年拡大している竹林対策を進め、里山<sup>2</sup>も含めた森林資源の保護・育成を図っていく必要があります。また、木材搬出経費の削減と併せて農山村地域の生活利便性向上を図るためにも、林道の整備を進める必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・森林組合の経営基盤の強化を図り、森林組合が主体となった造林、保育事業の推進により、里山を含めた森林資源の保護・育成と併せて森林のもつ多面的機能<sup>3</sup>の維持・保全が図られています。
- ・森林に拡大した竹を堆肥化するなど竹の有効活用により森林資源の保護・育成が図られています。
- ・林道網の整備により森林の保護育成、木材搬出経費の軽減が図られるとともに、農山村地域の生活利便性が向上しています。

### 主要施策項目

- 1 担い手の育成と確保
- 2 森林資源の保全と活用
- 3 林道の整備

### 施策の展開方針

#### 1 担い手の育成と確保

- ・森林組合の経営多角化や組織強化による経営基盤の強化を促し、林業担い手の確保・育成を図ります。

目標指標	現状値	目標値
森林組合関連従事者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	48	50

<sup>1</sup> 水源涵養：P18 参照。

<sup>2</sup> 里山：P30 参照。

<sup>3</sup> 多面的機能：農林業を営むことで、食料や木材の供給以外にもたらされるプラス効果。地域経済維持機能、国土・環境保全機能、人間教育機能、伝統・文化継承機能などがある。

## 2 森林資源の保全と活用

- ・分収造林<sup>1</sup>、一般造林<sup>2</sup>事業により人工林の新植、間伐等保育の推進を図り森林資源の保護・育成に努めるとともに、間伐材の有効利用を推進します。
- ・国土保全、水源涵養<sup>3</sup>等森林の持つ多面的な機能の維持・発展を図るために森林所有者、森林組合とも連携を図り、森林資源の保護・育成に努めます。また、森林への竹林拡大による森林機能低下に対応するため、竹の堆肥化等による竹の有効利用を進めます。

目標指標	現状値	目標値	
森林整備保育面積（ha）	平成 18 年	平成 23 年	市内の人工林面積： 7,470bha (H18年3月末現在)
	132	150	

## 3 林道の整備

- ・森林資源の活用・管理及び農山村地域の生活環境整備のために林道の整備・改良に努めます。

目標指標	現状値	目標値
林道延長（km）	平成 17 年	平成 23 年
	120	137
林道舗装率（%）	平成 17 年	平成 23 年
	61	69

### 市民参加による取り組み

- ・斐伊川水系水源の森づくり
- ・地域住民ボランティアと一体となった不法投棄物の撤去

### 市民の意見・提言

- ・里山の保全
- ・森林の多面的な効用の面からも整備が必要

## 主要事業

- ・緑の担い手育成事業（松江八束森林組合指導補助）
- ・県営林道開設事業（林道美保関線、林道北山線等）
- ・林道舗装整備事業
- ・拡大造林事業
- ・市営造林事業

<sup>1</sup> 分収造林：土地を借りて造林又は育林し、利益を所有者と分け合うこと(分収)で造成された森林のこと。

<sup>2</sup> 一般造林：国などの造林補助金を受けて人工的に造林する制度。造林補助事業には、「一般造林事業」をはじめ、「流域森林総合整備事業」などがある。

<sup>3</sup> 水源涵養：P18 参照。

### 3 . 水産業の振興

#### 現況と課題

- ・水産基盤整備は、水産資源の減少による漁業形態の変化を考慮し、既存施設の有効活用や漁業就業者の高齢化を踏まえた施設整備が必要となっています。また、安心安全な水産物の供給を行うため衛生管理に対応した施設整備を進めて行く必要があります。
- ・漁業就業者の大幅な減少と高齢化は、漁業生産の減少や漁村地域の活力を著しく低下させており漁業、漁村地域の活性化を図るには新たな漁業就業者の確保、育成が課題となっています。
- ・現在、マダイ・ヒラメの放流事業やアワビ等の養殖事業を展開していますが、安定的かつ持続的な水産物の供給と持続可能な漁業を実現するには「つくり育てる漁業<sup>1</sup>」と「資源管理型漁業<sup>2</sup>」の振興が不可欠であり、実現には漁業者の更なる取り組み体制の強化が必要です。
- ・穴道湖の生産量は、近年横ばい状況ですがそのほとんどはシジミが占めています。こうした中、穴道湖漁協が行うシジミの採苗放流や稚魚の放流、漁船船溜りの浚渫等に助成し資源の維持増殖、生産活動の支援に努めています。今後、生産量の維持拡大を図るには現在の資源管理体制の継続や利用頻度の低い漁場の改善及び生産拠点である船溜りの管理対策が必要です。
- ・中海は、現在ヨシエビ・ウナギの放流を限定的に継続しています。今後は、森山堤防の開削が決定したことを踏まえ県や周辺自治体、漁業団体と連携し振興を図ることが必要です。

#### めざす市民生活の状態

- ・高齢者が安心安全に就労できる漁港の整備が進んでいます。
- ・漁業就業者の減少緩和に繋がります。
- ・アワビの放流、養殖による生産量が拡大し漁家経営の安定が進みます。
- ・シジミ資源の生産量を維持し、漁場の改善が進みます。
- ・中海十珍<sup>3</sup>と呼ばれる水産資源の回帰が進みます。

#### 主要施策項目

- 1 海面漁業の基盤整備
- 2 漁業担い手の育成及び確保
- 3 つくり育てる漁業の推進
- 4 内水面漁業の振興

#### 施策の展開方針

- 1 海面漁業の基盤整備
  - ・漁港内作業の円滑化や時化の安全係留に対応した漁港施設の整備を推進します。

<sup>1</sup> つくり育てる漁業：人工的に魚介類を生産し放流したり、育成の場を作って資源を増やす取り組み。

<sup>2</sup> 資源管理型漁業：限りある水産資源を持続的に利用するため、資源を保護管理しながら計画的に漁獲する取り組み。

<sup>3</sup> 中海十珍：ゴズ・サヨリ・スズキ・エノハ・アオテガニ・ウナギ・マガキ・オダエビ・モロゲエビ・カワコ。

- ・高齢者が安心安全な漁労ができるよう関連施設の労力軽減化、バリアフリー化を進めます。
- ・安心安全な水産物の供給を行うため、水産物の衛生管理に対応した施設整備を進めます。
- ・漁業生産の維持増大と操業の効率化を図るため、漁場の造成を進めます。
- ・中海の漁業振興を県や周辺自治体、漁業団体と連携し振興を図ります。

目標指標	現状値	目標値
漁港の整備箇所数（箇所）	平成 17 年	平成 23 年
	10	18
海面漁業漁獲量( t )	平成 17 年	平成 23 年
	7,600	10,000
海面漁業漁獲販売額(万円)	平成 17 年	平成 23 年
	352,700	450,000

市内漁港数：18  
(H19年3月31日現在)

## 2 漁業担い手の育成及び確保

- ・沿岸漁業の担い手である自営漁業就業者を確保し、後継者を育成するため各種事業を積極的に導入するとともに、併せて広報活動を推進します。
- ・漁協等と連携し、漁業免許を軸とした地域漁業の再編を進めます。
- ・外国人漁業研修・技能実習制度を通じ地域漁業の活性化を図るとともに、漁業技術の移譲による国際貢献を進めます。
- ・市内の小学生を対象に水産業に理解を深めてもらうため学習の場を提供します。

目標指標	現状値	目標値
漁業就業者数（人）	平成 15 年	平成 23 年
	1,092	800

## 3 つくり育てる漁業<sup>1</sup>の推進

- ・「つくり育てる漁業」を核とした漁業振興を推進します。
- ・マダイ・ヒラメ等の回遊性魚類、アワビ等の定着性の高い貝類の放流や養殖を積極的に進めます。
- ・漁業者と連携し資源管理計画の策定を進めます。

目標指標	現状値	目標値
アワビ生産量（ t ）	平成 17 年	平成 23 年
	0.6	3.4

## 4 内水面漁業の振興

- ・資源の維持増大を図るため、稚魚の放流やシジミの採苗放流を継続して行います。
- ・利用頻度の低下した漁場の改善を図るため、国・県・漁協及び近隣市町と連携して取り組みます。

<sup>1</sup> つくり育てる漁業：P98 参照。

- ・係留漁船と漁労の安全確保を図るため、船溜りの維持管理に対し支援を行います。

目標指標	現状値	目標値
内水面漁業漁獲量（t）	平成 16 年	平成 23 年
	7,833	7,900
内水面漁業漁獲販売額 (万円)	平成 16 年	平成 23 年
	337,700	370,000

#### 市民参加による取り組み

- ・市内の小学五年生に水産業についての学習の場を提供
- ・幼稚園児、小学生によるヒラメ・マダイ種苗の放流体験

#### 市民の意見・提言

- ・松江市の農水産物は全国的に見ても美味しい

### 主要事業

- ・漁村再生交付金事業
- ・地域水産物供給基盤整備事業
- ・広域漁港整備事業
- ・漁業集落環境整備事業
- ・海岸環境整備事業
- ・強い水産業づくり交付金事業
- ・新規自営漁業者定着支援事業
- ・漁業外国人研修生受入事業
- ・後継者対策事業(水産教室)
- ・担い手育成総合支援事業
- ・養殖事業
- ・放流事業（海面、内水面）
- ・アワビ養殖関係事業
- ・栽培漁業振興施設整備運営事業
- ・漁場改善事業
- ・浚渫事業

## 4 . 工業の振興

### 現況と課題

- ・本市の製造業を振興していくためには、地域資源を改めて見直し、農林水産業や観光、他業種との連携、融合などにより、地域の製品・産品の高付加価値化と市場開拓を推進し、地域産業全体の競争力アップを推進し、地域ブランドを構築していく必要があります。
- ・IT<sup>1</sup>技術を活用することで、SOHO<sup>2</sup>など新たな事業形態の可能性が高まっています。活動の場の提供などにより創業、起業を支援し、活力ある新たな企業を増やす必要があります。
- ・全般的にみて、下請け業務中心の小規模企業は、営業力や技術開発力に課題があります。受注機会の拡大、新規取引先の開拓、技術力向上を支援する必要があります。
- ・企業誘致をめぐる近年、全国の都市間で激しい競争が繰り広げられており、誘致施策の戦略的な展開が求められています。
- ・充実してきた高速交通網や電源立地市である本市の優位性を企業誘致の強みとして生かしながら、積極的な企業誘致活動の推進や効果的な誘致施策の導入を図る必要があります。
- ・市が有する工業団地への誘導を図るため、小規模事業用地の整備など企業の用地取得ニーズに応じた弾力的な対応が必要となります。併せて立地可能な候補地の調査を進めることも必要です。
- ・企業誘致を促進するため、社会動向を踏まえた優遇措置の拡充とともに、誘致企業と同等の要件を満たす市内企業に対しても条件整備を図る必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・新規創業や起業が活発に行われ、また、大学や高専との連携が進み、既存企業においても新技術、新商品の開発や新規取引先の開拓が積極的に取り組まれています。
- ・地域に根ざす優良企業の誘致が図られることで、既存企業との相乗効果が生まれ地域経済が活性化します。
- ・多様な就労の場が確保されることで若者定住が促進されます。

### 主要施策項目

- 1 地場産業の振興
- 2 新産業創出、起業化の支援
- 3 企業活動の支援
- 4 企業誘致の推進

### 施策の展開方針

- 1 地場産業の振興
  - ・伝統産業の技術継承、後継者育成を支援します。

<sup>1</sup> IT : P7 参照。

<sup>2</sup> SOHO : Small Office Home Office の略で、自宅や小規模な事務所において IT (情報通信技術) を活用した事業を行う事業者又はその事業形態のこと。

- ・地域資源の見直し、発掘を行い、農林水産業や観光、他業種との連携、融合などによる高付加価値化と市場開拓を推進し、地域産業全体の競争力強化、地域ブランド構築を図ります。

目標指標	現状値	目標値
地域団体商標 <sup>1</sup> 出願件数(件)	平成18年	平成23年
	0	3

## 2 新産業創出、起業化の支援

- ・ソフトビジネスパーク島根を拠点に産学官の連携をより一層推進し、人材育成や研究開発や商品化などに向けた取り組みを支援し、産業の裾野の拡大を図ります。
- ・Ruby City MATSUE プロジェクト<sup>2</sup>を推進し、情報通信産業の振興を図ります。
- ・また、社会、経済環境の変化による新たなサービス需要に対応した新産業の創出をめざすとともに、創業・起業に向けた環境づくりについて支援をしていきます。

目標指標	現状値	目標値
創業支援件数(件)	平成17年	平成23年
	8	15

## 3 企業活動の支援

- ・経営革新や新分野進出等に取り組む意欲ある企業の事業活動を積極的に支援します。
- ・県や支援機関と連携し、企業活動の円滑な展開を支援していきます。

目標指標	現状値	目標値
製造品出荷額(工業統計) (百万円)	平成17年	平成23年
	87,961	92,000

## 4 企業誘致の推進

- ・電源立地市の有利面をさらに拡充し幅広く情報発信します。
- ・工業団地未分譲地への積極的かつ効率的な企業誘致活動を進めます。
- ・企業立地奨励制度の対象地域を拡大し併せて内容の拡充を図ります。
- ・雇用吸収力や本市産業への経済的、技術的波及効果が高い企業の立地を促進します。

目標指標	現状値	目標値	
湖南テクノパーク分譲率(%)	平成18年	平成23年	全体面積：65,753㎡
	72.55	100	
朝日ヒルズ工業団地分譲率(%)	平成18年	平成23年	全体面積：71,237㎡
	39.54	70	

<sup>1</sup> 地域団体商標：地域の名称、商品等の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、特許庁が事業協同組合等の団体による登録を認めるもの。事業者の信用維持、産業競争力強化、地域経済活性化の支援が目的。

<sup>2</sup> Ruby City MATSUE プロジェクト：松江市在住のエンジニアが開発した、世界的に有名なプログラミング言語「Ruby」を核とした、新たな地域ブランド創出の取り組み。

#### 市民の意見・提言

- ・ 原発立地市として、関連研究機関の誘致
- ・ 経営基盤のしっかりした企業の誘致
- ・ 観光誘致を図れるような企業、松江のよさが理解できる企業の誘致
- ・ 地域に根ざす意欲のある企業の誘致
- ・ 今いる事業者を引き止めておくための対策も必要

### 主要事業

- ・ NEW松江菓子海外市場拡大事業
- ・ 中小企業販路拡大出展補助金
- ・ 松江市開発交流プラザ運営事業
- ・ Ruby City MATSUE プロジェクト事業
- ・ 創業スペース支援補助金
- ・ 企業誘致用地調査事業
- ・ 企業立地支援補助(電気料金半額)事業
- ・ 情報サービス産業立地促進補助(オフィス賃借料軽減)事業

## 5 . 商業の振興

### 現況と課題

- ・後継者不足等から零細・小規模の小売店が減少していますが、一方で中規模の小売店が増加しています。
- ・中心市街地では、都市機能の集積やまちなか居住の推進に重点を置く中心市街地活性化法の改正に伴い、活性化事業を実施する民間事業者等で組織された中心市街地活性化協議会<sup>1</sup>（事務局：商工会議所）の商業活性化事業の取り組みが求められます。
- ・中山間地域<sup>2</sup>では、人口の減少や購買力の流出等により商店数が減少し、食料品や日用雑貨が地域内で購入できない状況もあることから、地域住民の消費生活の維持のため、宅配や移動販売、不足業種の新規創業等に対する支援策が必要です。
- ・地域に密着している商工会や商工会議所が主体となった事業者の育成に向けた積極的な取り組みが求められます。

### めざす市民生活の状態

- ・中心市街地活性化基本計画<sup>3</sup>に基づく各種活性化事業や中心市街地活性化協議会による商業活性化事業が行われ、中心市街地の商店街に活気や賑わいが見られます。
- ・市中心部や中山間地区においても、身近な商店等で食料品や日用雑貨の買物ができ、消費生活が維持されています。
- ・事業者・商店街が主体的に魅力ある商店街づくりに取り組んでいます。

### 主要施策項目

- 1 地域商業拠点の振興
- 2 中心商店街の振興
- 3 事業者の育成

### 施策の展開方針

- 1 地域商業拠点の振興
  - ・魅力ある商店街づくりを推進するため振興計画策定や商業環境整備に取り組む商店街を支援します。
  - ・中心市街地及び観光地隣接の商業集積地での空き店舗を活用する際に、家賃補助を行い商店街の形成を支援します。
  - ・店舗を近代化しようとする際の新設・改造資金を低利融資します。

<sup>1</sup> 中心市街地活性化協議会：法律に基づき、中心市街地ごとに商工会議所等により設置される協議会で、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画やその実施等に関する必要な事項について協議するための組織。

<sup>2</sup> 中山間地域：島根県中山間地域活性化基本条例に定義する地域で、松江市では次の地域が該当する。島根町・美保関町・八雲町全域 鹿島町旧御津村・玉湯町「辺地」城床・宍道町「辺地」小林、和名佐。

<sup>3</sup> 中心市街地活性化基本計画：市町村が区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために作成する基本的な計画。

目標指標	現状値	目標値
小売業の年間商品販売額 (百万円)	平成 16 年	平成 24 年
	225,178	220,000
商業集積地の年間商品販売額(小売業)(百万円)	平成 16 年	平成 24 年
	110,856	109,000

## 2 中心商店街の振興

- ・商店街の活性化を図る取り組みを支援するため、商店街振興補助制度の充実や、商業環境整備事業補助制度を新設します。
- ・中心市街地活性化協議会<sup>1</sup>や松江商工会議所が取り組む商業活性化のための事業を支援します。

目標指標	現状値	目標値
中心商店街(8カ所)における空き店舗数 (空き店舗数/事業所数)	平成 17 年	平成 23 年
	26/342	16/320
空き店舗率(%)	7.6	5
中心商店街における統計表	平成 16 年	平成 24 年
商店数(店)	378	360
従業者数(人)	1,680	1,650
年間商品販売額(百万円)	27,633	27,000

## 3 商業者の育成

- ・新たに商業に取り組もうとする人に、空き店舗出店時の家賃補助や店舗改装資金の低利融資を行います。
- ・中山間地域<sup>2</sup>の商業機能維持・向上を図るため支援制度を創設します。
- ・商工会議所や商工会と連携して商業者の育成を支援します。

目標指標	現状値	目標値
商店数(小売業)(事業所)	平成 16 年	平成 24 年
	2,214	2,100
従業者数(小売業)(人)	平成 16 年	平成 24 年
	13,065	12,800
中心市街地空き店舗出店者の営業率(%)	平成 17 年	平成 23 年
	58.0	63

空き店舗への出店数累計:52店舗  
(H18年12月31日現在)

<sup>1</sup> 中心市街地活性化協議会：P104 参照。

<sup>2</sup> 中山間地域：P104 参照。

## 主要事業

- ・ 商店街振興補助
- ・ 商業環境整備事業補助
- ・ 商店街チャレンジショップ支援事業
- ・ 街づくり資金制度融資
- ・ 雇用対策及び経営支援信用保証料補給
- ・ 中山間地域商業機能維持・向上支援事業

## 6 . 雇用環境の整備

### 現況と課題

- ・県内の有効求人数<sup>1</sup>、有効求人倍率<sup>2</sup>は上昇傾向にあり、また一部業種では人手不足感もありますが、全国と比較すると依然厳しい状況にあり、雇用の場の維持創出が必要です。
- ・中小企業が大半である本市では、勤労者の福利厚生面において個別企業での対応は困難であるため、(財)島根県東部勤労者共済会を設立し、各種福利厚生事業を行っています。共済会の安定的な運営を図るため一層の加入促進を図る必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・若年者の地元就職の機会が十分にあり、また、U・Iターン希望者や定年後も働く意欲を持った人が、希望する職業を選択できる環境にあります。
- ・中小企業に働く人が、充実した福利厚生を受けられます。

### 主要施策項目

- 1 安定した雇用の維持・創出
- 2 勤労者福祉の充実

### 施策の展開方針

- 1 安定した雇用の維持・創出
  - ・企業誘致、地場産業の振興に取り組み、雇用の場の確保に努めます。
  - ・就業支援員を配置し、地元企業の訪問活動を行うことで、人材受入情報を収集し、高等学校卒業の就職希望者に対し、より迅速な情報提供を行っていきます。
  - ・雇用支援機関と連携しながら、U・Iターン希望者へ定住情報の提供を行います。

目標指標	現状値	目標値
高卒県内就職決定者数 (松江管内) (人)	平成 18 年 344	平成 23 年 380

市内高校卒業生数：  
2,283 人  
(H19 年度学校基本調査)

- 2 勤労者福祉の充実
  - ・制度PRを行い、会員の加入促進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
(財)島根県東部勤労者共 済会加入会員数(うち松 江市)(人)	平成 18 年 17,629 (9,569)	平成 23 年 24,000 (11,000)

<sup>1</sup>有効求人数：当月新たに発生した求人数と前々月からの求人数を合計したもの。

<sup>2</sup>有効求人倍率：P8 参照。

市民の意見・提言

- ・若い世代が就職で外に出て行く。学校、企業が積極的に地元就職に力を入れるべき

主要事業

- ・就業支援事業
- ・中小企業勤労者総合福祉推進事業

## 第2節 観光都市の魅力高める

### 1. 観光の振興

#### 現況と課題

- ・本市は、昭和26年（1951年）に松江国際文化観光都市建設法<sup>1</sup>が制定され、京都、奈良とともに国際文化観光都市となりました。
- ・平成19年（2007年）は、堀尾吉晴が、国指定の重要文化財の天守をもつ松江城の築城（1607年～1611年）を開始してから400年目にあたります。
- ・観光地としての松江の評価は、来訪経験者においては比較的良いが、来訪したことがない人たちの松江に対する興味・関心は低い状況にあります。「松江らしさ」を明確にして魅力を高め、話題づくりと情報発信を継続させていくことが必要です。
- ・それぞれの地域が個々の資源を生かして個性を発揮し、相互に連携しあうことが観光振興に結びつくと考えられます。

#### めざす市民生活の状態

- ・観光施設の利用を高め、各地域が一体となり観光施策に取り組むとともに、市民一人一人が観光地づくりの主役であることを認識し、活力ある観光地をめざします。
- ・松江開府400年祭を通じ、国際文化観光都市松江を全国に情報発信し、各種記念事業の実施により、観光入込み客が増加しています。

#### 主要施策項目

- 1 観光資源の活用
- 2 テーマ性をもつ観光ルートの造成
- 3 情報発信の充実
- 4 外国人観光客の誘致
- 5 滞在型観光の推進
- 6 産業と連携した観光の推進
- 7 広域連携による観光の推進

#### 施策の展開方針

目標指標	現状値	目標値
観光入込み客数（万人）	平成17年	平成23年
	808	1,000

<sup>1</sup> 松江国際文化観光都市建設法：P13 参照。

## 1 観光資源の活用

- ・既存観光資源の魅力を再認識し、未活用資源の顕在化を図るとともに、体験プログラムの充実など観光客のニーズに合わせた新たな付加価値を加えます。
- ・観光資源を連携させたまち歩き観光を推進するとともに、その魅力を高めるため、ボランティアガイドをはじめとした観光ガイドの充実を図ります。
- ・玉造温泉や松江しんじ湖温泉の特徴・イメージを明確にし、強くアピールするとともに、景観づくりによる温泉地としての魅力アップを図ります。
- ・観光施設間の相互割引制度等を充実させ、観光資源の連携を図ります。
- ・松江開府 400 年祭において、豊かな自然や文化・歴史など松江の魅力を再認識するとともに、5 年間に渡る記念事業を通じて全国に情報発信を行います。また、平成 21 年(2009 年)開設予定の歴史資料館など新たな観光資源を有効に活用していきます。
- ・実験的な運航等により、効果や需要を検証しながら、宍道湖、中海などの水上交通の推進を図ります。
- ・松江が全国に誇る宍道湖の夕日の情報などを、国内外に向けて積極的に発信し、夕日スポットの活用を図ります。

目標指標	現状値	目標値
ボランティアガイド活動実績（件）	平成 17 年	平成 23 年
	599 (6,447 人)	650 (7,150 人)

## 2 テーマ性をもつ観光ルートの造成

- ・点在する観光施設や観光スポットを効果的に結びつけ、多種多様な観光ニーズに対応したテーマでたどる魅力あるルートを設定します。
- ・新たな観光資源を発掘するほか、季節感のある資源(花・風景等)を育成し、継承していきます。
- ・観光地として来訪経験者の評価は比較的良いが、来訪したことがない人たちの松江に対する興味・関心は低い状況にあります。この潜在型観光地からの脱却を図るため、テーマ性を持つ観光ルートを創出し、松江ブランドを確立するとともに、全国に情報発信を行います。

## 3 情報発信の充実

- ・広域的な協議会の中で構成団体との連携を深め、山陰ポータルサイト<sup>1</sup>の活用など広域的な情報発信を行います。
- ・全国からの誘客を図る上では、継続してプロモーションを実施することが重要です。今後も引き続き首都圏に向けたプロモーションを展開します。
- ・松江開府 400 年祭を通じて、魅力ある松江の歴史・文化・風土を P R し、全国的に知名度を向上させます。

<sup>1</sup> 山陰ポータルサイト：インターネットに接続したとき、Web ブラウザで最初に表示してもらうことを目的につくられているウェブサイトのことで、山陰のインターネットにおける入口となり、情報検索やニュースの閲覧、メールの送受信などの主要な機能を集約したものである。

#### 4 外国人観光客の誘致

- ・観光客のニーズにあわせた情報発信を行うとともに、広域で一体となったプロモーション活動を展開します。
- ・中国からの観光誘客を促進するため、現地旅行会社に対して補助金制度等を継続的にPRし、中国市場の開拓を図ります。
- ・観光案内所への外国語ができるスタッフの配置、外国語パンフレットの充実、外国語表記の案内サインの整備、外国人受入可能な宿泊施設の充実など、受入体制の整備を進めます。
- ・日本国内での二次交通の低廉化や利便性の向上を図るとともに、近隣空港を利用した効果的な広域ルートを創出します。

目標指標	現状値	目標値
宿泊施設・観光施設による外国人観光客数(人)	平成17年	平成23年
	63,829	80,000

#### 5 滞在型観光の推進

- ・滞在型観光を推進するため、体験メニューの充実を図るとともに、夜間のイベントをはじめ、様々な観光企画を実施します。
- ・新たに団塊の世代<sup>1</sup>等をターゲットにした長期滞在型生活体験プランを提供することにより、リピーターを増やすとともに本市への定住が図られるよう促します。
- ・修景等の整備を図ることにより、温泉地としてのイメージを強調し、受入地としての体制の強化に努めます。

目標指標	現状値	目標値
松江市内宿泊客数(万人)	平成17年	平成23年
	186	200

#### 6 産業と連携した観光の推進

- ・地場産業と連携した観光施策を展開し、地域への経済波及効果を高めます。
- ・楽しみながら消費が促されるような商品造成や特産品の開発を行います。
- ・地域の食材や伝統工芸を生かし、文化・産業の体験メニューの提供を図ります。

#### 7 広域連携による観光の推進

- ・広域観光を推進するため、出雲路をエリアにした「神話の国 縁結び観光協会<sup>2</sup>」や、宍道湖・中海(大山)圏域をエリアにした民間主導の「中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業

<sup>1</sup> 団塊の世代：P5 参照。

<sup>2</sup> 神話の国 縁結び観光協会：出雲路(安来市、東出雲町、松江市、斐川町、出雲市)にある官民71団体(鳥根県、3市2町、商工会議所、旅館組合等65民間団体)で広域観光の振興を図るために設立。主な活動は大都市圏に対する共同プロモーションで、「縁結び」をテーマとキーワードとし、郷土の誇れる観光素材を全国にPRしている。

推進協議会<sup>1</sup>」等と連携を図ります。

- ・石見銀山や古代出雲歴史博物館を組み入れた広域観光ルートを確立し、本市への誘客を図ります。
- ・広域観光ルートを主体とした情報の共有化や発信など関係機関の協力体制を確立します。

#### 市民参加による取り組み

- ・観光ボランティアガイドの拡充
- ・開府 400 年祭事業計画策定及び実施に市民の参画を促す
- ・観光施設利用者アンケートの実施
- ・市民からの情報提供（地域の観光資源情報）
- ・市民によるおもてなしのまちづくり
- ・外国語講座の実施（韓国・中国・台湾）
- ・イベントにおける市民の参画

#### 市民の意見・提言

- ・縁結びの地をテーマに物語性のある観光
- ・市民参加による観光プロジェクトの実施
- ・市民が協力した滞在型観光

### 主要事業

- ・松江開府 400 年祭事業
- ・宍道湖の夕日活用事業（夕日サミット、夕日情報発信、フォトコンテスト等）
- ・観光ルートづくり事業
- ・観光プロモーション事業
- ・テーマ型観光推進事業
- ・長期滞在型生活体験プラン策定事業
- ・広域観光推進事業
- ・観光イベント事業
- ・インバウンド<sup>2</sup>対策事業
- ・歴史資料館（仮称）整備事業

<sup>1</sup> 中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会：中海を囲む地域内の商工会議所・商工会をはじめ観光協会や各種団体、自治体で構成。県境を越えた民間主導の観光連携により観光客ニーズに応えるとともに、新しい観光商品の造成に寄与することを目的とする。

<sup>2</sup> インバウンド：入ってくるという語源から、外国人旅行者を日本へ誘致すること。

## 第6章 快適で交流が盛んな都市をつくる

### 第1節 人・物・情報が交流する

#### 1. 道路網の整備

##### 現況と課題

- ・生活道路の交通量が増加していることから、道路の新設や改良により、安心して歩行や通行ができる道路の整備が必要になっています。また、市内の道路網の整備に対する市民ニーズも高く、生活道路を含めた道路ネットワークを充実していくとともに、さらに、防災道路としての役割も果たせるよう整備を進める必要があります。
- ・市域の中央部にある市街地は、宍道湖から中海に流れる大橋川により隔てられ、4つの橋により南北市街地を結んでいますが、朝夕には通勤車両などによる交通渋滞が発生しており、渋滞解消のためにも松江第5大橋の早期開通が望まれます。
- ・北部は海岸線沿いに集落が点在し、これら集落間及び市街地を結ぶ道路は、未整備区間の残る一般国道・県道に依存している状況です。
- ・南部は高速道路が開通し、高速道路のネットワークに接続できましたが、日常生活を支えるとともに市街地を結ぶ国道9号及び一般国道・県道は、朝夕の渋滞など幹線道路としての機能を十分に果たせていない状況です。
- ・本市は原子力発電所所在市であることから、防災避難路としての新規道路整備が必要な状況です。

##### めざす市民生活の状態

- ・放射道路<sup>1</sup>、環状道路<sup>2</sup>及び生活道路の整備が進み、市内の各地域が道路ネットワークにより結ばれています。また県西部や山陽側との広域的交流活動を図るための高速道路及び市中心部へのアクセス道路の整備が進んでいます。
- ・道路の新設や改良により、安心して歩行や通行ができる道路の整備が進んでいます。

##### 主要施策項目

- 1 生活道路の整備
- 2 歩道の整備
- 3 生活道路の維持管理
- 4 幹線道路の整備
- 5 広域幹線道路<sup>3</sup>の整備促進
- 6 高速道路の整備促進

<sup>1</sup> 放射道路：P19 参照。

<sup>2</sup> 環状道路：P19 参照。

<sup>3</sup> 広域幹線道路：国道・県道など地域間、都市間など一都市の範囲にとどまらず広域的な連絡の役割をもつ幹線道路のこと。

## 施策の展開方針

### 1 生活道路の整備

- ・交通量の増加にあわせ、市道の新設や改良を行います。
- ・安心して歩行や通行ができるよう、無電柱化や舗装の新設、改良など市道の整備を進めます。
- ・災害時にも機能を果たすことができるよう道路の拡幅を進めます。
- ・交通安全を図るため、危険箇所にカーブミラーや、区画線などの整備を行います。

目標指標	現状値	目標値
市道延長(km)	平成 18 年	平成 23 年
	2,078	2,125
市道の規格改良率(%)	平成 18 年	平成 23 年
	51.6	55
市道の舗装率(%)	平成 18 年	平成 23 年
	73.3	75

### 2 歩道の整備

- ・歩行者の安心安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の整備やバリアフリー化などを進めます。

目標指標	現状値	目標値
歩道設置道路延長(km)	平成 18 年	平成 23 年
	150	177

### 3 生活道路の維持管理

- ・安全で安心して歩行や通行ができるよう、市道の巡視や修繕など維持管理を行います。
- ・道路愛護団など地域住民の協力を得ながら、市道の環境美化を進めます。

### 4 幹線道路の整備

- ・市街地の交通混雑の解消、移動時間の短縮、市街地の活性化を図るため、内外循環線を中心とした幹線道路網の整備を行います。

### 5 広域幹線道路の整備促進

- ・各地域間を結ぶ放射道路<sup>1</sup>と環状道路<sup>2</sup>の整備促進に向け、国・県へ対し地域と一体となった要望活動を行います。

<sup>1</sup> 放射道路：P19 参照。

<sup>2</sup> 環状道路：P19 参照。

## 6 高速道路の整備促進

- ・高速道路（中国横断自動車道尾道松江線・山陰自動車道）の整備促進とりわけ尾道松江線の三次 IC までの早期供用に向け、国・県に対し沿線の市町村で構成する期成同盟会による要望活動を行います。

### 市民参加による取り組み

- ・改良が必要な箇所等について自治会などからの要望
- ・修繕が必要な箇所等について自治会などからの要望、通報
- ・道路愛護団における美化活動
- ・都市計画法に基づく縦覧等、都市計画決定・事業認可時における関係者への周知
- ・地元説明会、設計協議の実施等

### 市民の意見・提言

- ・子どもの通学路の安全の確保をしてほしい
- ・電線類の地中化を進めてほしい
- ・ベビーカーや車椅子等も通しやすい歩道にしてほしい
- ・高齢者や障害者が1人でも歩けるまちにしてほしい
- ・景観に配慮した道路整備を進めてほしい

## 主要事業

### 【生活道路の整備・維持管理・歩道の整備】

- ・臨時地方道整備事業
- ・電線類地中化事業
- ・松江市歩道整備計画
- ・バリアフリー整備事業
- ・道路愛護団
- ・片句深田線
- ・鯛原柏線
- ・佐倉・田根線、大森・佐倉2号線、大森・上来待線、大森・畑線（旧宍道湖南部広域農道）
- ・交通安全施設整備

### 【幹線道路の整備】

- ・(都)城山北公園線、松江停車場白潟線、松江第五大橋道路
- ・(都)北循環線、東津田中央線、宍道中央線

(都)・・・都市計画道路

**【広域幹線道路の整備促進】**

- ・一般国道432号大庭バイパス
- ・一般国道432号(日吉～広瀬境)
- ・一般国道431号(手角～宇井)
- ・(主)松江鹿島美保関線(鹿島・島根・美保関町地内)
- ・(主)大東東出雲線
- ・(主)松江島根線(西川津町地内)
- ・(主)境美保関線(宇井～美保関)
- ・(主)玉湯吾妻山線(大谷)
- ・(主)松江木次線(乃白～忌部)
- ・(一)浜乃木湯町線(玉湯町地内)
- ・(一)八束松江線(八束町地内)
- ・(一)馬潟港線(八幡)
- ・(一)多胡鼻線(小波地区)
- ・(一)海潮穴道線(上来待)
- ・(一)御津東生馬線(西生馬)
- ・(一)東出雲馬潟港線(八幡～竹矢)
- ・(一)大野魚瀬恵曇線(魚瀬～秋鹿)

(主)・・・主要地方道

(一)・・・一般県道

**【高速道路の整備促進】**

- ・中国横断自動車道尾道松江線
- ・山陰自動車道

**【整備実現に向けての取り組み】**

- ・(仮称)古浦西長江線
- ・(仮称)松江玉造穴道線
- ・地域高規格道路<sup>1</sup>境港出雲線

<sup>1</sup> 地域高規格道路:高規格幹線道路(高速自動車道)と一体となって地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港港湾等の広域交通拠点との連結等に資する道路。

## 2 . 交通体系の整備

### 現況と課題

- ・自家用車の増加により、バス利用者数は減少傾向にあります。
- ・本市の市街地及び郊外を走るバス路線は、主に2事業者が運行しています。公共交通機関のない交通空白地帯はコミュニティバス<sup>1</sup>により移動を確保しています。
- ・児童・生徒の通学手段や通勤手段として、また、自動車運転免許を持たない高齢者や障害者を含めた一般市民の交通手段としてバスを中心とした公共交通網の整備が必要です。また、今後団塊の世代<sup>2</sup>が高齢となり、一層の高齢社会の到来により、公共交通とりわけ、路線バスの重要性が高まっています。
- ・旅客鉄道は、市内にJR西日本（山陰本線、木次線）と一畑電車が運行しています。しかし、利用客は年々減少しています。
- ・JRは通勤・通学の手段として、また、関西方面、九州方面など他都市との交流を促進するための大量輸送機関として大きな役割を果たしています。
- ・一畑電車は本市と出雲市を結ぶ重要な生活路線であり、路線確保のため「一畑電車沿線地域対策協議会<sup>3</sup>」により、電車の線路など運行基盤の整備に対して支援を行っています。
- ・隠岐航路では、平成17年(2005年)に隠岐航路の加賀港が利用者の低迷と隠岐汽船の経営悪化のため抜港となり、本土側は七類港と境港の2港体制となっています。
- ・本市は、出雲空港と米子空港の2つの空港を利用できる環境にあります。両空港の利用促進によって航空路の維持拡大を図り、他都市との交流を進める必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・公共交通によるまちづくりを進め、市民の移動手段の確保を図り、バスを中心とした公共交通網の維持・改善が図られています。

### 主要施策項目

- 1 バス交通の維持・充実
- 2 航空路の維持・充実
- 3 鉄道の維持・充実
- 4 航路の充実

### 施策の展開方針

- 1 バス交通の維持・充実
  - ・バスを中心に公共交通網を整備します。

<sup>1</sup> コミュニティバス：路線バスなどの交通手段で、これまで対応できていなかった障害者や高齢者の日常的な地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり比較的小型で小回りの利くバスを使って運行しているもの。

<sup>2</sup> 団塊の世代：P5参照。

<sup>3</sup> 一畑電車沿線地域対策協議会：一畑電車沿線自治体（島根県、松江市、出雲市）で構成され、一畑電車の利用促進等の支援を行うことを目的とする。

- ・市民、行政、交通事業者がバス交通の利用促進をともに考え、まちづくりを進めます。

目標指標	現状値	目標値
バスへの満足度（％）	平成 17 年	平成 23 年
	54	60
路線バス・コミュニティバスの利用者数（万人）	平成 17 年	平成 23 年
	520	660

## 2 航空路の維持・充実

- ・関係機関・団体と連携し、航空会社へ路線の維持・拡充を要望するとともに、運賃の低廉化に向けた取り組みを実施します。

目標指標	現状値	目標値
東京便の便数 （出雲空港）（便/日）	平成 17 年	平成 23 年
	5	6
東京便の便数 （米子空港）（便/日）	平成 17 年	平成 23 年
	5	6

## 3 鉄道の維持・充実

- ・JR へは関係団体と連携し、路線の確保及び安全性の向上を図っていくよう要望していくとともに、高速化、快適性の向上のため、JR 伯備線へのフリーゲージトレインの導入や新型車両、車両の近代化など利便性の向上についても要望していきます。
- ・一畑電車へは「一畑電車沿線地域対策協議会」を主体に、継続して支援を行うとともに、利用客の増に向けて一畑電車(株)の経営努力を求めます。

## 4 航路の充実

- ・関係機関と連携し、隠岐航路の確保に努めます。
- ・中海・宍道湖航路の実現に向け、関係機関と検討を進めます。

### 市民参加による取り組み

- ・公共交通体系の検討委員会へ公募市民が参加
- ・コミュニティバス利用促進協議会

### 市民の意見・提言

- ・高齢社会にふさわしい公共交通体系の充実が求められる
- ・児童の通学時の安全確保のため、コミュニティバスを小学生の下校時に使用する
- ・高校生の通学費用が高いところがあり支援が必要

## 主要事業

- ・松江市公共交通体系整備計画の推進
- ・路線バス運行補助金

### 3 . 市街地の整備

#### 現況と課題

- ・ 中心市街地は、平成 2 年度(1990 年度)以降人口が減少し続けており、世帯人員も全域に比べて少なく、高齢者の割合も高くなっています。また、空き店舗や人口流出による空き家、駐車場用地の増加がみられ、これら低未利用地の拡大による賑わいの低下が進んでおり、少子高齢化<sup>1</sup>に対応した歩いて暮らせる環境づくりはもちろんのこと、あらゆる世代を受け入れられる施策を行い、中心市街地の居住人口の増加と商業の活性化を行う必要があります。
- ・ 周辺地域では人口の減少や少子高齢化の進行により、地域の活性化が必要となってきています。このためまちづくりの中心となる地域生活拠点の整備を行い、既存の都市基盤や地域特性を生かしたまちづくりを推進する必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・ 中心市街地の居住環境の改善が図られ、まちなかへの居住が進んでいます。
- ・ 商店地毎の特色あるまちづくりが、進んでいます。
- ・ 周辺地域のまちづくりの中心となる地域生活拠点の整備が進んでいます。

#### 主要施策項目

- 1 中心市街地の整備
- 2 拠点地区の整備

#### 施策の展開方針

- 1 中心市街地の整備
  - ・ 中心市街地活性化基本計画に基づき設定した区域での商業活性化事業やまちなか居住事業を進め、中心市街地の活性化に努めます。

目標指標	現状値	目標値
中心市街地内の人口(人)	平成 17 年	平成 24 年
	15,381	15,600
中心市街地の小売年間商品販売額(万円)	平成 16 年	平成 24 年
	4,437,900	4,440,000
中心市街地の観光入込み客数(万人)	平成 17 年	平成 24 年
	332.2	390

<sup>1</sup> 少子高齢化：P5 参照。

## 2 拠点地区の整備

- ・人口の減少傾向にある地域においては、まちづくりの中心となる拠点の形成を図り、生活環境の向上に必要な利便施設等の誘導・整備を行います。
- ・交通の要衝、観光、農林水産業などの地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

目標指標	現状値	目標値
拠点地区整備数（地区）	平成18年	平成23年
	0	2

### 市民参加による取り組み

- ・松江市中心市街地活性化協議会<sup>1</sup>への参加やパブリックコメントを求める
- ・地元検討委員会
- ・地域説明会の実施とその意見反映

### 市民の意見・提言

- ・松江の中心市街地は商業・居住・観光を一体的に捉える視点が必要
- ・遊休公共施設の有効利用を図るための規制緩和の促進が必要
- ・中心街の活気ある街づくり・中心部の空洞化対策が必要

## 主要事業

- ・まちなか居住促進事業
- ・空き店舗・空き床紹介事業
- ・暮らし賑わい再生事業
- ・市街地再開発事業
- ・拠点地区の整備事業
- ・殿町地区再生事業
- ・まち明かり推進事業

<sup>1</sup> 松江市中心市街地活性化協議会：P104 参照。

## 4 . 港湾の整備

### 現況と課題

- ・本市には、重要港湾の境港や県管理港湾の松江港、七類港と16港の市管理港湾及びそれ以外の港湾8港の27港が存在し、境港と県管理港湾を除いた港湾は漁港として利用されています。
- ・境港は、外国との物流拠点、広域観光拠点として背後圏域との交通網が整備され、更に発展をとげつつあります。また、七類港は隠岐島航路発着地として、松江港は物流、観光の発着地として整備されています。
- ・今後、日本海側港湾は、環日本海貿易の将来を見据え、漁港、観光、運輸等の機能分担と付帯施設の強化を図る必要があります。
- ・また、宍道湖・中海の港湾は漁業生産基地、観光地へのアクセス航路寄港地として拠点整備が必要です。

### めざす市民生活の状態

- ・港湾背後圏域へ人や物の流れが一層円滑化されています。
- ・宍道湖・中海圏域の交流が活発化しています。

### 主要施策項目

#### 1 港湾の整備

### 施策の展開方針

#### 1 港湾の整備

- ・境港や県管理港湾は、環日本海貿易や離島航路の拠点、物流・観光の拠点として港湾施設の整備拡充を進めます。
- ・市管理港湾は、漁業生産基地として、また観光施設等へのアクセス航路の寄港地として整備を進めます。
- ・造成した公有地の有効かつ効果的な活用を図ります。

目標指標	現状値	目標値
港湾の整備箇所数（箇所）	平成 17 年	平成 23 年
	3	4

港湾数：27  
(H19年3月31日現在)

#### 市民参加による取り組み

- ・地元への事業説明及び意見の反映 自治会等からの要望

### 主要事業

- ・港湾改修事業

## 5 . 情報環境の整備

### 現況と課題

- ・インターネットの普及などをはじめとする情報通信技術の急速な発展は、地域や時間の枠を越え、様々な分野で情報ネットワーク化を促進しています。
- ・市内のどこに住んでいても情報通信技術の恩恵を享受できるような環境を整える必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・市内の全域においてブロードバンド<sup>1</sup>環境が整備され、地域情報化が進んでいます。
- ・誰もが日常生活の中で情報通信技術の利便性を享受できるように、高速インターネット、地上デジタル放送、携帯電話等のサービスが利用できるようになります。

### 主要施策項目

#### 1 地域情報基盤の整備

### 施策の展開方針

#### 1 地域情報基盤の整備

- ・ケーブルテレビ網を全市に張り巡らせます。
- ・地域情報基盤を利用した新たな情報提供システムの構築をめざします。
- ・携帯電話の不感地帯を無くすよう、移動通信用鉄塔の整備を推進します。

目標指標	現状値	目標値
ケーブルテレビ世帯カバー率(%)	平成 17 年	平成 23 年
	84	100
ブロードバンド世帯カバー率(%)	平成 17 年	平成 23 年
	92	100
ケーブルテレビ加入者数(件)	平成 17 年	平成 23 年
	33,550	50,000
携帯電話不感地区世帯数率(%)	平成 17 年	平成 23 年
	0.9	0

<sup>1</sup> ブロードバンド:高速大容量回線。

## 主要事業

- ・情報基盤整備事業

## 第2節 快適な生活空間をつくる

### 1. 住宅等の整備

#### 現況と課題

- ・過去5年間に本市の近隣にできた開発宅地へ人口が流出した実態があり、市内には、安価で良好な居住環境の整った宅地の供給が不足していると考えられます。
- ・そのため、市内への定住を促進するためには、宅地開発が可能な適地を選定、調査し、戸建用宅地を供給していくことや、住宅施策においても少子化対策を研究し、子育て支援につながる制度の導入を進めていく必要があります。
- ・また、若年層の定住を促進するために、所得に応じた家賃で入居できる賃貸住宅の供給を図る必要があります。
- ・本市の老年人口（65歳以上）の割合は、今後も増加していくと見込まれることから、高齢者・障害者が安心して生活できるようにするため、住環境の整備を充実していく必要があります。
- ・さらに、障害者の適性に応じて地域での自立を図り、安心して生活ができるようにするために、生活の中心となる住宅のバリアフリー化を支援していく必要があります。
- ・市内には、市街地中心部をはじめとして空き家が相当数存在していることから、地域別に空き家の利活用を促進することにより、既存の都市基盤を生かした住宅の供給を図る必要があります。
- ・災害に強いまちづくりを推進する観点からも、住宅の耐震性を確保するため支援策を充実する必要があります。
- ・公営住宅については、現在の住戸数を維持しながら、老朽化に伴う改善等を計画的に実施する必要があります。
- ・UIターンの受け皿となる若年層の定住促進のための住宅の供給や、雇用促進住宅の活用も図る必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・住みたいまち、住み続けたいまち、20万人都市の住まいづくりが進んでいます。
- ・多様な市民ニーズに対応できる住宅の供給が進んでいます。
- ・高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して暮らせる安心安全な居住環境が整っています。
- ・選定した開発可能な適地について、インフラ等の整備に公共が支援することにより、安価で優良な宅地供給が行われています。

#### 主要施策項目

- 1 住宅宅地の供給
- 2 市営住宅の整備

- 3 定住促進住宅の供給
- 4 安心ハウス<sup>1</sup>の整備促進
- 5 空き家対策の推進

## 施策の展開方針

### 1 住宅宅地の供給

- ・宅地開発可能な適地を調査し、選定した適地について、土地利用計画の策定を行い、住宅地供給の促進を図ります。

目標指標	現状値	目標値
住宅に住む一般世帯に対する持ち家率（％）	平成 17 年	平成 23 年
	61.3	63

### 2 市営住宅の整備

- ・住宅マスタープランに基づき計画的な新設、建替え等による適正配置及び住戸の改善を行います。併せて街なみ環境整備事業<sup>2</sup>等による住環境の改善を図ります。
- ・効率的かつ適切な管理、運営を行います。
- ・市営住宅の1階部分の退去が発生した場合は、高齢者向け改善事業を行っていきます。

目標指標	現状値	目標値
老朽市営住宅改善戸数 （累計）（戸）	平成 18 年	平成 23 年
	267	346

### 3 定住促進住宅の供給

- ・若年層及びUIターン者のための住宅支援を行うため、定住促進住宅の供給を促進します。
- ・民間賃貸住宅入居者の新婚世帯及び子育て世帯向け支援制度を検討します。

### 4 安心ハウスの整備促進

- ・供給目標戸数を 160 戸としていますが、今後高齢者の居住の安定のため、供給目標戸数の増を図ります。

目標指標	現状値	目標値
安心ハウス（高齢者向け優良賃貸住宅）供給戸数（戸）	平成 18 年	平成 23 年
	51	240

<sup>1</sup> 安心ハウス：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第30条に基づき、民間事業者の作成する高齢者向け優良賃貸住宅供給計画について島根県知事の認定を受け、かつ本市が定める基準に基づき松江市安心ハウスと認定した優良賃貸住宅をいう。

<sup>2</sup> 街なみ環境整備事業：生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど住環境の整備改善を必要とする区域において住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る国の制度。

## 5 空き家対策の推進

- ・まちなか居住や田舎暮らし等の住まいのニーズに応じた空き家情報の提供を可能にするため、空き家所有者の意向確認、また、賃貸条件の調整等を推進します。
- ・空き家・空き店舗の積極的活用策等を検討します。

### 市民の意見・提言

- ・住宅建設のため調整区域の緩和が必要だが、乱開発を防止することも必要
- ・地域の自然景観を生かした住宅整備
- ・若い人を呼び込む安い住宅の整備
- ・子どもの減少対策として、集落ごとに住宅を建築
- ・高齢者が安心して暮らせる生活環境づくり

### 主要事業

- ・住宅マスタープランに基づく推進事業
- ・東朝日町アパート全面的改善事業
- ・安心ハウス家賃減額補助事業
- ・市営住宅の高齢者向け改善事業
- ・空き家活用事業

## 2. 上水道の整備

### 現況と課題

- ・ 湧水などの天候の影響を受けることなく、上水道を安定して供給することが必要です。
- ・ 上水道事業、簡易水道事業などの建設計画の見直し、事業運営の健全化を図り、水道料金の適正化と簡易水道料金の統一を図る必要があります。
- ・ 安定給水のために老朽管や老朽施設の改良、更新工事を計画的に実施するとともに、災害時のライフライン<sup>1</sup>である水道確保のために、管路網の耐震化等を行う必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・ 災害に強い安全で安定した給水が行われています。
- ・ 水道整備率が100%となっています。

### 主要施策項目

- 1 上水道の整備
- 2 簡易水道の整備

### 施策の展開方針

目標指標	現状値	目標値
水道整備率（全市内）（％）	平成 17 年	平成 23 年
	99.76	100

行政区域内人口：  
194,395 人  
(H18年3月31日現在)

#### 1 上水道の整備

- ・ 尾原ダム受水計画<sup>2</sup>の見直しを図ります。
- ・ 効率的な老朽管・老朽施設の改良・更新工事を行います。
- ・ 災害時における水道確保のため、管路の耐震化を図ります。
- ・ 未普及地域を解消するよう上水道整備を進めます。
- ・ 料金体系を見直し水道料金の適正化を図ります。

目標指標	現状値	目標値
水道整備率（上水道給水区域内）（％）	平成 17 年	平成 23 年
	99.83	100
耐震化率（％）	平成 17 年	平成 23 年
	25.07	32

上水道給水区域内人口：  
161,037 人  
(H18年3月31日現在)

水道管口径 75mm 以上の  
埋設管延長 638,444m  
(H18年3月31日現在)

<sup>1</sup> ライフライン：水道・電気・ガスなど、生活に不可欠な基幹エネルギー等を供給する諸設備。

<sup>2</sup> 尾原ダム受水計画：斐伊川水系尾原ダムから受水し、安定給水を図る計画。

## 2 簡易水道の整備

- ・水質検査を一元化し、安全な水の供給を行います。
- ・総合的に事業計画を見直し、尾原受水による効率的な施設整備を行います。
- ・水道料金体系を見直し、水道料金の適正化を図り料金統一を行います。

目標指標	現状値	目標値
水道整備率（簡易水道給水区域内）（%）	平成 17 年	平成 23 年
	99.41	100

簡易水道給水区域内人口：  
33,358 人  
（H18 年 3 月 31 日現在）

### 市民参加による取り組み

- ・地域説明会の実施とその意見の反映
- ・改良が必要な箇所等について自治会などからの要望

### 主要事業

- ・尾原受水関連事業

### 3. 下水道の整備

#### 現況と課題

- ・本市の平成 18 年度(2006 年度)末における下水道普及率<sup>1</sup>は 91.7%と島根県内でも最も高い地域のひとつですが、市内には既に 100%普及した地域がある一方、70%程度の地域もあるなど整備状況に隔たりがあります。
- ・現在、平成 21 年度(2009 年度)末に下水道の全市 100%普及を目標に、公共下水道、集落排水施設<sup>2</sup>、公設浄化槽等<sup>3</sup>の整備を進めています。
- ・整備地域では、快適な生活環境の実現や公共用水域の水質保全、また下水道の健全経営の面からも、説明会や広報、接続勧奨、水洗化資金融資あっせんなど様々な方法で、住民の協力を得て水洗化の促進を図る必要があります。
- ・施設の改良・更新も見込まれる中、使用料・受益者負(分)担金<sup>4</sup>の適正化や効率的な経営に努め、累積赤字の解消を図る必要があります。
- ・大橋川改修に合わせ、低地の浸水対策として水路の整備を図る必要があります。

#### めざす市民生活の状態

- ・全市に下水道が普及し、健康で安全・快適な生活環境が整えられるとともに、宍道湖・中海や日本海沿岸等の水質も保全されています。

#### 主要施策項目

- 1 公共下水道の整備
- 2 集落排水施設の整備
- 3 公設浄化槽等の整備

#### 施策の展開方針

目標指標	現状値	目標値
普及率(%)	平成 18 年	平成 23 年
	91.7	100

##### 1 公共下水道の整備

- ・平成 21 年度(2009 年度)末に下水道の全市 100%普及を目標に整備を進め、安全で快適な生活環境を整えるとともに、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・低地の浸水対策として水路の整備を図ります。
- ・住民の協力を得て水洗化の促進を図ります。
- ・使用料・受益者負(分)担金の適正化や効率的な経営に努めます。

<sup>1</sup> 下水道普及率:汚水処理施設を利用できる人口/行政人口\*100(汚水処理施設:公共下水道、集落排水施設、公設浄化槽等)。

<sup>2</sup> 集落排水施設:農漁村地域における排水の水質保全やトイレの水洗化など生活環境を改善するための排水処理施設。

<sup>3</sup> 公設浄化槽等:水洗便所からの汚水や台所、浴室からの雑排水を浄化処理して、河川や海などに放流するための設備を下水道施設が整備されていない地域で市が設置するもの。

<sup>4</sup> 使用料・受益者負(分)担金:下水道事業による受益者に、一定の限度内で建設費の一部を負担してもらう制度。

目標指標	現状値	目標値
普及率（％）	平成 18 年	平成 23 年
（うち公共下水道）	70.2	79.2

## 2 集落排水施設<sup>1</sup>の整備

- ・平成 21 年度(2009 年度)末に下水道の全市 100%普及を目標に整備を進め、快適な生活環境を整えるとともに、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・老朽施設の改良を進めるとともに施設の整理・統合を行うなど、維持管理費の節減を図ります。
- ・住民の協力を得て水洗化の促進を図ります。
- ・使用料・受益者分担金の適正化や効率的な経営に努めます。

目標指標	現状値	目標値
普及率（％）	平成 18 年	平成 23 年
（うち集落排水施設）	15.9	16.6

## 3 公設浄化槽等<sup>2</sup>の整備

- ・平成 21 年度(2009 年度)末に下水道の全市 100%普及を目標に整備を進め、快適な生活環境を整えるとともに、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・使用料・受益者分担金の適正化や効率的な経営に努めます。

目標指標	現状値	目標値
普及率（％）	平成 18 年	平成 23 年
（うち公設浄化槽等）	5.6	4.2

### 市民参加による取り組み

- ・自治会などからの事業要望
- ・工事説明会等を通して受益者負（分）担金、使用料等の制度を説明し理解を得る。

## 主要事業

- ・宍道湖流域下水道関連公共下水道事業
- ・宍道湖流域下水道関連特定環境保全公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業
- ・農業集落排水事業
- ・漁業集落排水事業
- ・浄化槽市町村整備推進事業

<sup>1</sup> 集落排水施設：P129 参照。

<sup>2</sup> 公設浄化槽等：P129 参照。

## 4 . 墓地・斎場の整備

### 現況と課題

- ・公園墓地は、平成 17 年度(2005 年度)に 184 基造成し、全体で 4,055 基の墓所があります。市民の墓地の需要も多いことから、今後も新たな墓地造成が必要となっています。
- ・南北霊苑は 2,307 基の墓所があり、平成 17 年度(2005 年度)に使用料の改定と管理料の徴収を新たに始めたところです。市民の墓地需要に対応するため、公園墓地と調整を図りながら空き墓所の利用を進めています。あわせて、霊苑（特に南霊苑）の基盤・環境整備を早急に推し進める必要があります。
- ・松江市斎場は、建設後約 20 年が経過し、近年の火葬件数の増加等により、火葬炉の損傷、施設の老朽化が進んでいます。

### めざす市民生活の状態

- ・新規墓所の造成、無縁墓地等の整理により、市民の需要に応えることができる墓所の提供がされています。
- ・園路のバリアフリー化や駐車場の設置などにより、高齢者、障害者等が、安全に安心して利用できる墓地が整備されています。
- ・斎場の管理運営が適正に行われ、利用されています。

### 主要施策項目

- 1 墓地の管理運営
- 2 斎場の整備

### 施策の展開方針

#### 1 墓地の管理運営

- ・市民が利用しやすく、特に高齢者、障害者等に配慮した、安全できれいな墓地になるよう改良を進めます。

目標指標	現状値	目標値
松江市霊苑空き墓所の販売数(基)	平成 18 年	平成 23 年
	52	300
松江市公園墓地の築造墓数(基)	平成 18 年	平成 23 年
	4,055	4,518

市内販売可能な墓所数：  
450 基  
(H18 年 3 月 31 日現在)

公園墓地事業認可区域内  
築造基数：6,297 基  
(H19 年 3 月 7 日現在)

## 2 斎場の整備

- ・施設の計画的な改修、修繕を行います。

### 主要事業

- ・松江市霊苑整備事業
- ・松江市斎場維持管理運営事業
- ・公園墓地事業

## 第7章 ともに手をたずさえてすすめるまちづくり

### 第1節 協働ですすめるまちづくり

#### 1. 市民と行政の協働<sup>1</sup>

##### 現況と課題

- ・市民活動団体<sup>2</sup>である町内会・自治会、NPO法人<sup>3</sup>、ボランティア団体等と行政の関わりは、行政だけではできない地域や暮らしの個別の課題を市民が主体的に考え解決するために、行政も積極的に支援することにより、住みやすい地域社会を実現するために重要です。
- ・また、市民活動団体による市民活動の多様性や自主性を尊重しつつ、行政との協働が求められています。
- ・一方、地域活動の主役である自治会は、世帯分離、アパート等の増加により加入率は減少傾向にあり、自治会の活性化を図り、地域福祉のまちづくりを推進するためには、継続的な支援を行い、自主的な活動の促進を図る必要があります。
- ・市民活動拠点である市民活動センターの利用を促進し、様々な分野の市民活動団体の活動を支援するとともに、団体間の情報共有や相互交流等が進んでいくことが期待されています。
- ・さらに、市民活動センターの管理運営についても、市民活動団体との連携を進め一層の利用促進を図る必要があります。

##### めざす市民生活の状態

- ・市民が地域活動やNPOなどの広域的な活動に自主的かつ積極的に参加しています。
- ・行政と市民活動団体との協働により安心して暮らせる地域社会が実現されています。

##### 主要施策項目

- 1 市民と行政の協働
- 2 町内会・自治会との連携
- 3 ボランティア団体・NPO法人との連携
- 4 市民活動の支援

##### 施策の展開方針

- 1 市民と行政の協働
  - ・協働事業のあり方等について、全職員を対象とした研修会を実施し、協働の実践を推進していきます。
  - ・市民自らが市の各種施策の企画・実施・評価ができるようマニュアル等を作成し、市民意見を反映させる仕組みを整えます。
  - ・協働事業について、市民向けパンフレット等を作成・配布し、協働の推進を図ります。
  - ・市民が市民活動に係る各種のプランを提起できる場を設け、市民と行政の協働によるまち

<sup>1</sup> 協働：P2 参照。

<sup>2</sup> 市民活動団体：P2 参照。

<sup>3</sup> NPO法人：P23 参照。

づくりを推進していきます。

目標指標	現状値	目標値
市民参加の取り組み件数 (件)	平成 17 年	平成 23 年
	17	30
協働に関する市民の理解度 (%)	平成 18 年	平成 23 年
	50	100
協働に関する市民の満足度 (%)	平成 18 年	平成 23 年
	20	100

## 2 町内会・自治会との連携

- ・地域別自治会加入促進計画を立て、自治会活動に参加しやすい環境整備を行います。
- ・アパート・マンションなどには加入促進期間を設け、市と自治会連合会と協働で呼びかけを行います。
- ・自治会運営チラシ等を作成・配布し、魅力ある自治会活動を広くPRします。
- ・地域の様々な活動の拠点となる集会所の整備や祭りなどの行事への支援を引き続き行います。
- ・自治会活動を通して地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちをめざします。

目標指標	現状値	目標値
自治会加入率 (%)	平成 18 年	平成 23 年
	71.1	85
加入世帯数 (世帯)	平成 18 年	平成 23 年
	53,619	64,000

全世帯数: 75,765 世帯  
(H19年5月31日現在)

## 3 ボランティア団体・NPO 法人<sup>1</sup>との連携

- ・市民活動センターを、市民活動の拠点施設として充実を図ります。
- ・市民活動に直結する情報提供型講座開催などにより、市民活動を支援するとともに、団体間の交流促進を図ります。
- ・市民活動団体<sup>2</sup>と市との協働に関するそれぞれの窓口を一本化し、協働を推進します。
- ・市民活動の情報拠点として、支援サイトへの各団体ホームページの掲載を促進するなど、情報提供の充実を図ります。
- ・市民活動に関するコーディネートを重点に、活動に関する相談業務に取り組みます。

目標指標	現状値	目標値
市民活動センター登録NPO 法人数 (団体)	平成 18 年	平成 23 年
	12	46
市民活動センター登録 ボラ ンティア活動団体数 (団体)	平成 18 年	平成 23 年
	66	100

市内NPO法人数:  
46 団体  
(H19年8月1日現在)

<sup>1</sup> NPO 法人: P23 参照。

<sup>2</sup> 市民活動団体: P2 参照。

#### 4 市民活動の支援

- ・全市的な拠点施設である市民活動センターの利用促進を図るとともに、市民活動センターへの登録を推進し、市民の社会参加活動推進に努めます。
- ・市民活動センター登録団体に対し、イベント等による活動発表の場を提供することにより、活動に対する市民への理解を深め、活動への市民参加を促進していきます。
- ・市民が地域活動及び広域的活動に参加しやすい環境を整えます。

目標指標	現状値	目標値
市民活動センター登録団体数（団体）	平成 18 年	平成 23 年
	160	200
市民活動センター施設利用者数（1階除く）（人）	平成 18 年	平成 23 年
	60,000	70,000

##### 市民参加による取り組み

- ・公募等の市民参加による各種委員会・審議会を開催し、市民の意見を広く取り入れる。
- ・「まちづくりに係る連絡調整会議」を開催し、行政からの依頼事項について町内会・自治会と協議を行う。
- ・市民活動センター利用者協議会の開催

##### 市民の意見・提言

- ・まちづくりへの子どもたちの参画の仕組みを考えてほしい
- ・行政と住民との協働の仕方を学ぶ機会の提供が必要
- ・地域コミュニティのつながりの復活

#### 主要事業

- ・市民活動促進委員会の設置
- ・地域活動支援事業
- ・自治会連合会と協働による自治会加入促進事業
- ・市民活動団体支援事業
- ・市民活動拡充の環境整備

## 2. 男女共同参画社会の実現

### 現況と課題

- ・ 少子高齢化<sup>1</sup>の進展、社会の成熟化や雇用環境の変化など社会経済状況の急速な変化に対応するために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現は、活力ある地域づくりのため重要な課題となっています。
- ・ 政策・方針の決定過程への女性の参画など、あらゆる分野への女性の参画が進むことは、新しい発想と多様な価値観をもたらし、職場や地域の活性化につながりますが、まだまだ女性の参画率は低く、改善を図る必要があります。
- ・ 多様な生き方を選択できるシステムづくりが必要であり、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男女がともに家庭生活と社会生活の両立ができる環境整備を行うことが重要です。
- ・ 松江地域におけるドメスティック・バイオレンス<sup>2</sup>に関する相談件数が増加しており、ドメスティック・バイオレンスに対する意識啓発と被害者支援の充実を図っていく必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・ 市役所の審議会及び管理職をはじめとして、多くの分野で男女共同参画が進んでいます。
- ・ 仕事と家庭の両立支援の環境整備が進んでいます。
- ・ 全市的に男女共同参画意識が浸透してきています。
- ・ ドメスティック・バイオレンス被害者の支援の充実が図られています。

### 主要施策項目

#### 1 男女共同参画施策の推進

### 施策の展開方針

#### 1 男女共同参画施策の推進

- ・ 各種審議会等への女性の参画、女性職員の役職者への登用など、あらゆる分野での政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。
- ・ 仕事と家庭が両立できる環境整備を図るとともに、多様な生き方ができるよう、女性のチャレンジ支援を実施し、男女共同参画を推進するための環境づくりを行います。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画の視点に立った意識啓発を行います。
- ・ 男女共同参画の視点での人権施策に取り組み、性別に起因する差別・人権侵害行為の解消

<sup>1</sup> 少子高齢化：P5 参照。

<sup>2</sup> ドメスティック・バイオレンス：P8 参照。

を図ります。特に、ドメスティック・バイオレンス等の暴力の根絶に努めます。

目標指標	現状値	目標値
市の附属機関 <sup>1</sup> の女性委員の割合（％）	平成 18 年	平成 23 年
	20.4	35
男女共同参画に関する市民意識（男女共同参画という言葉を知っている市民の割合）（％）	平成 17 年	平成 23 年
	67.2	80

#### 市民参加による取り組み

- ・まつえ男女共同参画ネットワークの活動

### 主要事業

- ・政策・方針決定過程への男女共同参画推進事業
- ・女性チャレンジ支援事業
- ・男女共同参画啓発事業
- ・ドメスティック・バイオレンス対策支援事業
- ・男女共同参画センター運営事業

<sup>1</sup> 附属機関:行政が、調査や審査等を行うために、法律又は条例によって設置する審議会等のこと。

## 3 . 開かれた市政の取り組み

### 現況と課題

- ・住民に必要な情報を、多用な手法を用い、迅速に、分かりやすく提供することが必要です。
- ・「市民の声」や「市長への手紙（メール）」等の個別広聴と、公共施設見学、まちかどトーク、だんだん市長室、市長と語るまちづくり等の集団広聴など、それぞれの特色を生かして市民の市政に対する意見、要望、提言を市政に確実に反映していくことが必要です。
- ・行政は、市民と情報を共有しながら市政を運営していくことが求められています。情報の公開を推進し、市の諸活動を市民に説明する必要があります。
- ・市が保有する個人情報 を適正に取扱い、また、自己に関する個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障することによって、個人の権利利益の保護を図る必要があります。

### めざす市民生活の状態

- ・広聴内容を広報紙やホームページ等に公表して、市民と行政が情報の共有化を推進して、開かれた市政が推進されています。
- ・市民との協働<sup>1</sup>のまちづくりを進めるため、行政は「説明責任」「情報公開」「行政評価」といった市民の視点を重視しています。
- ・広聴事業においては、行政施策や行政からの情報提供が住民ニーズに即しているのかどうかの評価を受けることを通して、施策や事業を見直していけるように、広聴と広報が両輪となって推進しています。
- ・市民の求める情報を迅速かつ広範囲に提供し、行政の透明性の向上が図られています。
- ・個人情報の適正な取扱いにより、個人の権利利益の保護が図られています。
- ・住民の行政への理解と信頼が得られ、住民の積極的な参画があります。

### 主要施策項目

- 1 広報活動の推進
- 2 広聴活動の推進
- 3 情報公開の推進

### 施策の展開方針

- 1 広報活動の推進
  - ・ケーブルテレビを積極的に活用するとともに、各種メディアによりわかりやすく情報を伝えます。
  - ・迅速な情報提供を行うなどホームページを充実し、新しいメディアを活用した広報を行います。

<sup>1</sup> 協働：P2 参照。

目標指標	現状値	目標値
ホームページアクセス件数 (件)	平成 17 年	平成 23 年
	597,250	1,000,000

## 2 広聴活動の推進

- ・市民との協働<sup>1</sup>のまちづくりを進めるため、行政は「説明責任」「情報公開」「行政評価」といった市民の視点を重視しています。広聴事業においては、行政施策や行政からの情報提供が住民ニーズに即しているのかどうかの評価を受けることを通して、施策や事業を見直していけるように、広聴と広報を両輪として推進します。
- ・広聴内容を広報紙やホームページ等に公表して、市民と行政が情報の共有化を推進して、開かれた市政をめざします。

目標指標	現状値	目標値
「市民の声」、「市長への手紙(メール)」受付件数(件)	平成 18 年	平成 23 年
	611	700
公共施設見学、まちかどトーク、だんだん市長室、市長と語るまちづくり参加者数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	735	1,500

## 3 情報公開の推進

- ・市民の知る権利を尊重するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たすため、情報公開制度の適正な運用に努めます。
- ・市が保有する個人情報に関し、個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の保護に努めます。

目標指標	現状値	目標値
審議会等会議の公開件数 (件)	平成 17 年	平成 23 年
	245	250
審議会等会議の傍聴者数 (人)	平成 17 年	平成 23 年
	185	190

### 市民参加による取り組み

- ・市報のタウンレポーターとして市民が参加

<sup>1</sup> 協働：P2 参照。

## 主要事業

- ・ 広報発行事業
- ・ テレビ広報事業
- ・ 新聞広報事業
- ・ ホームページ運営管理事業
- ・ 市政に対する意見や提言の積極的な聴取...「市民の声」、「市長への手紙(メール)」、公共施設見学
- ・ 市民と市長の直接的な意見交換会の開催...まちかどトーク、だんだん市長室、市長と語るまちづくり
- ・ 情報公開の総合的な推進

## 第2節 健全で効率的・効果的な行財政運営

### 1. 効率的な行政運営

#### 現況と課題

- ・公共サービスについて、行政と民間の役割分担を明確にし、外部委託、民間移譲を進めることが課題となっています。
- ・社会経済の変化に伴う新たな行政課題や住民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、不断に組織機構を見直していかなければなりません。さらに、住民サービスの向上につながる権限については、積極的に移譲を求めていくことが必要です。
- ・合併によって増加した職員数の適正化や、新市の職員としての一体的な能力開発、さらには、職員個々の能力を最大限に生かすための新たな人事管理システムの構築が必要です。
- ・国の施策であるユビキタスネットワーク<sup>1</sup>について、地方公共団体においても積極的に取り組むことが求められています。
- ・市民にとって使いやすい情報システムの構築の取り組みが必要です。
- ・総合計画の施策について達成状況や進捗管理を行うとともに、各施策の市民満足度や重要度を把握し、施策や事業に反映することが重要になります。行政評価<sup>2</sup>により重点的に実施する分野、見直しや廃止統合する分野等を明確にしていき、効率的な行財政運営の実施はもとより市民との協働<sup>3</sup>のまちづくりを進めていくことが必要です。
- ・公営企業、外郭団体についても経営の健全化、既存法人の見直しを進めていくことが必要です。

#### めざす市民生活の状態

- ・国や県からの権限移譲が進み、基礎自治体<sup>4</sup>としての機能が高まり、市民への多様な行政サービスの提供が行われています。
- ・簡素で効率的かつ機動的な行政組織が構築され、新たな行政課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応しています。
- ・適正な定員管理、並びに職員個々の能力や適正を最大限に生かす人事管理が図られ、良質な行政サービスを受けることができます。
- ・24時間、365日、いつでもどこでもインターネットを通じて、行政サービスを受けることが可能になります。
- ・従来の業務を見直すことにより、行政の簡素化・効率化及び透明性が向上します。
- ・施策や事業について行政評価の結果を反映し、効率的な行財政運営の実施はもとより市民との協働のまちづくりが進んでいます。

<sup>1</sup> ユビキタスネットワーク：身のまわりの家電や携帯電話、車などが、インターネットをはじめとする情報ネットワークに、いつでも、どこからでもアクセスできる環境のこと。

<sup>2</sup> 行政評価：行政運営の改善を図ることを目的に、行政活動の成果を客観的な指標等を用いて評価する仕組みのこと。

<sup>3</sup> 協働：P2 参照。

<sup>4</sup> 基礎自治体：P9 参照。

## 主要施策項目

- 1 行政の多元化<sup>1</sup>・効率的な組織
- 2 人事管理、人材育成
- 3 電子市役所<sup>2</sup>
- 4 行政評価<sup>3</sup>

## 施策の展開方針

### 1 行政の多元化・効率的な組織

- ・公共サービスについて、行政で担うべきかどうかの仕分けを行い、外部委託、民間移譲、休止、廃止等を実施します。
- ・公営企業については、受益者負担で賄うべき経費と税で賄うべき経費との基準を明確にし、定員管理の適正化、外部委託の推進、受益者負担の適正化等の経営の健全化を推進します。
- ・外郭団体については、団体の目的、事業内容、果たしている役割、職員の状況、指定管理者制度の導入等を点検し、廃止あるいは市の関与の撤退、統合、自立化について、法人と協議しながら抜本的な見直しに取り組みます。
- ・新たな行政課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、不断に組織機構の見直しを行い、機動的かつ簡素で効率的な行政組織とします。
- ・権限移譲については、島根県が平成 19 年(2007 年)3 月に策定した「市町村への権限移譲計画」の個別項目はもとより、「住民サービスの向上」につながるものは積極的に移譲を受けていきます。

目標指標	現状値	目標値
行財政改革の実施による効果額(億円)	平成 17 年	平成 23 年
	22	35

### 2 人事管理、人材育成

- ・総定員の削減を基本に行政規模に応じた適正な定員管理に努めます。
- ・分権型社会に必要な政策形成能力、自主判断能力向上に向けた職員研修を実施するほか、多様な業務経験を積ませるための国や他の自治体等との人事交流を積極的に行います。
- ・公正かつ客観的な人事評価の取り組みをさらに進め、実績評価、職務遂行能力評価に基づく人事管理を推進します。

目標指標	現状値	目標値
職員数(人)	平成 18 年	平成 23 年
	1,818	1,613

<sup>1</sup> 行政の多元化:行政が、企業・NPO・住民団体等の多様な団体・市民とともに公共サービスを担っていくこと。

<sup>2</sup> 電子市役所:インターネットなどの情報通信技術(IT)を活用し、行政手続(申請・届出等)のオンライン化を進める取り組み。また、行政手続のオンライン化を実現する自治体(市)。

<sup>3</sup> 行政評価:P141 参照。

### 3 電子市役所

- ・行政内部事務のICT<sup>1</sup>化や高速情報通信網等を活用することで、24時間365日いつでもどこでも行政サービスを受けることができ、住民や事業所がその利便性を実感できるように整備を行います。
- ・パーソナルコンピュータやインターネットの普及に併せ、業務のすべてが電子的に完了するシステムが構築されるように、継続的な取り組みを実施します。
- ・市が保有する個人情報、近年の情報化の進展に伴い電子計算機を利用して大量の情報が処理されており、誤った取扱いをすると個人に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、厳正に個人情報を保護する体制を整備します。

目標指標	現状値	目標値
電子申請を利用できる手続きの数(件)	平成17年	平成23年
	26	100
電子申請等利用件数(件)	平成17年	平成23年
	11	1,000

手続きの種類：  
約1,200種類  
(H15年12月現在)

年間申請件数：約72万件  
(H15年旧松江市)

### 4 行政評価

- ・総合計画策定後の施策について、政策施策評価により達成状況や進捗管理を行うとともに、各施策の市民満足度や重要度を把握します。
- ・その結果、施策や事業について、重点的に実施する分野、見直しや廃止統合する分野等を明確にしていき、効率的な行財政運営の実施はもとより市民との協働<sup>2</sup>のまちづくりを進めていきます。

#### 市民参加による取り組み

- ・公募を含めた25人の市民で構成する行財政改革推進委員会に行財政改革の進捗状況を報告し、提言を受ける
- ・人材育成基本方針への意見反映
- ・市民参加による施策の外部評価を実施予定

### 主要事業

- ・行財政改革推進事業
- ・政策・施策評価制度<sup>3</sup>導入推進事業

<sup>1</sup> ICT：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術を表す言葉。日本ではIT(Information Technology)と同義に使われる。ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたもの。

<sup>2</sup> 協働：P2参照。

<sup>3</sup> 政策・施策評価制度：P2参照。

## 2 . 財政運営

### 現況と課題

- ・ 現下の地方財政は、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方、公債費が高水準で推移することや、社会保障関係経費の伸び等により、依然として厳しい財政状況が続いています。
- ・ 本市財政においても、公債費<sup>1</sup>の高止まりや扶助費<sup>2</sup>の増大、また、将来の退職者の増加などにより、多額の一般財源<sup>3</sup>が必要となっています。
- ・ また、財政の健全性を示す、経常収支比率<sup>4</sup>、起債制限比率<sup>5</sup>、実質公債費比率<sup>6</sup>(平成 18 年度(2006 年度)から導入)などの各種指標が危険ライン付近にあるとともに、将来にわたる実質的な財政負担<sup>7</sup>(市債残高<sup>8</sup>と債務負担行為残高<sup>9</sup>の合計)が標準財政規模<sup>10</sup>の 3 倍強に及ぶなど、財政の硬直化が進んでいます。
- ・ 一方、各自治体の財政状況の健全性を判断するにあたって、新たに法律が施行されたことで、一般会計、特別会計、公営企業会計及び一部事務組合等(公社や第 3 セクターなどを含む)をあわせた連結決算に基づく財政指標が適用されることとなり、以前にもまして厳しい財政状況の判断がなされることとなります。
- ・ そうした中、本市の重点課題である「定住施策の推進と産業の振興」「日本一住みやすいまちづくりの推進」などに着実に取り組むとともに、都市活力と協働<sup>11</sup>のまちづくりの創出に向け、多くの課題に的確に対処する必要があります。
- ・ そのためにも、将来にわたって安定的な財政運営を維持し、多様化する住民サービスの提供と、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政に向け、財政基盤の強化を図る必要があります。
- ・ したがって、財政の危機感を共有し強い改革意識で財政の健全化に向け「組織・機構・事務事業のスリム化」「緊急度・必要性・熟度による事業の見直し」「行政の責任分野の明確化」「受益

<sup>1</sup> 公債費:地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び、一時借入金利子の合計額。過去の債務の支払いに要する経費。

<sup>2</sup> 扶助費:社会保障制度の一環として、生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費及び、単独で行っている各種扶助経費。

<sup>3</sup> 一般財源:財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のこと。

<sup>4</sup> 経常収支比率:財政の弾力性を測定する比率。経常経費に経常一般財源収入(税・普通交付税・譲与税等)がどの程度充当されているかをみる。80%を超えると弾力性を失いつつあるとされ、90%が危険ラインとされている。

<sup>5</sup> 起債制限比率:地方債の発行を制限するのに用いる比率。元利償還額が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体については、この比率により、一般単独事業や一般公共事業の一部の地方債が許可されない。15%が危険ラインとされている。

<sup>6</sup> 実質公債費比率:公債費による財政負担の程度を示す比率。平成 18 年度(2006 年度)から導入され、従来の起債制限比率に算入されなかった公営企業(特別会計含む)の公債費への一般会計繰出金、PFI や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等公債費類似比率を加味した数値を標準財政規模等で除した指標。指標 18%以上は起債の発行に県の許可が必要。25%以上は一般事業債等の一部の発行が制限される。

<sup>7</sup> 将来にわたる実質的な財政負担:将来の財政負担となる「地方債現在高」「債務負担行為現在高」の合計から貯金である「積立金現在高」を除いたものを分子として、標準財政規模で除した指標。150%以上が警戒ライン、250%以上は危険ラインとみなされる。

<sup>8</sup> 市債残高:市が発行する地方債(借金)の年度末時点における未償還元金の残高合計額。

<sup>9</sup> 債務負担行為残高:債務負担行為とは、地方自治体の単年度予算主義の例外として、翌年度以降の将来の支出を約束する行為として予算の一部とされるもの。債務負担行為残高はその年度末の残高を示す。

<sup>10</sup> 標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模のこと。一般財源比率、標準財政規模ともに比率及び数値が高い方が財政の安定度が高い。

<sup>11</sup> 協働:P2 参照。

者負担の適正化」などに、計画的かつ積極的に取り組んでいかなければなりません。

- ・歳入における自主財源<sup>1</sup>の確保のため、市税については課税客体的確な把握に努め収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料の適正化を図る必要があります。

## めざす市民生活の状態

- ・中長期的な視点で財政運営が行われ、将来にわたり住民サービスが安定的に提供されています。
- ・貸借対照表などの財務諸表<sup>2</sup>が体系化され、市の財政状況について議会・市民との情報共有が図られています。

## 主要施策項目

### 1 持続可能な財政運営

## 施策の展開方針

### 1 持続可能な財政運営

- ・投資的経費<sup>3</sup>の計画的な執行と、経常的経費<sup>4</sup>の縮減により、安定的な財政運営を行います。  
(基金の取崩しを行わない)
- ・黒字基調による余剰財源を原資として、地方債の積極的な繰上償還を行い、地方債残高を減少させるとともに、実質公債費比率の改善を図ります。
- ・貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書などの財務諸表を体系的に整備するとともに、予算や財政状況をわかりやすい形で公表します。

目標指標	現状値	目標値
歳入歳出の決算規模(億円)	平成 17 年	平成 22 年
	歳入 986 歳出 974	歳入歳出 868
自主財源比率 <sup>5</sup> (%)	平成 17 年	平成 22 年
	41.0	42.9
一般財源比率 <sup>6</sup> 及び標準財政規模(%、千円)	平成 17 年	平成 22 年
	63.1 47,476,406	66.6 47,091,059

<sup>1</sup> 自主財源:地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入する財源のこと。

<sup>2</sup> 財務諸表:一定期間の財政状態等を明らかにするために、複式簿記に基づき作成される会計報告書のこと。

<sup>3</sup> 投資的経費:将来に残るものとして、固定的な資本の形成のため支出される経費をいう。

<sup>4</sup> 経常的経費:年々持続して固定的に支出される経費。大まかにいえば、人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等及び、公債費である。

<sup>5</sup> 自主財源比率:自主財源は、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するもの。

<sup>6</sup> 一般財源比率:一般財源の歳入構成比率を示すもの。

目標指標	現状値	目標値
財政力指数 <sup>1</sup>	平成 17 年	平成 22 年
	0.564	0.531
経常収支比率 (%)	平成 17 年	平成 22 年
	89.5	90.9
起債制限比率 (%)	平成 17 年	平成 22 年
	16.2	13.7
実質公債費比率 (%)	平成 17 年	平成 22 年
	21.7	21.2
将来の実質的財政負担 (%)	平成 17 年	平成 22 年
	323.0	298.2
各種基金残高 (億円)	平成 17 年	平成 22 年
	財政調整基金 <sup>2</sup>	14
	減債基金 <sup>3</sup>	19
	特定目的基金 <sup>4</sup>	80
市債残高 (億円)	平成 17 年	平成 22 年
	1,474	1,384
債務負担行為残高 (億円)	平成 17 年	平成 22 年
	228	135

#### 市民参加による取り組み

- ・財政状況の早期公表と市民によるチェック

<sup>1</sup> 財政力指数: 普通交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標(3ヶ年平均)。指数が1に近いほど財源に余裕があり、1以上は交付税不交付団体となる。

<sup>2</sup> 財政調整基金: 予期しえない収入の減少や支出の増加等に備え、積み立てる基金のひとつ。

<sup>3</sup> 減債基金: 地方債の償還を計画的に行うために積み立てる基金のひとつ。

<sup>4</sup> 特定目的基金: 財政調整基金、減債基金の外、特定の目的のために積み立てる基金をいう。

### 3 . 広域連携・他圏域との交流

#### 現況と課題

- ・市町村合併が進み、さらに道州制<sup>1</sup>への議論がなされているなか、宍道湖・中海沿岸地域は、観光や産業・環境など様々な分野において県境を越えた一体的な発展が求められています。
- ・現在、宍道湖沿岸自治体首長会議や中海圏域4市連絡協議会など行政の連携組織のほか、民間が主となった官民協働<sup>2</sup>の協議会も多数設置されており、圏域の発展を見据えた各種の取り組みが検討・実施されています。
- ・その中で、本市は地理的にこの圏域の中心に位置しており、発展の中核的な役割を担っていくことが期待されています。
- ・また、本市の産業、観光、経済の活性化を図るためには、他の圏域との交流による交流人口・物流の拡大がいっそう重要となってきます。
- ・そのため、整備が進んでいる高速道路網などを積極的に活用し、他圏域との経済的・文化的交流を通じた相互の活力の創出が求められています。

#### めざす市民生活の状態

- ・宍道湖・中海圏域が県境を越えた連携交流を深め、圏域全体が活性化しています。
- ・他圏域や他の地域都市との交流が盛んに行われ、交流人口が増加しています。

#### 主要施策項目

- 1 広域連携の推進
- 2 他圏域との交流の促進

#### 施策の展開方針

- 1 広域連携の推進
  - ・宍道湖・中海圏域の諸都市と県境を越えた取り組みを展開します。
  - ・共通した地域資源や各種施設を相互に利活用することで連携と交流を一層深め、魅力の高い山陰の中核都市<sup>3</sup>をめざします。

目標指標	現状値	目標値
宍道湖・中海沿岸自治体で構成する協議会で行う事業数(事業)	平成 17 年	平成 23 年
	6	10

<sup>1</sup> 道州制：P9 参照。

<sup>2</sup> 協働：P2 参照。

<sup>3</sup> 中核都市：P16 参照。

## 2 他圏域との交流の促進

- ・姉妹都市や、西日本中央連携軸<sup>1</sup>の沿線自治体などとの連携を進展させ、物産・観光、文化・スポーツなどの分野を中心とした交流事業を展開します。
- ・中国横断自動車道尾道松江線の整備にあわせ、沿線自治体との交流事業を展開します。
- ・国際特別観光都市建設連盟加入都市をはじめ、他圏域と連携して都市の基盤整備や広域観光ルートの開発などを進め、交流の拡大を図ります。
- ・これら経済的、文化的交流を通じて、友好と連携を深め、相互の活力創出に努めます。

目標指標	現状値	目標値
西日本中央連携軸沿線都市 連携推進協議会で行う事業 数（事業）	平成17年	平成23年
	4	3

### 市民参加による取り組み

- ・NPO 法人との協働（宍道湖ヨシ再生）
- ・各種事業における参加対象者（一斉清掃などの宍道湖関連事業）
- ・各協議会等の実施する交流活動への参加

### 主要事業

- ・西日本中央連携軸沿線都市連携推進事業
- ・姉妹都市交流事業
- ・えびす・だいこく 100km マラソン支援事業
- ・八雲国際演劇祭活動支援事業

<sup>1</sup> 西日本中央連携軸:21世紀の国土のグランドデザインに掲げられた地域連携軸の推進を図るため日本海から瀬戸内海、太平洋に通じる地域の広域交流圏の形成をめざす国土軸のこと。

## 第8章 重点プロジェクトと財政推計

### 第1節 重点プロジェクト---定住の促進

定住の促進を前期基本計画の重点プロジェクトとします。各分野で掲げた施策のうち目標人口20万人達成に特に重要と考えられる施策を「働く」「住む」「生み育てる」の3つの視点で整理し、重点的に実施していきます。

#### 目標人口20万人

##### 働く支援

働く場を増やします。

企業誘致の推進  
就業支援  
新産業創出  
地域ブランドの創出・育成

##### 住む支援

住宅地や住宅の整備を進めます。  
住みやすい住環境を整えます。

交通体系の整備  
安価・優良宅地の供給  
公的住宅の充実  
空き家対策の推進  
交流・居住の推進

##### 生み育てる支援

安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整えます。

生むための支援  
保育サービス等の充実  
子育て支援体制の整備  
母子保健医療の充実  
雇用環境等の整備

## 重点プロジェクトの主要事業

働く	<p>企業立地支援補助金の創設</p> <p>企業立地奨励制度の拡充</p> <p>就業支援事業</p> <p>Ruby City MATSUE プロジェクト事業</p> <p>NEW 松江菓子海外市場開発事業</p> <p>新特産物創造対策事業</p> <p>地域ブランド産地育成事業</p> <p>地域産品輸出促進対策事業</p> <p>たち上がる産地育成事業</p> <p>畜産総合振興対策事業</p> <p>アワビ養殖関係事業</p> <p>栽培漁業振興施設整備運営事業</p> <p>チャレンジショップ補助金</p> <p>新規自営漁業者定着支援事業</p> <p>担い手育成総合支援事業</p> <p>若い農業者等就農促進対策事業</p> <p>新規就農施設等整備事業</p> <p>産業体験助成事業</p>
住む	<p>住宅マスタープラン推進事業</p> <p>空き店舗・空き床紹介事業</p> <p>空き家活用事業</p> <p>長期滞在型生活体験プラン策定事業</p>
生み育てる	<p>一般不妊治療費の助成</p> <p>待機児童の解消</p> <p>放課後子どもプランの推進（児童クラブ・放課後子ども教室）</p> <p>小児救急医療体制の整備</p>

## 第2節 重点プロジェクト 松江開府 400 年祭の取り組み

松江開府 400 年祭の取り組みを、前期基本計画の重点プロジェクトとします。

### 開催趣旨

堀尾吉晴公により城を移すための松江のまちづくりが始まってから、平成 19 年(2007 年)に記念すべき 400 年を迎えます。そして城が完成するまで 5 年の歳月を要していることから、今後 5 年間で「松江開府 400 年祭」と位置づけ、50 年、100 年先を睨んだ新たな松江の「まちづくり」、「ひとづくり」の契機とします。

培われた伝統文化や歴史資産など松江の魅力を市民とともに再認識し、それを全国発信するための新たなイベント等を市民参画により構築し、松江の活力と産業の振興にもつなげます。

### 経緯

産学官民からなる推進協議会が平成 18 年(2006 年)7 月に設立され、さらに 100 人規模の事業検討委員会も設置されました。そして、市民からのアイデアの募集、キャッチフレーズの公募などが同年 8 月からスタートし、5 年間の基本計画が、平成 19 年(2007 年)1 月に同推進協議会で決定されました。

### 基本事項

**名称** 松江開府 400 年祭 *Matsue Domain 400th Anniversary Commemoration*

**主管** 松江開府 400 年祭推進協議会

**実施主体** 松江市、松江商工会議所他賛同団体、市民、その他

**実施期間** 平成 19 年(2007 年)4 月～平成 23 年(2011 年)12 月

**テーマ** 「歴史・文化・伝統の薫る城下町」

**運営理念** 松江を愛する「ひとづくり」、ひとが愛する「まちづくり」

### 目的

1. 開府及び築城 400 年を祝う(祝賀)
2. 歴史・文化・伝統を後世に伝える(伝承)
3. 定住人口及び交流人口を増やす(産業振興、観光振興)
4. 新しい松江を創造し発展させる(まちづくり、ひとづくり)
5. 全国的知名度を向上させる(知名度向上)

### 目標

1. すべての市民が松江の歴史や良さを知る
2. 観光入り込み客数 1000 万人以上をめざす

## 主な実施予定事業

### 祝賀・記念事業

- 【オープニング&エンディングセレモニー】
- 【開府 400 年記念式典】、【友好都市等との文化交流事業】

### 伝承・顕彰事業

- 【歴史資料館開館記念事業】、【堀尾公特別展の開催】、【松江城保存功労者顕彰事業】
- 【鑿行列保存会 50 周年記念祭】、【お城サミット】、【郷土伝統芸能祭】
- 【小泉八雲ゆかりの地との交流事業】、【新小泉八雲賞の創設】、【記念誌等編纂事業】

### 産業振興・観光振興事業

- 【松江開府大博覧会】、【北前船の旅と寄港地の再現事業】、【世界の茶文化サミット】
- 【神社仏閣境内奉納コンサート】、【Ruby を活用した情報発信事業】

### まちづくり・ひとづくり事業

- 【松江開府博】、【きもの都（まち）プロジェクト】、【わがまち松江の魅力再発見事業】
- 【生徒・学生がみた松江の歴史事業】、【「光のページェント」松江新光絵巻】
- 【ペエスケ&ギャートルズフェスタ】、【新芸能創設事業】、【市民支援事業】

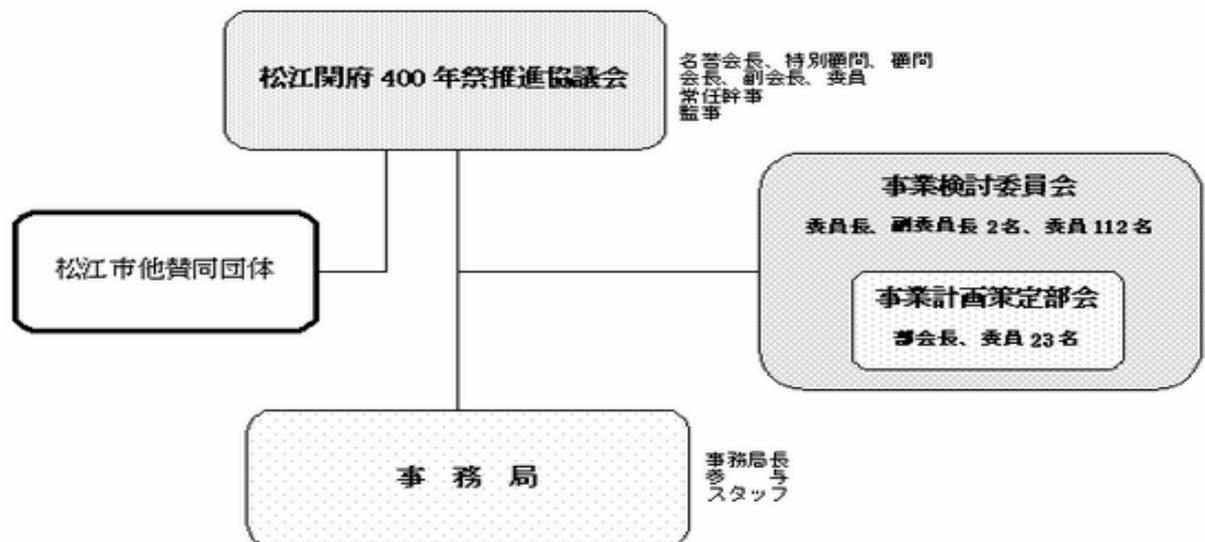
### 知名度向上・PR 事業

- 【誘客プロモーション事業】、【全国民謡サミット】、【松江藩ゆかりの江戸の地巡り事業】

## 事業資金

市民、企業、各種団体、行政等からの寄付金、負担金他を充てる

## 推進組織及び体制



## 第3節 財政推計

本計画の実現性を確保するため、平成 18 年度(2006 年度)に策定した財政状況を反映した財政推計の「中期財政見通し」と整合を図りました。

しかし、地方自治制度の改正や、経済変動等も予想されることから、今後の社会情勢の変化に伴い見直しを行う必要があります。

「財政推計の積算にあたって」

平成 19 年度(2007 年度)以降の名目経済成長率は、島根県の推計値を参考に、1.5%で推計しています。

地方財政状況については、現行の地方財政制度を前提に推計しました。

平成 23 年度(2011 年度)以降については、不確定要素が多いことから推計していません。

### 歳入

地方税をはじめとする自主財源と、国県支出金などの依存財源は、約 4:6 の比率となっています。歳入総額は、山陰地方の経済情勢の大きな好転は難しいと予想されることから、大幅な増収は見込めず、法人市民税法人割は 1.5%の伸びで推計しました。その他の歳入については、それぞれの項目ごとに推計しました。

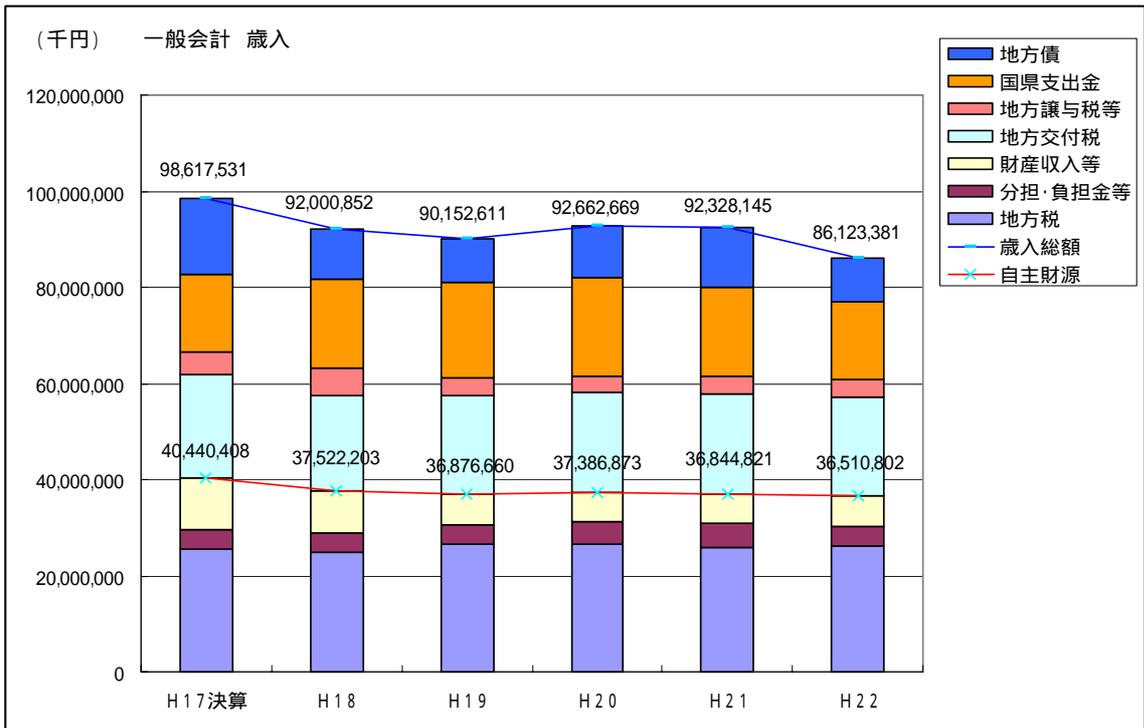
特に、地方債の発行額は、普通建設事業を優先順位を明らかにして見直し、基本的に地方債償還額を上回ることをないように抑制しています。

その結果、歳入総額は平成 17 年度(2005 年度)をピークに減少傾向に転じ、平成 22 年度(2010 年度)は、総額で 860 億円余りとなり、平成 17 年度(2005 年度)決算見込み額と比較して、12.7%としています。

### 歳出

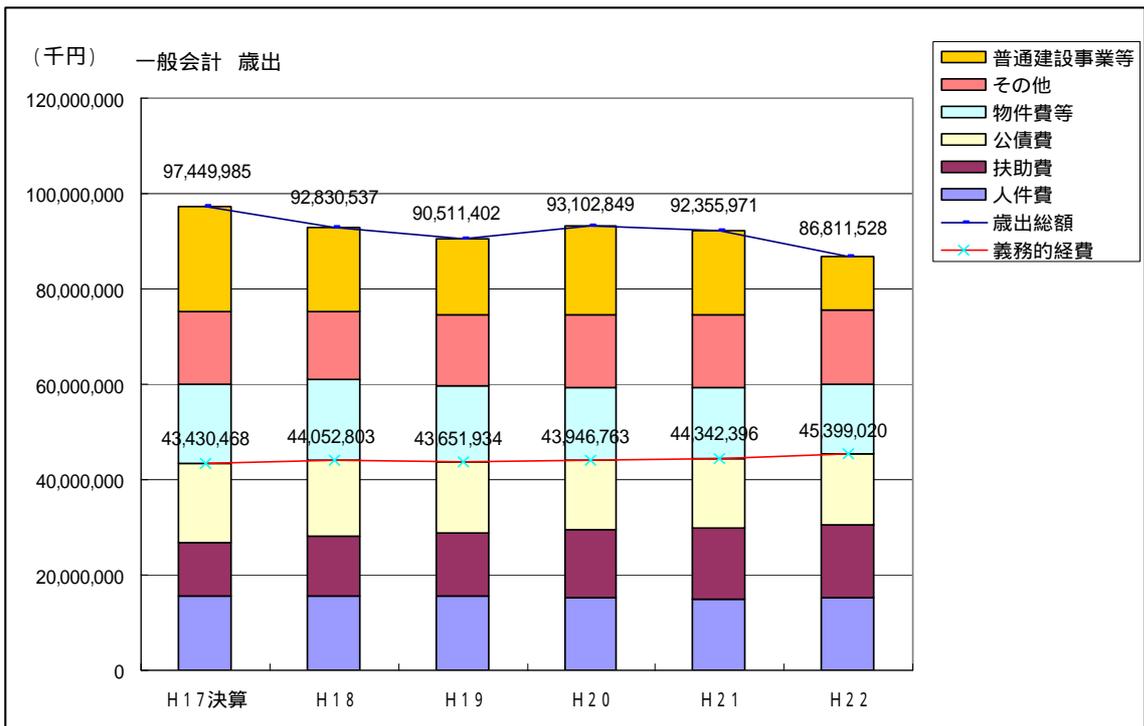
財政の健全化、持続可能な財政運営をめざすため、経常経費・補助金等の削減、普通建設事業の重点化などにより、歳出の抑制を行いました。

また、実質公債費比率の数値を改善し、将来の財政負担を軽減するため、地方債の繰り上げ償還を計画的に実施しました。その結果、決算見込では、形式収支が赤字となりますので、基金を取り崩すこととしています。今後とも厳しい財政状況が続くと予想されますので、施策の優先順位を定めて、計画的に事業を実施していかなければなりません。



**地方譲与税等**：地方譲与税・交付金 **財産収入等**：財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、繰越金

**分担・負担金等**：分担金及び負担金、使用料・手数料



**普通建設事業等**：普通建設事業、災害復旧事業 **物件費等**：物件費、維持補修費、補助費等

**その他**：積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金

総括表	H17決算	H18	H19	H20	H21	H22
形式収支	1,167,546	829,685	358,791	440,180	27,826	688,147
基金残高	5,789,701	4,973,377	4,614,586	4,174,406	4,146,580	3,458,433

## 用語解説

- 名目経済成長率：日本の経済活動の規模を示す国内総生産（GDP）の名目の伸び率
- 自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源。具体的には地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、繰入金、諸収入がある
- 依存財源：国・県の意味により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。具体的には、地方交付税、国・県支出金、地方譲与税、地方債などがある。
- 普通建設事業：道路・橋りょう・河川等の公共土木関係施設、消防施設、学校等文教施設、治山治水施設、農林水産施設、公営住宅・公民館・市民会館等の公共用施設等の新設、増設、改良事業及び不動産取得等の支出の交換が資産形成に向けられるもの。
- 経常経費：年々持続して固定的に支出される経費。人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費等及び公債費
- 補助費等：地方自治体の決算統計上で、人件費・物件費などの性質別分析するときの項目の一つ。補助費等の項目に該当する支出事項は、その支出の目的・根拠・対象等によって多種多様である。歳出節で主なものは、報償費、負担金・補助及び交付金、補償・補填及び賠償金などがある。
- 実質公債費比率：地方債制度が協議制度に移行したことに伴い導入された指標。起債制限比率に反映されない公営企業（特別会計含む）の公債費への一般会計からの繰出金、PFIや一部事務組合の公債費の負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入したもの。指数により一般単独事業債等の発行制限がある。
- 18%以上 許可制度による地方債発行となる
- 25%以上 一般単独事業債等の地方債発行が制限される
- 形式収支：地方公共団体の普通会計における歳入歳出決算の収支結果の表示の仕方の一つであり、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた歳入歳出差し引き額。
- 義務的経費：地方公共団体の支出のうち、支出が義務付けられ任意に節減できない経費。人件費・扶助費・公債費で構成される。この経費の割合が大きくなれば、財政構造の弾力性（自由度）が失われることとなる。



# 資料編

# 第1章 豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる

## 第1節 自然をまもり共生する

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
自然環境の保全・活用	宍道湖の水質（COD）	mg/l	平成17年 4.9	平成23年 4.5	宍道湖の環境基準点5地点のCOD（75%値）の最高値	31
	中海の水質（COD）	mg/l	平成17年 5.3	平成23年 4.6	中海の環境基準点12地点のCOD（75%値）の最高値	31
	堀川の水質（BOD）	mg/l	平成18年 2.4	平成23年 2.0	堀川の水質測定地点5地点のBOD（75%値）の最高値	31
循環型社会の構築	清掃活動への参加者数	人	平成17年 15,000	平成23年 30,000	各地区、団体での清掃活動の参加者数	32
	不法投棄の回収量	kg	平成17年 26,765	平成23年 20,000	市内に不法投棄されたものを市によって回収した量	32
	ごみの排出量	t	平成17年 74,840	平成23年 70,600	家庭・事業所から排出されるごみ（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）の総量	33
	エコショップ認定店数	店舗	平成18年 66	平成23年 80	リサイクルやごみの減量などを積極的に取り組んでいるエコショップ認定店舗 *対象となる店舗の数:2214店舗(H18年6月1日現在)	33
	マイバッグ運動の実施事業所数	店舗	平成18年 56	平成23年 80	買物袋を持参するマイバッグ運動を実施し、レジ袋削減に協力している店舗 *対象となる店舗の数:2214店舗(H18年6月1日現在)	33
	資源ごみの回収量	t	平成17年 14,825	平成23年 15,900	ごみ集積所およびリサイクルステーションに搬入された資源ごみの総量	33
地球環境の保全	二酸化炭素排出量	t-CO2	平成17年 1,279,616	平成23年 1,248,000	市内全体の年間の二酸化炭素排出量（平成17年から平成26年の10年間で排出量を6%削減するための中間の目標）	35
	エコライフチャレンジしまねへの参加世帯数	世帯	平成18年 647	平成23年 5,000	エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）に取り組んでいる年間の世帯数 *市内全世帯数:75,765世帯（H19年3月末現在）	35
	学校版エコライフチャレンジしまね参加校数	校	平成18年 8	平成23年 53	学校版エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）に取り組んでいる年間の学校数 *市内の小中学校数:53校（H19年4月1日現在）	35
	しまねグリーン製品認定制度の認定製品数	品	平成17年 4	平成23年 10	島根県が認定する「しまねグリーン製品」の年間の認定数	36
	学校給食での地場産品利用割合	%	平成18年 40	平成23年 45	学校給食に使用する地場産品の年間の利用率	36
市民参加	まつえ環境市民会議への参加団体数	団体	平成18年 15	平成23年 30	まつえ環境市民会議に加盟する団体数	37
	啓発施設の利用者数（くりんぴーす）	人	平成17年 8,203	平成23年 12,000	川向リサイクルプラザくりんぴーすの施設見学、体験教室に訪れる年間の入場者数	37
	こどもエコクラブ参加団体数	団体	平成18年 5	平成23年 20	島根県が認定する「こどもエコクラブ」に参加する年間の学校数 *市内の小中学校数:35校（H19年4月1日現在）	38

## 第2節 風格があり、美しい都市をつくる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
景観形成	景観計画重点区域指定数	件	平成18年 2	平成23年 6	景観に関する緩やかな規制を行っていく地域（=景観計画重点区域）の指定数（全市域対象）	40
	伝統美観修景事業補助件数	件	平成18年 1	平成23年 2	伝統美観地区で修景事業を行う者に対する補助金交付件数（年間）	40
公園緑地の整備	一人あたりの都市公園面積	㎡	平成17年 12.42	平成23年 13.30	都市計画区域内の都市公園 一人当たりの面積	41
			平成17年 12,351	平成23年 13,000		
	街路樹植栽延長	m	平成17年 12,351	平成23年 13,000	街路樹の植栽延長	42
	緑地面積（都市計画区域）	ha	平成17年 1,394	平成23年 1,480	公共施設緑地及び民有緑地の緑地面積	42

## 第2章 歴史と文化を大切に、豊かな心を育むまちをつくる

### 第1節 教育環境が整う

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
教育内容の充実	小中一貫教育体制	中学校区	平成18年 0	平成23年 15	中学校区毎の小中の一貫教育・連携教育の実施数 *市立中学校区数:15校区 (H19年4月1日現在)	44
教育環境の整備・充実	小・中学校への学校図書館司書配置	校	平成18年 6	平成23年 33	小・中学校への学校図書館司書配置数 *市立小中学校数:48校 (H19年5月1日現在)	47
	学校施設の耐震化率	%	平成18年 44.1	平成23年 73	小・中・高等学校の全棟数に対する耐震性の有る棟数の割合 *施設の棟数:186棟 (H19年4月1日現在)	47
	地域食育推進組織数	箇所	平成18年 2	平成23年 10	学校・家庭・地域（生産加工者等）行政が連携して、児童・生徒に対し食育の企画・実践をする組織 *全地域をカバーするために必要な組織数:10	47

### 第2節 豊かな心を育む

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
生涯学習の推進と青少年の育成	市民大学受講者数	人	平成18年 394	平成23年 500	市民大学の受講者数	49
	蔵書冊数	冊	平成17年 293,272	平成23年 333,000	市立図書館における蔵書数	49
	放課後子どもプラン実施箇所	箇所	平成18年 0	平成23年 33	実施箇所数（小学校数）	49
人権施策の推進	人権侵害を受けた経験	%	平成18年 25.7	平成23年 20	「経験があると回答した者の数÷回答者総数×100」 人権に関する市民意識調査より	51
	研修会等への参加経験	%	平成18年 38.6	平成23年 50	「参加したことがあると回答した者の合計÷回答者総数×100」 人権に関する市民意識調査より	51
	結婚の際の身元調査について、なくしていかなければならないと思う人の割合	%	平成18年 37.6	平成23年 50	「なくしていかなければならないと回答した者の合計÷回答者総数×100」 人権に関する市民意識調査より	51

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
国際交流の推進	国際交流事業参加者数	人	平成18年	平成23年	友好都市交流事業、訪問団相互派遣、市民交流等に参画した市民の数(年間)	54
			3,000	5,000		
	国際交流員の国際理解事業参加者数	人	平成18年	平成23年	国際交流員等が行う、国際理解事業に参画した市民の数(年間)	54
			3,000	3,500		
在住外国人数	人	平成18年	平成23年	外国人登録者数	54	
		1,294	1,350			
外国人観光客数	人	平成17年	平成23年	1年間に、本市を訪れる外国人観光客の人数。(県観光客動態調査の外国人観光客数)	54	
		63,829	80,000			
文化の振興	指定文化財件数	件	平成18年	平成23年	市内に所在する国・県・市指定文化財の総数	56
			234	244		
	歴史系資料館の数	箇所	平成18年	平成23年	市内に所在する市立の歴史系資料館の総数	56
			6	7		
	登録有形文化財件数	件	平成18年	平成23年	市内に所在する登録有形文化財の総数	56
			6	20		
	市民美術展公募出品数	点	平成18年	平成23年	市民美術展に出品された作品数	57
228			300			
文化団体イベント実施回数	回	平成18年	平成23年	文化協会加盟団体が実施する年間のイベント数	57	
		32	35			
文化協会加盟団体の会員数	人	平成18年	平成23年	文化協会に加盟する団体の構成人数	57	
		8,728	10,000			
伝統文化子ども教室への取り組みグループ数	団体	平成18年	平成23年	財団法人伝統文化活性化国民協会に申請した団体数	57	
		7	20			
スポーツの振興	スポーツ少年団加盟団体数	団体	平成18年	平成23年	スポーツ少年団加盟団の年間加盟数	59
			28	35		
施設利用者数	人	平成18年	平成23年	社会体育施設の年間利用者数	59	
		844,369	900,000			

### 第3章 安心して安全に生活できるまちをつくる

#### 第1節 災害につよく安心できる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
河川・水辺の整備・保全	浸水面積	ha	平成18年	平成23年	災害時の市街地浸水面積	61
			192.8	41.3		
	床上浸水戸数	戸	平成18年	平成23年	災害時の市街地床上浸水戸数	61
173			0			
床下浸水戸数	戸	平成18年	平成23年	災害時の市街地床下浸水戸数	61	
		1,034	419			
危機管理体制の充実	自主防災組織結成率	%	平成18年度	平成23年度	各地域で結成された自主防災組織	63
			27.3	40		
防災訓練実施回数(地区主催含む)	回	平成18年度	平成23年度	1年間に松江市主催、各地域主催等で実施した防災訓練回数	63	
		5	15			

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
危機管理体制の充実	住民説明会実施回数	回	平成18年度	平成23年度	1年間に自主防災組織結成時、結成後の活動について行った説明会回数	63
			8	15		
	研修会・講習会実施回数	回	平成18年度	平成23年度	1年間に松江市、各地域主催等で実施した防災研修・講習会回数	63
			28	30		
原子力安全・保安院への派遣者数（累計）	人	平成18年	平成23年	国への市職員の派遣人数	63	
		1	3			
国民保護訓練への住民参加数	人	平成18年	平成23年	1年間の国民保護訓練の参加人数	64	
		-	8,000			
消防・救急体制の充実	救急救命士数（累計）	人	平成17年	平成23年	養成した救急救命士の人数	65
			25	38		
	火災・その他の災害出動件数	件	平成17年	平成23年	1年間の火災・その他の災害出動件数	65
			718	600		
	住宅用火災警報器の設置進捗率	%	平成17年	平成23年	消防法により、住宅への設置が義務化された住宅用火災警報器の設置進捗率 設置済戸数÷要設置戸数 *要設置戸数:57,000戸(H17年10月1日現在)	65
			0	100		
	市街地及び準市街地における防火水槽、消火栓の充足率	%	平成18年	平成23年	消防水利の現有数÷基準数	65
64			65			
普通救命講習、応急手当講習等の実施回数 参加者数	回 人	平成17年	平成23年	1年間の普通救命講習、応急手当講習等の実施回数及び参加人員	66	
		208 7,365	300 10,000			
AED（自動体外式除細動器）の設置箇所数	箇所	平成18年	平成23年	施設等のAEDの設置箇所数	66	
		60	100			

## 第2節 安心して安全に生活できる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
防犯対策の充実	防犯協会、地域安全推進員の活動回数	回	平成17年	平成23年	松江地区防犯協会、地域安全推進員の防犯活動回数。地域安全推進員とは、松江地区防犯協会の活動母体として設置されたもので、地域住民の自主的な地域安全活動を推進する地域のボランティアリーダー。	67
			269	300		
交通安全対策の充実	交通事故発生件数	件	平成18年	平成23年	松江市内における年間の人身交通事故発生件数	69
			768	650以下		
	交通事故死者数	人	平成18年	平成23年	松江市内における年間の交通事故死者数	69
			5	5以下		
	交通安全施設整備率（要望に対する整備率）	%	平成18年	平成23年	各地区から提出された交通安全施設整備要望に対する、整備率 *交通安全施設整備要望数:372箇所（H19年3月31日現在）	69
			78.0	80		
	幼児、児童、生徒の交通事故発生件数	件	平成17年	平成23年	1年間に発生した中学生以下の人身交通事故件数	70
37			20			
高齢者の交通事故発生件数	件	平成17年	平成23年	1年間に発生した65歳以上の高齢者の人身交通事故件数	70	
		182	130			
意識啓発活動実施回数	回	平成17年度	平成23年度	各種交通安全啓発活動（街頭活動、行事、研修会等）の1年間の実施回数	70	
		29	35			

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
交通安全対策の充実	交通指導員街頭指導回数	回	平成17年度	平成23年度	全交通指導員の年間延べ街頭指導回数	70
			8,293	10,000		
	交通安全教室開催回数	回	平成17年度	平成23年度	1年間に松江市交通安全地区教育指導員、各地区交通安全対策協議会が行う交通安全教室の開催回数	70
	交通安全モデル事業所指定数(累計)	事業所	平成18年度	平成23年度	交通安全意識の高揚等交通安全に協力いただくため、松江市が指定した交通安全モデル事業所(指定期間3年)の累計事業所数	70
消費生活の向上	消費生活問題出前講座の実施回数	回	平成18年	平成23年	悪質商法対策等に関する出前講座の開催回数	71
			28	30		
市民相談体制の充実	支所での出前相談の実施回数	回	平成18年	平成23年	支所でのくらしの相談(相続、近隣問題、結婚離婚など)の実施回数	73
			0	14		

## 第4章 癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる

### 第1節 安心して子育てできる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
子育て支援・児童福祉	子育て支援センター及び各サテライトの利用状況	人	平成17年	平成23年	子育て支援センター及び各サテライトの1年間の利用者数 ( )内：子育て支援センター	75
			77,768 (31,775)	82,000 (35,000)		
	訪問型子育てサポート事業利用状況	件	平成18年	平成23年	訪問型子育てサポート事業の1年間の利用者数	75
			611	650		
	ファミリーサポートセンター利用状況	件	平成17年	平成23年	ファミリーサポートセンター事業の1年間の利用件数	75
		2,876	3,000			
保育所待機児童数	人	平成18年	平成23年	該当年度4月1日現在の待機児童数 *市内認定保育所の定員：4,990人(H19年4月1日現在)	75	
		43	0			
特別保育事業(一時保育)実施保育所数	箇所	平成18年	平成23年	一時保育事業を実施している保育所数 *市内の保育所の数：50(H19年4月1日現在)	75	
		31	38			

### 第2節 温もりある福祉でいきいき暮らせる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
地域福祉の推進	なごやか寄り合い事業会場数	会場	平成18年	平成23年	なごやか寄り合い事業：高齢者の生きがいづくり、交流の場づくりを推進する介護予防事業	78
			150	229		
	地区地域福祉活動計画の作成地区数	地区	平成18年	平成23年	地区地域福祉活動計画を作成済みの地区の数 現在、旧松江市21地区で作成済み *全地区数：28地区	78
		21	28			
高齢者福祉の充実	老人クラブ加入者数	人	平成18年	平成23年	老人クラブに加入している高齢者数 *高齢者の人数：44,787人(H19年4月1日現在)	80
			13,989	15,130		
	シルバー人材センター加入者数	人	平成18年	平成23年	シルバー人材センターに加入している高齢者数 *高齢者の人数：44,787人(H19年4月1日現在)	80
			968	1,730		
	要介護認定者率	%	平成18年	平成23年	要介護認定を受けた人の割合	80
			18.9	19.9		

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
高齢者福祉の充実	地域支援事業の予防効果	%	平成18年 12	平成23年 20	地域支援事業によりハイリスク高齢者が要支援状態へ移行することを抑制する率	80
	新予防給付事業の予防効果	%	平成18年 6	平成23年 10	新予防給付事業により要支援1・2の高齢者が要介護1以上へ移行することを抑制する率	80
	地域密着型サービス事業所の整備状況	事業所	平成18年 36	平成23年 H20年度に策定する第4期事業計画において設定	地域密着型サービス事業所の整備数	80
障害者（児）福祉の充実	就労継続支援実利用者 就労A 就労B	人	平成18年 5 36	平成23年 110 300	障害者就労を促す施設の1月あたりの利用者数	82
	グループホーム利用実数 （ケアホームを含む）	人	平成18年 89	平成23年 200	グループホーム・ケアホームの1か月あたりの利用実数	83
	地域活動支援センター数	箇所	平成18年 12	平成23年 8	共同作業所から地域活動支援センターへの移行数（平成18年の12箇所は、共同作業所数）	83
	コミュニケーション支援利用者数	人	平成18年 183	平成23年 190	聴覚障害者など意思伝達を手話によらなければならない障害者へ利便を図るコミュニケーション支援の1月あたりの利用者数	83
社会保障の充実	口座振替の割合	%	平成17年 63.9	平成23年 70	国民健康保険料口座振替	85
	生活保護自立件数	人	平成18年 30	平成23年 45	1年間に就労により収入を得て自立する被保護者数 *被保護者数:1,708人（H19年5月1日現在）	85

### 第3節 健康に生活できる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
健康づくり	1歳6か月児健診受診率	%	平成18年 92.1	平成23年 98	該当年度の健診対象児のうち1歳6か月健診を受けた児の割合	87
	3歳児の虫歯罹患率	%	平成17年 27.4	平成23年 20	3歳児健診受診者のうち虫歯（う歯）に罹っている児の割合	87
	基本健診査受診率	%	平成18年 36.0	平成23年 50	20歳以上の市民で、国保及び職場で健診がないと思われる人（通知対象）の内受診した人の割合	87
	肺がん検診の受診率	%	平成18年 12.7	平成23年 40	肺がん検診の受診者	87
	基本健診結果における糖尿病要指導者の割合	%	平成17年 28.3	平成23年 25	基本健康診査受診者のうち糖尿病で、生活上の注意が必要と判定された人	87
	ヘルスボランティアの数	人	平成18年 321	平成23年 430	高齢者体操普及ボランティア・食生活改善推進員の総数	87
	適切な食事内容・量を摂っている人	%	平成18年 77.1	平成23年 80	健康まつえ21計画策定のための市民アンケート（H18実施・1700人の分析結果）	87
	30分以上の運動を週1回実施している人の割合	%	平成18年 35.6	平成23年 40	健康まつえ21計画策定のための市民アンケート（H18実施・1700人の分析結果）	87
	高齢者インフルエンザ接種率	%	平成18年 53.3	平成23年 60	対象者（原則 65歳以上）に占める接種者の割合	88
	B C G 予防接種率	%	平成18年 95.9	平成23年 100	対象者（原則 生後6月未満）に占める接種者の割合	88

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
医療体制の充実	かかりつけ医をもつ市民の割合（松江医療圏）	%	平成15年 65	平成23年 80	身近で、治療に限らず健康相談、生活指導など気軽に相談できる医師をもつ人の割合	90
	診療所数	施設	平成18年 303	平成23年 303	診療所（入院施設がない、医療施設）数	90
	病院数	施設	平成18年 15	平成23年 15	病院（入院施設がある、医療施設）数	90
	救急告示病院数（松江医療圏）	施設	平成18年 6	平成23年 6	救急医療が行え、県が告示した病院数	90
	小児科医師数（松江市内）	人	平成18年 57	平成23年 57	市内の小児科専門医師	90
	紹介率（開業医師が紹介する患者の割合）	%	平成17年 31.3	平成23年 35	開業医師から紹介される患者の割合	90
	福祉医療受給者数	人	平成18年 7,453	平成23年 8,200	新規資格取得者数＋資格更新者数－資格喪失（消滅）者数	90
	乳幼児等医療受給者数	人	平成18年 11,600	平成23年 12,000	乳幼児等医療費受給資格証の対象者（0歳～就学前）数	90

## 第5章 活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる

### 第1節 活力ある産業で躍動する

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
農業の振興	担い手数（認定農業者・集落営農組織）	経営体	平成18年 136	平成23年 190	認定農業者数と集落営農組織数の合算	93
	認定農業者数	人	平成18年 104	平成23年 139	農業経営計画を市が基本構想に照らして認定する件数	93
	新規就農者数	人	平成17年 19	平成23年 113	学卒就農、離職就農などの新規就農者数	93
	集落営農組織数	団体	平成18年 32	平成23年 51	地域の農業を共同で経営する集落営農組合等の組織数	93
	農業産出額	百万円	平成17年 5,400	平成23年 5,500	1年間の個別農産物の産出額と個別加工農産物の産出額の合計額	93
	そば作付面積	h a	平成17年 70	平成23年 100	そばの作付け面積	93
	ぼたん生産量	万本	平成17年 180	平成23年 200	ぼたん苗生産本数	93
	農道延長	k m	平成17年 95	平成23年 107	農道の開設延長	94
	ほ場整備実施状況	h a	平成17年 2,010	平成23年 2,123	農地（田・畑）のほ場整備面積	94

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
農業の振興	農地・水・環境保全向上対策事業対象農用地	ha	平成18年 594	平成23年 800	各活動組織から要望のあった面積の累計	94
	担い手農地集積率	%	平成17年 19.8	平成23年 33	農用地面積に対する認定農業者、集落営農組織等の担い手の農業経営面積の割合	94
	有害鳥獣による農作物被害額	万円	平成17年 287.9	平成23年 100	有害鳥獣による1年間の農作物被害額	94
林業の振興	森林組合関連従事者数	人	平成18年 48	平成23年 50	松江八束森林組合の業務に関連して年間に林業に従事した者の数	96
	森林整備保育面積	ha	平成18年 132	平成23年 150	事業主体を問わず市内で年間に保育管理等がなされた森林の面積 *市内の人工林面積:7,470ha (H18年3月末現在)	97
	林道延長	km	平成17年 120	平成23年 137	林道の開設延長	97
	林道舗装率	%	平成17年 61	平成23年 69	林道舗装延長 ÷ 林道延長 × 100	97
水産業の振興	漁港の整備箇所数	箇所	平成17年 10	平成23年 18	整備完了漁港箇所数 *市内漁港数:18 (H19年3月末現在)	99
	海面漁業漁獲量	t	平成17年 7,600	平成23年 10,000	海面漁業の漁獲量	99
	海面漁業漁獲販売額	万円	平成17年 352,700	平成23年 450,000	海面漁業の漁獲販売額	99
	漁業就業者数	人	平成15年 1,092	平成23年 800	漁業就業者数	99
	アワビ生産量	t	平成17年 0.6	平成23年 3.4	養殖アワビの生産量	99
	内水面漁業漁獲量	t	平成16年 7,833	平成23年 7,900	内水面漁業の漁獲量	100
	内水面漁業漁獲販売額	万円	平成16年 337,700	平成23年 370,000	内水面漁業の漁獲販売額	100
工業の振興	地域団体商標出願件数	件	平成18年 0	平成23年 3	ブランド力強化の取り組み状況	102
	創業支援件数	件	平成17年 8	平成23年 15	創業起業の状況	102
	製造品出荷額 (工業統計)	百万円	平成17年 87,961	平成23年 92,000	製造業の全体状況	102
	湖南テクノパーク分譲率	%	平成18年 72.55	平成23年 100	全体の分譲面積(100%)に対する分譲済面積の割合 *全体面積:65,753㎡	102
	朝日ヒルズ工業団地分譲率	%	平成18年 39.54	平成23年 70	全体の分譲面積(100%)に対する分譲済面積の割合 *全体面積:71,237㎡	102

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
商業の振興	小売業の年間商品販売額	百万円	平成16年	平成24年	小売業の状況	105
			225,178	220,000		
	商業集積地の年間商品販売額（小売業）	百万円	平成16年	平成24年	商業集積地の年間商品販売額	105
			110,856	109,000		
	中心商店街(8カ所)における空き店舗数	店舗事業所	平成17年	平成23年	中心商店街の事業所数（下段）と空き店舗数（上段）	105
			26 342	16 320		
	空き店舗率	%	平成17年	平成23年	中心商店街の空き店舗数÷事業所数	105
			7.6	5		
	中心商店街の商店数	店	平成16年	平成24年	商業集積地のうち、中心商店街の状況	105
			378	360		
	中心商店街の従業者数	人	平成16年	平成24年	同上	105
1,680			1,650			
中心商店街の小売年間商品販売額	百万円	平成16年	平成24年	同上	105	
		27,633	27,000			
商店数(小売業)	事業所	平成16年	平成24年	小売業の商店数	105	
		2,214	2,100			
従業者数(小売業)	人	平成16年	平成24年	小売業の従業者数	105	
		13,065	12,800			
中心市街地空き店舗出店者の営業率	%	平成17年	平成23年	空き店舗への出店者の営業継続状況 *空き店舗への出店数累計:52店舗（H18年12月31日現在）	105	
		58.0	63			
雇用環境の整備	高卒県内就職決定者数（松江管内）	人	平成18年	平成23年	高校生の就職状況 *市内高校卒業者数:2,283人（H19年度学校基本調査）	107
			344	380		
（財）島根県東部勤労者共済会加入会員数（うち松江市）	人	平成18年	平成23年	中小企業勤労者の福利厚生事業の状況	107	
		17,629 (9,569)	24,000 (11,000)			

## 第2節 観光都市の魅力を高める

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
観光の振興	観光入込客数	万人	平成17年	平成23年	松江市を訪れた人の数（観光施設等の延べ入場者数）	109
			808	1,000		
	ボランティアガイド活動実績	件人	平成17年	平成23年	ボランティアガイドが観光客の要望に対し、ガイドを行った件数と人数	110
			599 6,447	650 7,150		
宿泊施設・観光施設による外国人観光客数	人	平成17年	平成23年	松江市を訪れた外国人観光客の人数	111	
		63,829	80,000			
松江市内宿泊客数	万人	平成17年	平成23年	松江市内の旅館・ホテル等の宿泊者数	111	
		186	200			

## 第6章 快適で交流が盛んな都市をつくる

### 第1節 人・物・情報が交流する

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
道路網の整備	市道延長	km	平成18年 2,078	平成23年 2,125	市道の実延長	114
	市道の規格改良率	%	平成18年 51.6	平成23年 55	道路構造令の規格に適合する市道延長の割合	114
	市道の舗装率	%	平成18年 73.3	平成23年 75	舗装済み市道延長の割合	114
	歩道設置道路延長	km	平成18年 150	平成23年 177	歩道が設置されている市道の延長	114
交通体系の整備	バスへの満足度	%	平成17年 54	平成23年 60	市内バス路線に対する市民の満足度。アンケート調査により把握する。	118
	路線バス・コミュニティバスの利用者数	万人	平成17年 520	平成23年 660	松江市内を運行する路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	118
	東京便の便数 (出雲空港)	便/日	平成17年 5	平成23年 6	出雲空港発着の東京便の1日当たりの便数(往復)	118
	東京便の便数 (米子空港)	便/日	平成17年 5	平成23年 6	米子空港発着の東京便の1日当たりの便数(往復)	118
市街地の整備	中心市街地内の人口	人	平成17年 15,381	平成24年 15,600	中心市街地内の人口増加数	119
	中心市街地の年間商品販売額	万円	平成16年 4,437,900	平成24年 4,440,000	中心市街地内の年間商品販売額	119
	中心市街地の観光入込み客数	万人	平成17年 332.2	平成24年 390	中心市街地内の観光入込み客数	119
	拠点地区整備数	地区	平成18年 0	平成23年 2	拠点地区整備環境数	120
港湾の整備	港湾の整備箇所数	箇所	平成17年 3	平成23年 4	港湾整備実施箇所数 *港湾数：27( H19年3月31日現在 )	121
情報環境の整備	ケーブルテレビ世帯カバー率	%	平成17年 84	平成23年 100	ケーブルテレビ網の整備が、全市のどこまでカバーしているか世帯数率で表したものの	122
	ブロードバンド世帯カバー率	%	平成17年 92	平成23年 100	A D S L、光ファイバ、ケーブルインターネットサービスが利用できる世帯数率	122
	ケーブルテレビ加入者数	件	平成17年 33,550	平成23年 50,000	ケーブルテレビ(山陰ケーブルビジョン、鹿島ケーブルテレビ)の加入件数	122
	携帯電話不感地区世帯数率	%	平成17年 0.9	平成23年 0	携帯電話不感地区の世帯数の割合	122

## 第2節 快適な都市空間をつくる

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
住宅等の整備	住宅に住む一般世帯に対する持ち家率	%	平成17年 61.3	平成23年 63	住宅に住む一般世帯のうち、借家や間借りを除く持ち家の率	125
	老朽市営住宅改善戸数(累計)	戸	平成18年 267	平成23年 346	昭和45年以前に建設された簡易耐火平屋建及び簡易耐火2階建住宅の立替戸数(平成5年以降の累計)	125
	安心ハウス(高齢者向け優良賃貸住宅)供給戸数	戸	平成18年 51	平成23年 240	高齢者向け優良賃貸住宅供給戸数	125
上水道の整備	水道整備率(全市内)	%	平成17年 99.76	平成23年 100	行政区域内人口に対し水道及び井戸等が整備されている人口の割合 *行政区域内人口:194,395人(H18年3月31日現在)	127
	水道整備率(上水道給水区域内)	%	平成17年 99.83	平成23年 100	上水道給水区域内人口に対し水道及び井戸等が整備されている人口の割合 *上水道給水区域内人口:161,037人(H18年3月31日現在)	127
	耐震化率	%	平成17年 25.07	平成23年 32	水道管口径 75mm以上の埋設管延長に対し耐震化された水道管延長の割合 *水道管口径 75mm以上の埋設管延長 638,444m(H18年3月31日現在)	127
	水道整備率(簡易水道給水区域内)	%	平成17年 99.41	平成23年 100	簡易水道給水区域内人口に対し水道及び井戸等が整備されている人口の割合 *簡易水道給水区域内人口:33,358人(H18年3月31日現在)	128
下水道の整備	普及率	%	平成18年 91.7	平成23年 100	汚水処理施設を利用できる人口/行政人口*100(年度末) (汚水処理施設:公共下水道、集落排水施設、公設浄化槽等)	129
	普及率(うち公共下水道)	%	平成18年 70.2	平成23年 79.2	公共下水道を利用できる人口/行政人口*100(年度末)	130
	普及率(うち集落排水施設)	%	平成18年 15.9	平成23年 16.6	集落排水施設を利用できる人口/行政人口*100(年度末)	130
	普及率(うち公設浄化槽等)	%	平成18年 5.6	平成23年 4.2	公設浄化槽等を利用できる人口/行政人口*100(年度末)	130
墓地・斎場の整備	松江市霊苑空き墓所の販売数	基	平成18年 52	平成23年 300	年次的に無縁墓所等の撤去を行い、新規区画として販売した墓所数(累計) *市内販売可能な墓所数:450基(H18年3月31日現在)	131
	松江市公園墓地の築造墓数	基	平成18年 4,055	平成23年 4,518	松江市公園墓地の墓所築造基数 *公園墓地事業認可区域内築造基数:6,297基(H19年3月7日現在)	131

## 第7章 とともに手をたずさえてすすめるまちづくり

### 第1節 協働ですすめるまちづくり

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
市民と行政の協働	市民参加の取り組み件数	件	平成17年	平成23年	市で行っている事業の内、ワークショップ等により住民が参加している事業数	134
			17	30		
	協働に関する市民の理解度	%	平成18年	平成23年	協働に関する市民の理解度。アンケート調査により把握する。	134
			50	100		
	協働に関する市民の満足度	%	平成18年	平成23年	協働に関する市民の満足度。アンケート調査により把握する。	134
			20	100		
	自治会加入率	%	平成18年	平成23年	市の住民基本台帳の世帯数における加入世帯数の割合	134
			71.1	85		
	加入世帯数	世帯	平成18年	平成23年	市内の自治会加入世帯数 *全世帯数:75,765世帯(H19年5月31日現在)	134
53,619			64,000			
市民活動センター登録NPO法人数	団体	平成18年	平成23年	島根県内のNPO法人認証団体で、松江市内で活動を行っている団体のうち、市民活動センターに登録している団体数 *市内NPO法人数:46団体(H19年8月1日現在)	134	
		12	46			
市民活動センター登録ボランティア活動団体数	団体	平成18年	平成23年	市民活動センター登録団体のうち、ボランティア活動を行っている団体数	134	
		66	100			
市民活動センター登録団体数	団体	平成18年	平成23年	市内で活動している市民活動団体のうち、市民活動センターに登録している団体数	135	
		160	200			
市民活動センター施設利用者数(1階除く)	人	平成18年	平成23年	市民活動センター(施設)の年間利用者数	135	
		60,000	70,000			
男女共同参画社会の実現	市の附属機関の女性委員の割合	%	平成18年度	平成23年度	法律や条例に基づき設置された、市の審議会等における女性委員の割合	137
			20.4	35		
男女共同参画という言葉を知っている市民の割合	%	%	平成17年度	平成23年度	男女共同参画市民意識調査	137
			67.2	80		
開かれた市政の取り組み	ホームページアクセス件数	件	平成17年	平成23年	市ホームページのトップページの1年間のアクセス件数	139
			597,250	1,000,000		
	「市民の声」、「市長への手紙(メール)」受付件数	件	平成18年	平成23年	「市民の声」、「市長への手紙(メール)」の受付件数	139
			611	700		
	公共施設見学、まちかどトーク、だんだん市長室、市長と語るまちづくり参加者数	人	平成18年	平成23年	集団広聴(公共施設見学、まちかどトーク、だんだん市長室、市長と語るまちづくり)への参加者数	139
735			1,500			
審議会等会議の公開件数	件	平成17年	平成23年	公開で開催した審議会等の年間件数	139	
		245	250			
審議会等会議の傍聴者数	人	平成17年	平成23年	公開で開催した審議会等の傍聴者の年間人数	139	
		185	190			

## 第2節 健全で効率的・効果的な行財政運営

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
効率的な行政運営	行財政改革の実施による効果額	億円	平成17年 22	平成23年 35	自主財源の確保、経費削減による財政効果額。目標値はH18～H22の累計。	142
	職員数	人	平成18年 1,818	平成23年 1,613	正規職員数（企業職員を除く。）	142
	電子申請を利用できる手続きの数	件	平成17年度 26	平成23年度 100	利用できる電子申請の手続き数 *市役所で受け付ける手続きの種類：約1,200種類（H15年12月現在）	143
	電子申請等利用件数	件	平成17年度 11	平成23年度 1,000	電子申請（イベント受付）の1年間の利用件数 *年間申請件数：約72万件（H15年旧松江市）	143
財政運営	歳入歳出の決算規模	億円	平成17年 歳入 986 歳出 974	平成22年 歳入 歳出 868	歳入及び歳出予算の総額	145
	自主財源比率	%	平成17年 41.0	平成22年 42.9	自主財源は、地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に収入するもの。依存財源は国や県の意思決定に基づき収入されるもの。当該比率は自主・依存の歳入構成比率を示すもの。	145
	一般財源比率及び標準財政規模	% 千円	平成17年 63.1 47,476,406	平成22年 66.6 47,091,059	一般財源とは財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のこと。標準財政規模とは地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模のこと。一般財源比率、標準財政規模ともに比率及び数値が高い方が財政の安定度が高い。	145
	財政力指数	-	平成17年 0.564	平成22年 0.531	普通交付税算定上の基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標（3か年平均）。指数が1に近いほど財源に余裕があり、1以上は交付税不交付団体となる。	146
	経常収支比率	%	平成17年 89.5	平成22年 90.9	人件費、扶助費、公債費などの経常的経費に地方税、普通交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す指標。指標が80%を越えると財政の硬直化が進んでいるといわれている。	146
	起債制限比率	%	平成17年 16.2	平成22年 13.7	普通会計の起債発行制限の指標となる数値。当該年度の地方債元利償還金相当額を標準財政規模等で除した指標。20%以上一般単独事業債の一部発行制限。30%以上で一般事業債の発行制限となる。現在では新指標の実質公債費比率が重視される。	146
	実質公債費比率	%	平成17年 21.7	平成22年 21.2	公債費による財政負担の程度を示す指標。平成18年度から導入され、従来の起債制限比率に算入されなかった公営企業（特別会計含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等公債費類似比率を加味した数値を標準財政規模等で除した指標。指標18%以上は起債の発行に県の許可が必要。25%以上は一般事業債等の一部の発行が制限される。	146

基本施策目	目標指標名	単位	現状値	目標値	指標の説明	掲載ページ
財政運営	将来の実質的財政負担	%	平成17年	平成22年	将来の財政負担となる「地方債現在高」「債務負担行為現在高」の合計から貯金である「積立金現在高」を除いたものを分子として、標準財政規模で除した指標。150%以上が警戒ライン、250%以上は危険ラインとみなされる。	146
			323.0	298.2		
	各種基金残高 財政調整基金 減債基金 特定目的基金	億円	平成17年	平成22年	財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するために、減債基金は地方債の償還及び信用の維持のために自治法241条の規定に基づき設置される基金。特定目的基金は特定の目的のために任意に設置する基金。	146
			24 33 111	14 19 80		
市債残高	億円	平成17年	平成22年	地方債現在高と同義。	146	
		1,474	1,384			
	債務負担行為残高	億円	平成17年	平成22年	債務負担行為とは、地方自治体の単年度予算主義の例外として、翌年度以降の将来の支出を約束する行為として予算の一部とされるもの。債務負担行為残高はその年度末の残高を示す。	146
			228	135		
広域連携・他圏域との交流	宍道湖・中海沿岸自治体で構成する協議会で行う事業数	事業	平成17年	平成23年	「宍道湖沿岸自治体首長会議」および「中海圏域4市連絡協議会」の共同事業数（名義後援をのぞく）	147
			6	10		
	西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会で行う事業数	事業	平成17年	平成23年	「西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会」の共同事業数（名義後援をのぞく）	148
			4	3		

基本目標と各種計画一覧

基本目標	個別の指針・計画の名称	策定年月	開始年度	終了年度
豊かな自然をまもり、美しい都市空間をつくる	環境基本計画	H18年3月	H18	H27
	循環型社会形成推進地域計画	H19年2月	H19	H24
	一般廃棄物処理基本計画	H18年10月	H18	H28
	地球温暖化対策地域推進計画	H19年2月	H19	H28
	松江市景観計画	H19年3月	H19	なし
	屋外広告物基本計画	(H20年3月)	H20	
	松江市緑の基本計画	H19年3月	H19	H38
歴史と文化を大切に、豊かな心を育むまちをつくる	松江市学校教育プラン	H19年3月	H19	
	(仮)新・松江市子ども読書活動推進プラン	(H20年1月)	H20	H24
	今後の松江市における特別支援教育の在り方	H19年3月	H19	
	食育基本法による食育推進計画	(H20年3月)	H20	H24
	新・松江市図書館ネットワーク整備プラン	H18年11月	H18	H27
	松江市人権施策推進基本方針	H19年3月	H19	
	(仮)スポーツ振興基本計画	(H20年3月)	H20	H24
安心して安全に生活できるまちをつくる	大橋川改修に伴う大橋川周辺のまちづくりの基本計画	(H20年頃)	未定	
	地域防災計画(地震・風水害編)	H19年3月	H19	
	水防計画	H18年6月	H18	
	住宅・建築物耐震化促進計画		H17	H19
	耐震改修促進計画	(H20年3月)		
	地域防災計画(原子力編)	H19年3月	H19	
	国民保護計画	H19年3月	H19	
	消防署所再編実施後期計画	H18年3月	H18	H24
	第8次松江市交通安全計画	H19年3月	H18	H22
癒しと温もりに満ち、いきいき暮らせるまちをつくる	新松江市次世代育成支援行動計画	H17年3月	H17	H26
	松江市次世代育成支援行動計画	(H20年3月)	H19	H26
	松江市幼児教育振興アクションプログラム	(H20年3月)	H19	H22
	地域福祉計画	(H20年3月)	H19	H21
	第3期松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	H18年3月	H18	H20
	松江市障害者基本計画	H19年3月	H18	H20
	松江市障害福祉計画	H19年3月	H18	H20
	新健康まつえ21基本計画	H19年3月	H19	H22
	食育基本法による食育推進計画	(H20年3月)	H20	H24
	松江市立幼稚園・保育所(園)のあり方について	H19年3月	H19	
	松江農業振興地域整備計画	H19年7月	H19	概ね10年間

基本目標と各種計画一覧

基本目標	個別の指針・計画の名称	策定年月	開始年度	終了年度
活力ある産業と魅力ある観光で豊かな都市をつくる	松江市農業振興計画	(H20年3月)	H20	H29
	農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想	H19年5月	H18	H22
	水産振興計画	(H23年3月)	H23	H32
	松江市観光振興プログラム	H19年3月	H19	H28
	松江市歴史資料館(仮称)基本構想	H16年2月		
	松江市歴史資料館(仮称)基本計画	H17年3月	H17	
	松江開府400年祭基本計画	H19年2月	H19	H23
快適で交流が盛んな都市をつくる	松江市都市計画マスタープラン	(H19年12月)	H20	H31
	松江市中心市街地活性化基本計画	H19年3月	H19	H24
	松江市公共交通体系整備計画	H19年2月	H18	H28
	第2次松江市歩道整備計画	H16年6月	H16	H20
	松江市交通バリアフリー-基本構想	H16年2月	H16	H22
	松江市住宅マスタープラン	H19年3月	H19	H27
	松江市住宅マスタープラン実施計画	H19年4月	H19	H27
	松江しんじ湖温泉まちづくり構想(案)	H17年3月	未定	
	殿町地区再生基本構想(案)	H14年9月	未定	
	松江市光のマスタープラン	H15年3月	H15	
	まち明かり推進事業計画	H15年10月	H15	H19
	都市再生整備計画(湯町地区)	H17年3月	H17	H21
	宍道町中心市街地まちなみ整備報告(提言)	H16年3月	未定	
	国道432号沿線土地利用基本構想	H11年2月	未定	
	都市再生整備計画(玉造地区)	H19年3月	H19	H23
	都市再生整備計画(宍道地区)	H19年3月	H19	H23
	つるべ湾定住拠点形成事業計画	H13年10月	H15	H20
	松江市定住対策調査	H18年11月	H19	
	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画	H15年3月～ H17年7月	H15～ H17	H19～ H21
	第2次松江市水道事業経営戦略プラン	H19年6月	H19	H28
新全市下水道化計画	H17年3月	H17	H24	
ともに手をたずさえてすすめるまちづくり	松江市男女共同参画計画	H19年3月	H19	H28
	情報公開制度の適正運用	H17年3月	H17	
	個人情報保護制度の適正運用	H17年3月	H17	
	松江市行財政改革大綱・実施計画	H18年1月	H17	H22

## 松江市総合計画審議会設置条例

平成 17 年 3 月 31 日  
松江市条例第 20 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、松江市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、松江市総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) 学識経験を有する者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に開かれる審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成 17 年 5 月 23 日松江市条例第 389 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

松江市総合計画審議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

氏名	所属及び役職名	審議会	所属部会
安 達 慶太郎	鹿島地域協議会委員		第1部会
安 達 伸 次	松江市老人クラブ連合会会長		第3部会
安 部 廣	宍道地域協議会副会長		第3部会
荒 木 智珂子	松江商工会議所女性会会長		第3部会
池 淵 功 二	松江商工会議所副会頭		第1部会 部会長
石 田 範 子	八雲地域協議会副会長		第3部会 副部会長
伊 藤 忠 志	松江市助役(平成19年4月1日からは「松江市副市長」)		第1部会
井戸内 正	松江市社会福祉協議会会長	副会長	第3部会
江 角 牧 雄	松江市町内会・自治会連合会理事		第1部会
岡 村 義 彦	公募委員		第1部会
小 川 涉	島根地域協議会委員		第2部会
奥 野 元 子	島根女子短期大学教授		第3部会
片 寄 直 行	松江市議会議員		第3部会
門 脇 誉	公募委員		第2部会
川 井 弘 光	松江市議会議員		第1部会
神 田 理 江	NPOおやこ劇場松江センター理事長		第3部会
吉 川 通 彦	松江市教育委員長		第3部会
草 野 武 彦	公募委員		第3部会
小 谷 武	NPO斐伊川流域環境ネットワーク理事長		第1部会
後 藤 裕 志	松江青年会議所直前理事長		第2部会 副部会長
佐 伯 千 尋	連合島根松江地域協議会副議長		第2部会
坂 本 和 子	松江市消費者問題研究会副会長		第3部会
坂 本 和 子	NPOしまね子どもセンター理事長		第1部会
鷗 鶴 修 一	松江地区観光客誘致推進協議会副会長		第2部会
篠 原 栄	松江市議会議員		第3部会
白 石 光 生	松江市PTA連合会会長代行		第3部会
周 藤 重 夫	NPOコンティゴしまね事務局長		第3部会
高 木 幹一郎	経済同友会副代表幹事		第2部会
高 橋 正 治	宍道湖漁業協同組合参事		第2部会
田 中 健 久	松江体育協会事務局長		第2部会
玉 木 克 廣	くにびき農業協同組合代表理事専務(平成18年7月10日から)		第2部会
(前)井 上 嘉保留	" (平成18年7月9日まで)		
土 江 勝 範	宍道町商工会事務局長		第1部会
坪 倉 公 治	松江工業高等専門学校教授		第2部会 部会長
出 川 修 治	松江市議会議員		第2部会
中 村 宗 良	鹿島町商工会会長		第2部会
仁 田 玲 江	松江市公民館長会(白瀧公民館長)		第3部会
原 敏	松江市文化協会会長		第3部会 部会長
原 田 圭 介	松江市職員ユニオン執行委員長		第1部会
日 高 妊 子	松江市連合婦人会会長		第1部会 副部会長
平 川 眞 代	まつえ男女共同参画ネットワーク専門委員		第2部会
比 良 幸 男	松江市議会議員		第2部会
福 井 幸 夫	松江市身障者福祉協会会長		第3部会
福 間 敬 司	玉湯地域協議会委員		第2部会
三 角 邦 男	美保関地域協議会委員		第2部会
森 脇 幸 好	松江市議会議員		第1部会
山 本 沙耶佳	大学生(島根大学法文学部)(平成19年3月19日から)		第1部会
(前)山 室 瑠璃江	" (平成19年3月18日まで)		
山 本 千代則	JFしまね理事(前恵曇漁業協同組合代表理事組合長)		第2部会
山 本 廣 基	島根大学副学長	会 長	第1部会
吉 金 隆	松江市議会議員		第3部会
渡 部 好 晴	八束地域協議会委員		第1部会
50名			

第1部会 都市基盤・環境・防災、第2部会 産業・観光・財政、第3部会 福祉・教育・協働のまちづくり

## 松江市総合計画審議会等の経過

### 総合計画審議会

- 第1回（平成18年1月13日）
- 1 委嘱状交付
  - 2 会長互選
  - 3 諮問
  - 4 概要説明
    - ・総合計画について
    - ・総合計画策定に関する基本方針について
- 第2回（平成18年2月23日）
- 1 中期財政見通し・行財政改革大綱の説明
  - 2 部会構成について
  - 3 市民アンケートについて
- 第3回（平成18年11月24日）
- 1 施策の優先順位の考え方について
  - 2 計画の構成について
  - 3 社会環境の変化（時代潮流）について
  - 4 将来人口推計と目標人口について〔審議未了〕
  - 5 基本理念、将来都市像について〔未審議〕
  - 6 「現況と課題」の取りまとめ結果について〔未審議〕
- 第4回（平成18年12月4日）
- 1 将来人口推計と目標人口について
  - 2 基本理念、将来都市像について
  - 3 「現況と課題」の取りまとめ結果について
- 第5回（平成19年1月26日）
- 1 基本構想について
  - 2 基本理念、将来都市像について
- 第6回（平成19年3月28日）
- 1 松江市総合計画「第1部 総合計画の策定にあたって」について
  - 2 松江市総合計画「第2部 基本構想」について
  - 3 松江市総合計画「第3部 基本計画」について
- 第7回（平成19年5月24日）
- 1 パブリックコメントの実施結果について
  - 2 タウンミーティングの実施結果について
  - 3 総合計画（案）について

**まちづくりアンケート** (平成 18 年 3 月 17 日～3 月 30 日)  
18 歳以上市民 10,000 人、回答者 5,850 人 (58.5%)

**中学生アンケート** (平成 18 年 6 月中)  
市内全中学校 3 年生全員、回答数 1,910 人

**地域座談会** (平成 18 年 6 月 17 日～9 月 6 日)  
市内 28 地区、参加者 1,056 人 提出意見数 515 件

**パブリックコメント** (平成 19 年 4 月 13 日～5 月 2 日)  
本庁、支所、公民館、ホームページ 提出意見数 14 件

**タウンミーティング** (平成 19 年 4 月 22 日) 松江テルサ 参加者 52 人  
(平成 19 年 4 月 28 日) くにびきメッセ 参加者 79 人  
提出意見数 37 件

#### **第 1 部会 (都市基盤、環境、防災)**

- 第 1 回 (平成 18 年 5 月 18 日) 1 部会長、副部会長の選任  
2 松江市の現状把握  
・市の全体像  
・分野別 (都市基盤・環境・防災) の状況  
3 企業・団体ヒアリングについて  
4 アンケート結果 (速報) について
- 第 2 回 (平成 18 年 10 月 20 日) 1 アンケート結果について  
まちづくりアンケート  
中学生アンケート  
2 地域座談会開催結果について  
3 施策項目別課題の検討 (都市基盤・環境・防災)
- 第 3 回 (平成 19 年 2 月 2 日) 1 基本理念・将来都市像について  
2 基本計画 (案) [都市基盤・環境・防災] について
- 第 4 回 (平成 19 年 2 月 13 日) 1 基本計画 (案) [都市基盤・環境・防災] について

## 第2部会（産業、観光、財政）

- 第1回（平成18年5月18日）
- 1 部会長、副部会長の選任
  - 2 松江市の現状把握
    - ・市の全体像
    - ・分野別（産業・観光・財政）の状況
  - 3 企業・団体ヒアリングについて
  - 4 アンケート結果（速報）について
- 第2回（平成18年5月29日）
- 1 松江市の現状把握（分野別の状況）
  - 2 市民アンケートの集計について
  - 3 企業・団体ヒアリングについて
- 第3回（平成18年10月16日）
- 1 アンケート結果について
    - まちづくりアンケート
    - 中学生アンケート
  - 2 地域座談会開催結果について
  - 3 施策項目別課題の検討（産業・観光・財政）
- 第4回（平成19年1月29日）
- 1 基本計画（案）〔産業・観光・財政〕について
- 第5回（平成19年2月5日）
- 1 基本理念・将来都市像について
  - 2 基本計画（案）〔産業・観光・財政〕について

## 第3部会（福祉、教育、協働のまちづくり）

- 第1回（平成18年5月18日）
- 1 部会長、副部会長の選任
  - 2 松江市の現状把握
    - ・市の全体像
    - ・分野別（福祉・教育・まちづくり）の状況
  - 3 企業・団体ヒアリングについて
  - 4 アンケート結果（速報）について
- 第2回（平成18年5月31日）
- 1 松江市の現状把握（分野別の状況）
  - 2 市民アンケートの集計について
  - 3 企業・団体ヒアリングについて

- 第3回（平成18年10月13日）
- 1 アンケート結果について  
まちづくりアンケート  
中学生アンケート
  - 2 地域座談会開催結果について
  - 3 施策項目別課題の検討（福祉・教育・まちづくり）
- 第4回（平成19年1月31日）
- 1 基本計画（案）〔福祉・教育・まちづくり〕について
- 第5回（平成19年2月8日）
- 1 基本理念・将来都市像について
  - 2 基本計画（案）〔福祉・教育・まちづくり〕について

**松江市議会・松江市総合計画特別委員会**

- 松江市議会定例会（平成19年6月29日）
- 松江市総合計画を定めることについて提案
  - 松江市総合計画特別委員会設置

松江市総合計画特別委員会

- 第1回（平成19年7月13日）
- 第1部、第2部について質疑
- 第2回（平成19年7月20日）
- 第1部、第2部及び第3部の第1章から第4章までについて質疑
- 第3回（平成19年7月31日）
- 第3部 第5章～第8章について質疑
- 第4回（平成19年8月27日）
- 意見
  - 採決

- 松江市議会定例会（平成19年9月12日）
- 松江市総合計画特別委員会委員長報告
  - 可決

政 第 4 3 3 号  
平成 18 年 1 月 13 日

松江市総合計画審議会

会長 山 本 廣 基 様

松江市長 松 浦 正 敬

松江市総合計画について（諮問）

松江市総合計画の策定にあたり、松江市総合計画審議会設置条例  
第 2 条の規定に基づき、基本構想及び前期基本計画について、貴審  
議会の意見を求めます。

平成 19 年 5 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬 様

松江市総合計画審議会

会長 山 本 廣 基

松江市総合計画について（答申）

平成 18 年 1 月 13 日付け政第 433 号によって本審議会に対し諮問のあった標記の件について、市民意見を踏まえ慎重に審議した結果、基本構想及び前期基本計画で構成する松江市総合計画を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

この総合計画において、松江市のめざす将来都市像を「水と緑、歴史と教育を大切にし伸びゆく国際文化観光都市・松江」と定めました。

将来にわたって住みよい松江をつくりあげるために、定住施策の推進や松江開府 400 年祭など、重点プロジェクトに掲げた事業をはじめとして、この計画に掲げた事業の着実な実施を求めるとともに、その推進にあたっては市民と一体となった積極的な取り組みを行われるよう要望します。

## 松江国際文化観光都市建設法（昭和二十六年三月一日法律第七号）

## （目的）

第一条 この法律は、松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によつて、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする。

## （計画及び事業）

第二条 松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとする。

2 松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする。

## （事業の執行）

第三条 松江国際文化観光都市建設事業は、松江市が執行する。

2 松江市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、松江国際文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

## （事業の援助）

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、松江国際文化観光都市建設事業が第一条の目的に果たし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

## （特別の助成）

第五条 国は、松江国際文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

## （報告）

第六条 松江国際文化観光都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも、六箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、松江国際文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

## （法律の適用）

第七条 松江国際文化観光都市建設計画及び松江国際文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法を適用するものとする。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の松江都市計画事業は、これを松江国際文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、松江市の住民の投票に付するものとする。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号） 略

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 略